



論文 公務日記にみる近代村の成立過程 : 秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻

著者	渡部 圭一, 芳賀 和樹, 福田 恵, 湯澤 規子, 加藤 衛弘
雑誌名	筑波大学農林社会経済研究
巻	32
ページ	1-67
発行年	2016-12-31
その他のタイトル	Understanding the Making of a Modern Village through a Municipal Official 's Work Journals: Introduction and Translation of Minatoke Monjo Archives in Akita Domain
URL	http://hdl.handle.net/2241/00146076

公務日記にみる近代村の成立過程
— 秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻 —

渡部圭一¹⁾・芳賀和樹²⁾・福田 恵³⁾・湯澤規子⁴⁾・加藤衛拓^{5)†}

- 1) 滋賀県立琵琶湖博物館
- 2) 日本学術振興会特別研究員 PD (東京農工大学大学院農学研究院)
- 3) 広島大学総合科学研究科
- 4) 筑波大学生命環境系
- 5) 筑波大学生命環境系

Understanding the Making of a Modern Village through a Municipal Official's Work Journals:
Introduction and Translation of *Minatoke Monjo* Archives in Akita Domain

Keiichi WATANABE¹⁾, Kazuki HAGA²⁾, Satoshi FUKUDA³⁾,
Noriko YUZAWA⁴⁾ and Morihiko KATO^{5)†}

- 1) Lake Biwa Museum
- 2) Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science
- 3) Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University
- 4) Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba
- 5) Faculty of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

The objective of this paper is to make public the translation of the *Minatoke Monjo* Archives and to show the process of formation of a modern village at the beginning of the Meiji period by an analysis of these archived documents.

During the Edo period, regional village units in the Akita Domain consisted of one *hongo* village and multiple *shigo* villages under the rule of the *hongo*. The village officials of the *hongo* were called *kimoiri*. The Minatoke family have long kept the old documents, as the *kimoiri* of Arase Village (which is now Ani-arase District, Kita-akita City, Akita Prefecture).

Furthermore, the Minatoke family continued to play an important role in the newly established village government as *kocho* and *sodai* even after the Meiji restoration. For this reason, the *Minatoke Monjo* Archives consist of many documents from the post-Meiji restoration period.

In this paper, the translation of a daily journal on the conduct of day-to-day government work by Minato Yukichi (1841-1910) in the *Minatoke Monjo* Archives is presented, and the following conclusions are drawn from the analysis of the journal.

First, the regional network of *hongo* and *shigo* formed in the Edo period had actually remained and still functioned until the beginning of the Meiji period. Representatives such as *gocho* and *sodai* were appointed in *shigo* villages, and worked together with the representative of the *hongo* in running the regional village government. Secondly, the *hongo* and *shigo* organized *yoriai* as a place for decision making. In the *yoriai*, such topics as sharing of expenses, building schools, and the construction of bridges and roads, were frequently discussed. The *hongo* and *shigo* also worked together in implementing a land tax reform.

These findings indicate that the regional network of village units formed in the Edo period did not dissolve in the Meiji period, but rather had become the base-units for the new municipalities in the municipal mergers that followed.

Keywords: modern village, network of village units, municipal official's work journals, *yoriai*, land-tax reform

† kato.morihiko.ft@u.tsukuba.ac.jp

1. はじめに

北秋田市は秋田県の北部中央の山間地に位置し、北へ流れる阿仁川（米代川の支流）の流域一帯を占めている。荒瀬地区（近世の秋田郡荒瀬村、現在の北秋田市阿仁荒瀬）は流域の最上流にあり、かつて全国第2位の産銅量を誇った阿仁銅山の山麓に位置し、南東には霊山として名高い森吉山を仰いでいる。私たちは、2010年から、荒瀬地区の旧肝煎家である湊榮興家に遺された古文書およそ900点の整理と分析を進め、基礎史料となる近世期の文書の翻刻・紹介を進めてきた^(注1)。

秋田藩の地方支配では、地域の拠点となるひとつの村（本郷）を中心に、そこに比較的小規模な複数の村々（枝郷）を従属させる制度が設けられていた。本郷の村役人を肝煎、枝郷の村役人を地主とよぶ。荒瀬村にも本郷のひとつとして肝煎がおかれ、周辺の間集落群を枝郷として従えていた。この荒瀬村の肝煎を世襲的に務めてきたのが湊家であり、同家が管理してきた18世紀以降の史料は、阿仁川流域の肝煎家文書としては他に類のない質と量をもつ。そしてこれまでの私たちの湊家文書の考察から、近世の阿仁川流域の社会は予想以上に複雑な構成をもつことがわかってきた。

一般に秋田藩領の村々では、有力な肝煎が大庄屋に相当する「親郷肝煎」となり、周辺の村々を寄郷として従属させていた（親郷－寄郷関係）。これに対して阿仁川流域の村々の肝煎たちは「親郷肝煎」を年番で担当し^(注2)、のちの小区に匹敵する広域の行財政を執行していた。さらに各村は、その配下に多数の枝郷の村を従えていた（本郷－枝郷関係）。本郷と枝郷はきわめて階層的な関係にあり、広範囲に散らばる枝郷の年貢や財政は本郷肝煎が一括管理していた。村々はいわば二重の広

域ネットワークを形作ったまま、明治初期の地方行政の転換期を迎えたのである。

ところで湊家文書を年代別にみると、その約3分の2は明治期以降に作成されている。多くは家業に関する私文書であるが、一部は村政にも関連がある。これは新体制の村政においても、近世の肝煎家がひきつづき重要な役割を果たしたからであり、とりもなおさず村役人家文書が転換期の村を理解する際に貴重な素材となることを教えてくれる。その好例として、本稿では明治2年から同11年に書かれた公務日記5点を翻刻し、近世に構築されていた村々の広域的なネットワークのゆくえに注目しつつ、明治ゼロ年代における近代村の成立過程を考察することにした。

2. 近代公務日記とは

2.1 湊家文書と公務日記

本論文で取りあげる公務日記は、いずれも湊榮興家文書に含まれるもので、計5点を数える（表1）。1冊目が湊長左衛門を書き手とする以外は、その子勇吉の手になる。明治6年11月以降はほぼ切れ目なしに作成されているので、短期間とはいえ、後述する大区小区制下の村の動向をみる際の好素材となる。形態はいずれも横半帳で、筆跡も日によって乱れがあるのは、おそらく出先に携行して用いられたからであろう。

『御用控』はもっとも早いもので、前半には明治2年の訴願事件をめぐる日記形式の詳しい記録がある。つぎの『手扣要書』は惣代時代の勇吉によるもので、徴兵調べ、火の用心、伍長の寄合など、村政に関わる内容が豊富である。以後『公私要用控』『日記』『草稿（稿）』まで、日記形式の公務の記録が続く。後二者は勇吉の副戸長・戸長時代の

表1 湊家文書における近代公務日記の概要

表題	時期	形態	書き手	備考	番号
御用控	明治2年10月21日 ～明治3年12月3日	横半帳	湊長左衛門	表題には文久元年西十月とあり。	178
手扣要書	明治6年11月2日 ～明治7年7月17日	横半帳	湊勇吉		530
公私要用控	明治10年1月1日 ～明治10年8月31日	横半帳	湊勇吉		602
日記	明治10年9月1日 ～明治11年9月5日	横半帳	湊勇吉	末尾に文書の写しあり。	604
草稿（稿）	明治11年11月14日 ～明治12年5月10日	横半帳	湊勇吉	後半は別の日記（表題「日記」、明治9年1月1日～4月）を合わせ綴る。末尾に「諸規則書留」あり。	614

出所) 各公務日記（湊榮興家文書178・530・602・604・614）より作成。

注) 番号は湊榮興家文書の整理番号を示す。

もので、小区全体に関わる記事も目につくようになる。

ところで湊家文書には、ほかに数点の日記形式の記録が含まれている。これらはいずれも当主個人としての旅行や見分の記録、あるいは湊家としての土地関係の記録などで^(注3)、惣代や戸長の公務に即して書かれたわけではない。これに対し、表に掲げた日記は一貫して「公的」な内容で占められているのが特徴で、わずかに年始礼の際、公務先とあわせて親類を訪ねたと思われる記事などが目につく程度である。

一方で注意を要するのは、これらの日記は村としての記録ではないことである。記録の対象はあくまで勇吉“個人”の公務だけで、家族、たとえば父親の長左衛門の公務にはいっさい触れていない。『手扣要書』は明治6年11月2日、『日記』は明治10年9月1日に起筆されているが、これはそれぞれ勇吉が惣代と副戸長に任じられた節目の日にあたる。年の変わり目ではなく^(注4)、役職の変わり目が重視された点にも、この日記の性格がよく表れている。

そもそも近代の湊家文書は、近世と違い、本質的に公文書ではない。当時の水無村の小区扱処や荒瀬村事務所には当然、しかるべき簿冊が備え付けられていたはずだが、これらのゆくえは現時点では不明に帰している。村請制の解消にともない、当時の湊家の文書そのものが、近世的な公文書中心のものから家業中心のものへと転換しつつあったことも考慮する必要がある。

家としての文書作成・管理と当時の村政とが物理的に切り離されつつあるなかで、旧村役人“個人”の日記のかたちを借りて、かろうじて残された村政の史料が、ここでいう公務日記にはかならない。したがって公務日記の内容を読み解く際には、まず勇吉個人の行動を規定していた時代的・制度的背景、とりわけ当時の秋田県の地方自治制度の変遷を、十分に踏まえておく必要がある。

2.2 公務日記とその時代—祝日、時計、博覧会—

公務日記の特徴のひとつは、明治という時代を象徴する事物や制度が登場する点である。たとえば、明治6年10月14日には「年中祭日祝日等ノ休暇」を、「元始祭一月三日」「新年祭一月五日」「孝明天皇祭一月三十日」「紀元節二月十一日」「神

武天皇祭四月三日」「新嘗祭九月十七日」「天長節十一月三日」「新嘗祭十一月廿三日」「大祓十二月三十一日」と心得るように、との太政大臣からの通達が書き留められている。

あるいは明治7年1月7日には、勇吉は「主上御写真」、いわゆる御真影の拝謁のための呼び出しを受けている。わざわざ「御写真 御散髪御戒戎服 椅子江御腰掛」と細部を書き留めている点に、明治国家の新しいシンボルが地域に波及していく一齣を見て取ることができる。

おなじく日記のおかれた時代を象徴する事物として、「時計」がある^(注5)。近代における時計はまず「時計台」や「学校時計」など、公的な場に登場した。日記には1か所だけ、明治10年8月21日に、7月分の「時計無尽」として1円92銭4厘を渡すという記述がみられる。個人の時計ではなく、おそらく村の時計の共同購入を図ったものであろう。そこで「無尽」という伝統的な仕組みがとられているのも興味深い。

最後に「博覧会」に着目する。博覧会とは、産業と文化振興のために、生産品、見本、説明図などを展示、即売する会で、日本では明治10年8月21日～11月30日に東京(上野)で開催された「第1回内国勸業博覧会」が最初である。日記では、明治10年9月10日にまさに「東京博覧会出品取纏」の記事があり、「木の葉石」出品にかかる運賃などが書き留められている^(注6)。

これらはいずれも近代における村の新たな制度であり、また近代の村の人々がはじめて見聞した事物である。このあと取り上げていく村や土地に関する村政の展開も、明治初年の国家のめまぐるしい制度展開のもとで生み出され、かつ湊家のような村の役職者たちを媒介として人々のまえに立ち現われた。湊家の日記には、従来にない公務に携わる村政の担い手の様子が生き生きと書き記されている。

2.3 大区小区制と村役人

つぎに公務日記を生み出した同時代の地方自治制度に目を転じてみよう(表2)。明治5年10月10日、明治政府は大区小区制を施行したが、行政単位となる区の設置自体は、明治4年4月10日の戸籍法の布告(太政官布告第170号)にさかのぼる。戸籍事務の実施のために設置された区および戸長

表2 地方自治制度の変遷と荒瀬村・湊家の動向

年	月日	地方自治制度の変遷 ■明治政府 □秋田県	荒瀬村・湊家の動向	出典
明治4年	4月4日	■太政官布告第170号（戸籍法）。戸籍事務のため区と戸長を設置する。		
	4月（日欠）		勇吉、阿仁銅山掛山担御山守見習に任命される。	湊33
	5月（日欠）		阿仁三ヶ処の年番親郷を廃止して親郷をおく。湊家に親郷肝煎を仰せ付ける。	湊314
	8月（日欠）	□戸籍作成のため9大区116小区を設置。小区の戸長・副戸長は民選を原則としたが、急を要したため親郷肝煎・庄屋のなかから官選。	荒瀬村、第5大区11小区の所属となる。	資料pp.299-301、 県史p.125、町史p.153
明治5年	2月（日欠）	□新県に20大区104小区を設置。小区に戸長、小区内の町村に副戸長をおく。	荒瀬村、ひきつづき第5大区11小区に所属する。	県史p.126
	2月（日欠）		長左衛門、第5大区第11小区戸長に任命される。副戸長は前田村庄司作之助、区内手伝は荒瀬村の斎藤弁治・湊多一郎。	湊517・518・555
	4月9日	■太政官布告第117号。庄屋・名主・年寄などの旧村役人は廃止し、戸長・副戸長に改称する。		
	5月2日	□旧来の肝煎・庄屋を廃止し、里長・里正に改称する。		県史p.127
	7月19日	□旧来の親郷所属の村々のなかから年番村を指定し、貢納物を取り扱わせる。	荒瀬村・浦田村が年番村に指定される。	資料p.360
	8月22日	□里長・里正を戸長・手伝に改称する。		県史p.127
	10月10日	■大蔵省布達第146号（大区小区制）。従来の区の外に「小区」の名称を認める。区に区長、小区に副区長をおく。 □大区小区の再編に着手する。	荒瀬村、第2大区4小区の所属となる。	県史p.128
	11月23日	□区長以下職務規制。区長・戸長・副戸長・手伝の職務を定める。戸長は小区内の事務取扱、副戸長・手伝は戸長の補助とする。		資料p.368
明治6年	2月（日欠）	□県下を7大区45小区に再編。大区に正副区長、小区に戸長・副戸長をおく。		
	7月（日欠）	□伍組に関する布告。5戸で1伍とし、副区長・戸長の許可を得て伍長1名を置く。組頭・村用掛などの名称は廃止する。		資料p.385
	7月（日欠）		長左衛門、第2大区4小区戸長に任命される。副戸長は石田武助。	湊527、日記明治7年5月
	7月20日		長左衛門、第2大区4小区副区長に任命される。	湊525
	10月18日	□正副の戸長の補助および伍長の教督等のため伍長惣代を設置。おおむね1村町1員。年番・町役などは廃止する。		資料p.396
	11月2日		勇吉、荒瀬村・荒瀬川村・萱草村・伏影村・笑内村・根子村の惣代に任命される。	湊33、日記明治6年11月2日
明治7年	5月28日		勇吉、第2大区4小区副戸長に任命される。	日記明治7年5月28日
明治8年	4月（日欠）		長左衛門、荒瀬村総代に任命される。	湊540
明治9年	3月5日		勇吉（第2大区4小区副戸長）、勸業事務担当に任命される。手当毎月50銭支給。	湊33
	2月6日		伝治、荒瀬学校訓導補手伝に任命される。	湊603
明治10年	9月1日	□区務改正。大区区務所に区長・書記役をおく。小区内の1町村～数町村の「組合」を設け、組合町村事務所をおき、これに戸長を配す（従来の小区扱所は廃止。小区内のひとつの事務所を首部とする）。区には区総代人、村には村総代人をおく。副区長、年番伍長や伍長惣代などは廃止する。	勇吉、第2大区4小区戸長・荒瀬村担当に任命される。四等月給支給。4小区の首部事務所を水無村に設ける。	資料pp.428-430・432、湊33
		■太政官布告第17号、18号、19号（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）、いわゆる三新法の公布。 □1町村ごとに（希望により数か町村の組合ごとに）役場を設け、戸長1名をおく。		県史p.140

出所）出典欄を参照。略号は、秋田県編（1964）『秋田県史 第5巻 明治編』秋田県→県史、秋田県編（1960）『秋田県史 資料 明治編上』秋田県→資料、阿仁町史編纂委員会編（1992）『阿仁町史』阿仁町→町史、湊家文書→湊（文書番号を付記）、各年の公務日記→日記（年月日を付記）。

がそれにあたる。ただし戸籍法から大区小区制に至るおよそ1年半の間、府県レベルでは、区や戸長を含む地方制度の具体的整備が進められていたことが知られている。秋田県（当初は秋田藩）でもそうした独自の動きは顕著であった^(注7)。

明治4年8月、秋田藩は戸籍作成のため9大区

116小区を設ける。秋田県設置後の明治5年2月には、これを20大区104小区に再編成している。この新たな制度の運用に際して重要な役割を担ったのは、藩政以来の親郷肝煎やそれに準じる有力者であった。たとえば各小区におかれた戸長と副戸長は民選を原則としたが、実際には多くが親郷肝

煎（一部は一般の寄郷の村の肝煎）のうちから官選された。つまり近世に形成されていた親郷一寄郷が小区に円滑に移行したもので、この点は明治5年2月の大区小区の再編時にも同様であったという^(注8)。

その後、明治5年4月9日、政府は庄屋、名主、年寄等旧来の役職名を廃止し、戸長・副戸長に改称する旨の布告を出す（太政官布告第117号）。秋田県では戸長の名称はすでに使用していたが、町村レベルでは旧来の役職名を用いていたため、これ以降、肝煎や庄屋の呼び名は順次改称されていく^(注9)。この前後には親郷の名義も廃されるが、7月19日には、従来の親郷所属の村々のなかから年番村が指定されている。

こうした経緯のなかで、明治5年10月に政府は大蔵省布達第146号により、大区小区制を実施することになる。条文には、「各地方土地ノ便宜ニ寄り一区ニ区長壱人小区ニ副区長等差置候」とあるが、職務の詳細は引き続き府県の判断に委ねられた。県では翌明治6年2月までに従来の大区小区を7大区45小区に改めた。また明治5年11月23日には、区長以下職務規則を公示し、区長は大区、戸長は小区の事務統括、副戸長及び手伝は戸長を補佐することと定めた。

ここに至って近世以来の広域的な親郷一寄郷や親郷肝煎は、主として「小区」を単位とする戸長と副戸長の体制へと装いを変えることになる。この時期には副戸長以下の役職の規定も相次ぐ。明治6年7月には、5戸1組の伍組単位に伍長1名を

おき（従来の組頭の名称は廃止）、同年10月18日には、正副の戸長の補助および伍長の教督にあたらせるため伍長総代の役職を設けた。ここで伍長総代は、おおむね「一村町一員宛」とされている。

さらに明治10年9月1日、秋田県は区務を改正し、小区内の1町村～数町村の「組合」を設け、組合町村事務所をおき（従来の小区扱所は廃止され、小区内のひとつの事務所が首部とされた）、これに戸長を配した。区には区総代人、村には村総代人がおかれた。一方、小区扱所の副区長をはじめ、年番伍長や伍長惣代などは廃止された。いわゆる三新法のひとつ郡区町村編制法（明治11年7月22日太政官布告第17号）の公布寸前のできごとであった。

2.4 問題の所在

明治初年における荒瀬村と湊家の動向もまた、さきの表2に示すように、国と県の制度史と軌を一にしている。荒瀬村は、明治4年8月に第5大区11小区（のち第2大区4小区）に属した。この小区は大阿仁流域のうち浦田村以南の13の「村（町）」で構成されている（表3）。近世には「大阿仁上村々」とよばれた範囲で、当時は各村に肝煎がおかれ、彼らが年番で親郷肝煎を担当するなど、重要な行政単位となっていた。湊家は「上村々」屈指の有力な肝煎で、明治4年5月には湊長左衛門が親郷肝煎に任命され、明治5年7月19日の親郷制度改正でも年番村に指定されている。

ここでいう長左衛門は湊家の9代目で、天保8

表3 第4大区2小区の構成

村名	近世の呼称	明治4年大区小区	明治10年組合町村	明治16年組合戸長役場	明治22年町村	戸数(戸)
荒瀬村	大阿仁上村々	第5大区11小区(のちに第4大区2小区)	戸長1名	組合なし	荒瀬村	413
銀山町			戸長1名(首部)	水無村外4か村	阿仁銅山村の一部	222
水無村			183			
吉田村			戸長1名	阿仁前田外4か村	前田村	52
小測村						22
小様村			47			
五味堀村			78			
森吉村			戸長1名	阿仁前田外4か村	前田村	150
根森田村			67			
小又村			戸長1名	桂瀬浦田組合	米内沢村の一部	84
桂瀬村			48			
浦田村			戸長1名	阿仁前田外4か村	前田村	96
前田村						123

出所) 戸数は公務日記中の明治7年1月「癸酉年区内村々戸籍」による。明治10年・明治16年・明治22年の区分は工藤由四郎編・発行(1962)『阿仁合町郷土誌』、pp.49-51による。

(1837)年に肝煎役を引き継ぎ、明治23年に没するまで長く役職の地位にあった人物である。一般に明治初年の地方行政の転換のなかで、主要な役割を果たし続けたのは旧村役人の家々であったが、湊家もその例外ではない。すなわち長左衛門は、明治5年2月の新県移行時に早くも第5大区11小区の戸長となる。第2大区4小区になってからも、小区の戸長から大区の副区長へと要職を歴任する。親郷肝煎の経験も積んだ長左衛門はまさに適任だったであろう。

一方、日記の書き手勇吉は、天保12年1月15日に長左衛門の長男として生まれ、明治43年6月29日に70歳で没した人物である。明治6年11月2日に伍長惣代を拝命して公職歴をスタートさせると、明治7年5月28日には小区の副戸長、明治10年9月1日には戸長と職位をあげていく。ちなみに勇吉が小区の公職に就いてまもなく長左衛門は引退したようで、明治8年4月には息子に替わるかたちで荒瀬村の惣代に任じられている。

明治初年の短い期間のこととはいえ、親子2代にわたって公務に従事する湊家のありかたは興味をひく。たとえば明治7年5月に地券の書き換えのトラブルに際して勇吉が提出した伺いでは、本人が「伍長惣代」として署名し、長左衛門が「戸長」として奥書するといった光景がみられる^(注10)。ちなみに明治10年2月6日には勇吉の子伝治が荒瀬学校訓導補手伝に就いている。親子孫の三代にわたり、まさに家業として村政を担う旧村役人家のすがたを見て取ることができる。

さいごに荒瀬村一村の概要を示しておく(表4)。小区の他の村に比べると、荒瀬村は一見かなりの戸数規模を誇っているが、これは多数の枝郷の村々を含むためである。枝郷とは先述のとおり、本郷に付属する位置づけとされた村々であるが、地主とよばれる村役人もおかれ、一定の自立性を発揮した面もある。大区小区制が敷かれた明治5年の時点で、荒瀬村とその上流の山間地域には12もの枝郷が存在した。明治6年の日記には各村の戸数も記載されているが、10～20戸規模の小規模な村が多いのは、近世から変わらない傾向である。

さて荒瀬村の場合、親郷一寄郷に相当する「上村々」エリアがそのまま小区の単位となったことは、近世の広域自治の慣習が持ち込まれる重要な素地となったといえる。実際、『秋田県史』に代表

表4 荒瀬村の構成

村名	関係	惣代	伍長	明治6年戸数(戸)
荒瀬村	本郷	1	多数	86
荒瀬川村	枝郷		1	15
萱草村	枝郷	1	1	21
伏影村	枝郷		1	16
笑内村	枝郷		1	18
根子村	枝郷		1	59
幸屋村	枝郷	1	1	29
幸屋渡村	枝郷		1	47
比立内村	枝郷		1	39
戸島内村	枝郷	1	1	44
中村	枝郷		1	22
打当村	枝郷		1	18

出所) 村名は「秋田県第五大区中第二小区羽後国秋田郡荒瀬村略図」(湊榮興家文書521)による。明治6年の戸数および明治7年の普請割付人数は、公務日記中の記載による。
注) 村名欄のうち、網掛けは明治6年11月2日に勇吉が惣代に任命された「担」の範囲を示す。伍長欄の人数は推定を含む。

されるこれまでの通史的研究が示すとおり、湊家のような大庄屋クラスの有力家が、その後の大区・小区レベルの要職を歴任する様相は、各地でみられた。とはいえ秋田藩領の村請制は、親郷一寄郷の関係だけでなく、本郷一枝郷の関係を加えた二重の村々のネットワークを形成していた点に注目する必要がある。

近世に形成されていた村々のネットワークの行方をめぐっては、大区小区制との関連、さらに連合戸長役場の設置(明治17年)から町村合併(明治22年)に至る過程との連続・非連続の両面が、近年注目を集めている^(注11)。しかしながらその事例は、関東地方の組合村など、従来の村落史研究の中心地域に限られており、地域的に偏りがあることは否定できない。また関東地方の組合村は近世後期になって政策的に設定されたものであり、大区小区制との関連は、ごく限られた期間でしか検討できないという制約がある。

これに対して秋田藩領の村々の広域ネットワークは、これまでの村落史研究でほとんど取り上げられてこなかった周辺の地域にありながら、その組織的・重層的な発達という点で他に類をみない特徴をもち、かつ17世紀の村請制の形成当初から近世を通じて長期的に機能してきたものである。これをふまえて本論文では、公務日記に表れた本郷一枝郷の村々の明治初年の動向を読み解くことで、近世の村々で育まれた一種の組合村が、従来

知られていた以上に強い持続力を持ち、近代の地方自治に積極的に関与していくプロセスを明らかにする。

3. 転換期の本郷一枝郷関係

3.1 明治2年の騒動と村役人

湊家の公務日記は、その冒頭に明治2年に起きた大規模な騒動のことを記録している。これは荒瀬村の「小人共」による御役屋（米内沢村所在）への訴願事件と、これに関連して起きた本郷一枝郷内での一連の村方騒動である。小人共は「小間居之者」とも表現され、いわゆる小前百姓（村役人以外の一般の百姓）のことを指す。近世から続く村役人体制が、期せずして克明に描き出されているので、まずこの過程を検討しておこう（表5）。

日記は明治2年10月21日に長左衛門・勇吉親子が自宅を出発するところから始まる。荒瀬村の長百姓3名が同行している。ここには「倅勇吉」とあるので、この段階では日記の書き手は長左衛門であることがわかる。22日に長左衛門と長百姓

が米内沢の御役屋に出頭する。小人共もその場に居合わせ、小人共が提出した訴えが披露されている。23日に小人共、24日には本郷の肝煎と長百姓の取調べが行われている。

のちにこの騒動のことは「本郷より御苦柄」とも語られているので、訴願の主体は本郷荒瀬村の「小人」層であり、荒瀬村内の村役人と一般百姓が対立する構図を読み取ることができる。具体的な争点には日記は触れていないが、村入用をめぐる村役人の不正を小人共の側が糺したものであろう^(注12)。10月21日の時点で、すでに小人共による御役屋への訴えがあり、長左衛門に対して御役屋への出頭命令が出ていたようである。

ところで小人共による御役屋への越訴自体、村をゆるがす大事件であったはずだが、この湊家親子の不在の間、地元の村々では新たな騒動がもちあがっていた。日記の大部分は、この思わぬ事態の記録に割かれている。長左衛門は、騒ぎの発生を22日暮れの慶吉（荒瀬村の長百姓の1名か）からの第一報で知る。夜遅くに枝郷荒瀬川村の地主

表5 明治2年御役屋越訴事件の経過

月 日	本郷村役人の行動	記載順	枝郷村役人の行動	記載順				
10月21日	・長左衛門・勇吉が荒瀬村の自宅を出発。長百姓の兵吉・善左衛門・伊三郎が同行。勇吉と長百姓3名は米内沢へ。長左衛門と太一郎は前田村で下船、庄司兵五郎を訪問し、取扱となる。 ・夜、長左衛門が「両旦那」を訪問、村方一件を相談。	1	・夜、小人2名が幸屋渡村地主豊吉を訪ね、枝郷から提出予定の「書載」の公開を要求。豊吉、荒瀬川村地主九兵衛が所持と虚言。小人2名は九兵衛を訪ねるが、九兵衛は豊吉が所持していると回答。	10				
		2						
10月22日	・朝、勇吉と長百姓が御役屋を訪ねるが留守（このあと再度訪ねるが、暮まで御取扱とならず）。 ・長左衛門が前田村を出て米内沢に到着。 ・暮頃、慶吉が米内沢に到着。長左衛門、枝郷から提出予定の「書載」が小人共の反対で延期になったことを知る。 ・暮、御役屋の呼び出しに応じて長左衛門・長百姓が出頭。小人共も出頭。小人共が提出した書類を読み聞かせられる。翌日以降の双方の取調べが命じられる。 ・暮六つ頃、村方の不穏を察し、勇吉を荒瀬村に帰す。また「書載」延期のことを「庄司様」に伝えるため、太一郎を前田村に向かわせる。 ・暮六つ頃、九兵衛が米内沢へ。本郷の小人の妨害で「書載」を延期した詳しい経緯を報告。長左衛門、ご大儀千万と応じる。 ・夜、太一郎が前田村の兵之助宅に滞在。居合わせた幸屋村政五郎から「書載」延期の経緯を聞く。	5	・朝、小人2名が、御役屋へ向かう豊吉を待ち伏せ。「書載」の公開を迫る。豊吉、自己判断では見せられないとして、一同で「庄司殿」へ向かう。 ・「庄司殿」から「書載」を読み聞かせ。小人の要求で文言1か所を修正。また文書を貸し出し。小人中は豊吉の引き渡しを要求するが、「庄司殿」により宥められる。 ・「庄司殿」より、今日中に豊吉を中心に地主中の寄合を開くこと、九兵衛から米内沢の肝煎に「書載」延期のことを伝えるように指示される。	10				
		4						
		6						
		7						
		6・8						
		9						
		10						
		10月23日			・朝飯頃、太一郎が前田村から米内沢へ戻り、「書載」を延期したさらに詳しい経緯を報告。 ・朝飯後、長左衛門と長百姓4名が御役屋に出頭するが、小人共の取調べ後に呼び出すとして宿に帰される。終日呼び出しなし。	10		
		11						
10月24日	・長左衛門と長百姓4名が御役屋に出頭、取調べを受ける。	12						

出所)『御用控』(湊榮興家文書178)より作成。

九兵衛から具体的な報告が入り、翌朝には太一郎によってさらに詳細な情報もたらされている。

第一報によれば「支配より差出候書載之義、小人共彼是申候二付、差扣候趣申聞候」とあって、長左衛門も「村方も不隠（穩）」と危惧している。なんらかの「書載」の提出を予定していたところ、小人共の妨害で頓挫し、延期となったという。ここでいう「支配」とは、荒瀬村肝煎の支配下にある枝郷村々を指す。つまり枝郷の村々の間で何らかの「書載」を用意しており、それは小人共による訴願に対抗するもの（あるいは本郷の村役人側に加担するもの）であつたらしいのである。

つづく第二、第三の情報によって、騒動の背景を探ってみよう。まず太一郎の注進によると、小人共は21日の夜、代表2名を幸屋渡村の地主豊吉に差し向け、「書載」の公開を要求した。豊吉は、荒瀬川村の地主九兵衛が所持していると答えたが、これは虚言であつたことがすぐに発覚する。翌朝、小人2名は米内沢に向かう豊吉を待ち伏せした。自己判断では見せられないと渋る豊吉に対し、前田村の庄司家で直談判に及び、文書の一部訂正と借用を果たす。あまつさえ小人中は豊吉の連行を要求している。

九兵衛の報告も似た内容であるが、その際、彼は次の発言を残している。「此度支配村々ニ而迷惑も無之処、本郷より御苦柄申上候二付、勞煩ニ相成候而ハ支配村々迷惑ニ相及候ゆへ、地主中書載を以、今日幸屋渡地主名代豊吉并ニ私、書載持參致候事ニ」云々。「地主名代」の語から、豊吉と九兵衛の2名は枝郷地主の代表として行動していたことが読み取れる。22日に「書載」の延期を決断すると、その日のうちに「支配地主中今日相寄相談」を設けている点にも、意思決定の主体としての枝郷の村役人の緊密な連携ぶりが表れている。

さらに興味深いのは、本郷の小人共の運動に対し、枝郷地主たちは「支配村々迷惑ニ相及」と消極的な態度をとっていることである。小人共の動きの鎮静化をはかる点で、本郷の村役人と基本的に同調しているわけである。では本郷一村の問題に枝郷の地主が介入するのはなぜであろうか。注目されるのは、庄司家で直談判に及んだ本郷の小人共の主張が「万一支配小人壺人たりとも迷惑筋申上候ハ、如何被成候哉」（23日朝の太一郎による報告）と記録されている点である。

「迷惑筋」とはこの場合、訴訟沙汰のことを指す。また「支配小人」とは、枝郷の村々の小人層を意味する。つまり本郷の小人共は、枝郷の小人層からも訴願に同調するものが出るかもしれないと、騒動の飛び火の可能性をちらつかせながら「書載」の公開を迫っているのである。実際、荒瀬村の小人共たちは枝郷へのオルグ活動を進めていた形跡がある^(注13)。枝郷の地主による訴願活動の鎮静化は、自村への波及を防ぐ意図をもっていたということになる。

私たちは前稿で、江戸時代後期の19世紀には本郷に対する枝郷の裁量の強まりがあつたことを、村入用の割付方法や備蓄米の管理の場面に見出しておいた^(注14)。この明治2年10月の一件をみても、その傾向は歴然としている。枝郷の地主に対し、本郷の肝煎が上位にあることはまちがいないが（たとえば九兵衛は長左衛門のことを「親方」、太一郎は「肝煎殿」と表現している）、肝煎の権威は絶対的なものではなく、広域的に連帯する枝郷の地主たちや、ときには村政の監視を強める小人層との協調が求められたのである。

3.2 大区小区制と村役人

先述のとおり、明治6年10月18日、秋田県は伍長惣代を設置した。湊勇吉がこの「惣代」（日記中ではたんに惣代と書かれるので、これに従う）に任命されたのは、それからまもない明治6年11月2日のことである。これ以前には明治4年4月に阿仁銅山掛山担御山守見習を経験していた程度であつた勇吉にとって、惣代拜命は、新制度における公職歴の始まりを告げるものであつた。公務日記のなかでもっとも大部な1冊が、この惣代の辞令書の写しとともに書き起されていることにも、若い勇吉の決意が表れている。

3.2.1 肝煎から惣代へ

この惣代とはどのような立場であつたのか、小区13か村のひとつ吉田村を例にみておく。明治10年7月28日、勇吉は吉田村の区費催促に赴き、「惣代吉田伊右衛門」に止宿する。このとき「同村伍長人別」として9名の名前が書き上げられている。さらに区費未納者と思われる百姓2名には、「伊之松組」など、伍長の名前を冠した「組」名が書かれている。つまり吉田村は1名の惣代をおき、その内部は複数の伍長と、これを代表者とする「組」

に編成されていたことがわかる（ただし「組」の数は明記されていない）。

一方、広大な枝郷エリアを抱える荒瀬村では、惣代の置かれかたに特徴がある。すなわち上記の辞令書では、湊勇吉に対し、荒瀬村・荒瀬川村・萱草村・伏影村・笑内村・根子村の惣代が命じられている。この5か村は荒瀬村に近く、地理的にもある程度のまとまりがある。また明治6年には、徴兵調べの結果が「荒瀬担」「比立内担」「中村担」という3つの単位で集計・報告された例がある。村の立地からみると、幸屋村・幸屋渡村・比立内村が「比立内担」、最上流域の戸島内村・中村・打当村が「中村担」にあたるものと考えられる（前掲表4参照）。

重要なのは、勇吉が「荒瀬担」の惣代となったのと同じく、「比立内担」と「中村担」にもそれぞれ惣代がおかれたことである^(注15)。この「担」にはのちにひとつが加わり、明治7年5月3日の小区内の惣代の寄合には4名が出席している（このときには普請にかかる出費を打当3か村、比立内3か村、中ヶ田村、および本郷に対して割り付けた記事もある）。この少し前の明治7年3月12日に「中ヶ田四ヶ村」の総代を仰せ付けた記事がある。この新設の4か村はおそらく萱草・伏影・笑内・根子を指すものと思われる。

3.2.2 小区の組織

公務日記には、小区の惣代の全体像がわかる記事がある。たとえば明治7年3月17日に扱処が出した鑑札所持者の取調の指示は、6か村（荒瀬村・銀山町・水無村・吉田村・小淵村・小様村）の「村々惣代殿」にあてられている。また明治7年5月3日には小区の扱処に13か村すべての惣代が招集されているが、このときの人数は18名とある。荒瀬村で広範囲の枝郷にも惣代を配したのと同じ事情で、複数の惣代がおかれた村が、ほかに若干あったことになる。

ここでいう小区の惣代たちが定期的に寄合をもっていたのかどうか、現時点では不明とせざるをえないが、いずれにしても惣代は、本郷クラスの個々の村に、ほぼ1名ずつおかれたことは確実である。湊家がそうであったように、多くは旧肝煎の家が務めた可能性が高く、その意味で、本郷の肝煎を主体とする「上村々」という広域のまとまりは、「小区」のもとで温存されたといえる。

3.2.3 本郷の村落組織

つぎに荒瀬村の内部の村落組織に目を移してみよう。伍長のありかたを知らせる史料として、日記には明治6年11月5日に扱処が出した「月番五長」の任命書が写されている。当時10名いた荒瀬村の伍長を2組に分け、1か月交替で郷中の事務にあたらせるという。時期的にみて、明治6年7月の県の伍組に関する布告に応じたものと思われる。ただし「月番」制自体は法令にみえないので、荒瀬村の独自の制度であった可能性もある^(注16)。

ふたたび明治6年11月の記事を見ると、伍長の任命書の写しに続き、勇吉は、村内の組を詳細に記録している。それによると、荒瀬村の88軒は17の組にわかれ、それぞれが1軒の「組頭」とそれ以外の4軒で構成されている。面白いことに10名の伍長のほぼ全員はこの組頭でもある。つまり荒瀬村では家々が5戸単位で組をつくり、その代表である組頭の一定数が、伍長を兼ねるかたちをとっていたことがわかる^(注17)。

先の吉田村のケースとあわせて考えると、伍長とこれが率いる「組」は、近世における長百姓と五人組に比定される。荒瀬村の伍長の数はその後も同程度で推移し、たとえば明治10年11月23日に始まる地理系の巡回には、4日間で12名（のべ18名）の伍長が同道している。この数は、近世の本郷における長百姓の構成を彷彿とさせる。長百姓もまた伍長に名を変えて、その地位を保ったのであろう（ただし近世の五人組の実態は、大阿仁においては不明な点が多い）。

3.2.4 枝郷の村落組織

一方、荒瀬村に付属する枝郷のレベルでは、伍長はより柔軟に運用された。まずその人数をみると、たとえば明治7年5月3日の記事では、枝郷鎮守祭典の費用割付について「本郷支郷惣代并ニ五長一ヶ村より一人ツゝ、都合十七人」とある。すでに述べた惣代4名のほかに、枝郷12か村から伍長各1名を加えた数であると理解すれば（もう1名は不明）、本郷と違って枝郷の伍長は、一村の代表者の肩書となっていることがわかる。この地位は、明らかに近世の地主に相当する。

この3年あまり後の明治10年9月1日、秋田県の区務改正にともない、湊勇吉は「四小区戸長荒瀬村担当」に任命される。この際、9月4日付で勇吉は「荒瀬村支郷村々伍長御中」にあてて一種

の挨拶状を送り、戸長拜命のことを周知している。続く9月11日には、伍長たちを荒瀬村の事務所呼び集め、「枝郷村々伍長会議」を開く。日記には、このとき「荒瀬事務所」名で「荒瀬村枝郷旧年番伍長」12名に宛てられた文書が写されている。

この文書の内容は、「今般区御改正ニ付伍長惣代及年番伍長御廢」となったものの、「各々年来一村之主立相勤来候事故（略）是マテ之心得ヲ以当分伍長ニ主立人民迷惑相省世話致候様」というもので、要は従来どおり伍長の地位を保証するので、その務めを果たしてほしいという。前半は、この明治10年の区務改正で、それまでの伍長惣代や年番伍長が廃止されたことに対応しているが、後半で伍長の地位を温存すると述べているのは、荒瀬村独自の措置であったかもしれない。

いずれにしても年番伍長12名という宛先からみて、荒瀬村の枝郷には1名ずつの伍長がいる。明治10年9月の区務改正以後も、枝郷におかれた「伍長」の地位はそのまま保たれている。また、このときの文書の趣旨からみて、本郷の惣代と枝郷の伍長の地位はけっして対等なものではない。つまり本郷―枝郷の代表としての湊家の地位や、本郷肝煎―枝郷地主という村役人システムは、大区小区制のもとで多分に温存されたのである。

最後に、明治10年以降の小区に触れておく。明治10年9月の区務改正の際、4小区は6つの組合に分かれ、それぞれに戸長が任命された。このとき荒瀬村は、枝郷の村々を含めて単独の組合となった（さきの勇吉の戸長の辞令で「荒瀬村担当」とあったのはこのためである）。小区内の組合は、その後、明治16年の組合戸長役場の設置、さらに明治22年の町村制施行によって再編が繰り返されるが、荒瀬とその枝郷エリアは一貫して単独の組合の地位を保った^(注18)。

4. 湊勇吉の活動

4.1 伍長惣代時代

明治初期、肝煎見習から伍長惣代、副戸長、戸長へと進んだ湊勇吉の日記は、大区小区制下における旧肝煎家の役割を考察するうえで格好の素材である。本章では、日記の内容を整理した表6を手がかりに、彼の活動を概観する。

はじめに、明治6年11月から同7年5月までの期間をみてみよう。この間、勇吉は伍長惣代とし

て、戸長である父・長左衛門の補佐にあたっていた。勇吉が荒瀬村・荒瀬川村・萱草村・伏影村・根子村・笑内村の伍長惣代に任命されたのは同6年11月2日であるが、留守中に呼び出しがあったため、名代が水無村に置かれていた第2大区4小区の扱処へ出頭して、辞令書を受け取っている。ちなみに湊家文書には、「四小区扱所」名で発給された辞令書の原本も遺されている^(注19)。

伍長惣代としての職務は多岐にわたるが、なかでも目を引くのが同7年2月17日の記述である。この日、勇吉は寺に荒瀬村の各家の代表者を集めて「御布令」を申し聞かせている。政府や県庁から下達される最新の布告・布令類を住民に理解させることは、伍長惣代の最も基本的な職務のひとつであったろう。この点は、近世の肝煎を想起させて興味深い。

さらに翌3月には、県庁から発行された地券を荒瀬村の住民銘々に配布するとともに、笑内・伏影・打当といった枝郷村々に渡している。この地券は、いうまでもなく土地の所有権と、それに附随する納税義務を明示した重要書類である。先の「御布令」の件をあわせても、わずかな記述に過ぎないが、明治維新によって様々な制度が改正されるなかで、それらを住民に周知させ、実行に移していく勇吉の姿が垣間みえる。

来訪した諸役人の対応も、伍長惣代の仕事であった。たとえば、同年3月22日に副区長大和田清風らが村を訪れると、勇吉は翌日から3日間、副区長らとともに枝郷村々を巡回した。また翌4月9日～10日には、秋田県の公債掛に宿を提供するとともに、小沢鉦山を見物したいという要望に応じて、案内を1名付けている。

一方で、村落内部で生じた問題の解決にも奔走していた。明治7年1月11日、勇吉は笑内村長助・幸屋渡村と五左衛門間の土地売買の紛争を処理するため、扱処へ関係者とともに出頭している。また同年4月28日には、「出戸弥開発主・長坂開発主共」からの苦情を受けて、杉森沢に接続する堰（用水路）の見分を実施した。背景は不明であるが、おそらく耕地開発にともなう水利上のトラブルであろう。耕地開発という点では、前年の11月15日に、大野尻村の伊勢屋喜七郎から新田の見分を依頼されていることも指摘できる。

明治6年12月17日～翌7年1月25日には、断

表6 公務日記にみる湊勇吉の活動

職	年	月	日	内容	番号
伍長惣代	6	11	2	勇吉、荒瀬村・荒瀬川村・萱草村・伏影村・根子村・笑内村の惣代に任命される。	530
			12	勇吉、徴兵調と火の用心について申し渡す。「伍長中寄せ」が開かれる。	
			14	粕内橋の普請が開始される。	
			15	勇吉、大野尻村の新田開発について見分を依頼される。	
			21	地券係から荒瀬村村役人へ、地券発行に関して県庁へ出頭するよう指示あり。	
			23	「組頭寄せ」が開かれる。	
			27	戸長局が長十郎宅から移される。	
			?	馬の競売が開催される。	
		12	6	[佐藤] 三左衛門ら、地券取調に参上 (~ 17日)。	
			22	[高橋] 慶助と [佐藤] 三左衛門、県庁へ出張。	
			26	長寿御賞のため、該当者3名の名代が県庁へ出張 (~ 29日)。	
			?	荒瀬村戸長湊左衛門、勇吉による鉱山試掘を県庁へ届け出る。	
副戸長	7	1	2	勇吉、前年の「物成取立帳」を仕立てる。	614
			7	各区区長、県庁での御真影拝謁を命じられる。	
		11	勇吉、伍長らに用向を伝える。勇吉、笑内村長助・幸屋渡村と五左衛門間の土地売買の紛争処理のため水無扱処へ出張。		
		2	3 「支郷村々伍長共寄せ (支郷惣代并伍長寄せ)」が開かれる。		
			9	勇吉ら、小沢鉱山の火事に駆け付ける。	
			11	「五伍寄せ」が開かれる。	
			12	勇吉、[高橋] 慶助に粕内堰上流への新堰普請について調査させる。	
			13	勇吉、堰根留自普請のため、佐山沢などを調査して区内舎に報告。	
			15	「伍長共寄せ」が開かれる。	
			17	勇吉、寺に村人を集めて「御布令」を申し渡し、火の用心について相談。	
		3	2	勇吉、笑内村・伏影村へ地券と下調帳を渡す (~ 3日)。	
			5	勇吉、寺で荒瀬村分の地券を銘々に配布。	
			12	武田吉右衛門・上杉八郎右衛門、扱処にて惣代に任命される。	
			14	勇吉、打当三か村へ地券と下調帳を渡す。地券の間違いが発見される。	
			17	扱処から吉田・小淵・小様・荒瀬・銀山・水無の惣代へ、酒屋・染屋・鍛冶屋などの鑑札について届け出るよう指示あり。	
			20	伏影村郷中分の地券が発行される (林5枚・野1枚)。	
			22	副区長大和田清風ら、廻村のために来訪。	
			23	勇吉、副区長らとともに比立内村・中村・萱草村などを廻村 (~ 25日)。	
	4	1	勇吉、伍長らへ用向を伝える。		
		9	公債掛官員が来訪 (~ 10日)。		
		12	羽生氏熟ら官員、公債証書下げ渡しのために来訪。		
		20	勇吉、地券および税金について再調査を実施する。		
		28	勇吉ら、苦情を受けて堰を見分。		
	5	3	扱処から呼び出しがあり、勇吉ら惣代、出頭のうえ郷社祭典経費について相談。		
		6	勇吉、萱草村・荒瀬村から橋釣木の伐木税を徴収。		
		?	地券の間違いが発見される。		
		28	勇吉、[地券書き替え願いのため] 県庁へ出張。		
		同	勇吉、水無扱処にて第2大区4小区副戸長に任命される。		
	6	22	勇吉、病院で受診。		
	7	16	荒瀬村惣代へ、徴兵について連絡あり。		
		17	[伍長惣代] 佐藤三左衛門、県庁へ出張。		
8	10	19	副区長大和田清風、大区会議のため大館町へ出張 (~ 23日?)。		
9	1	1	勇吉、扱処へ年始の挨拶。	602	
		2	勇吉、小沢鉱山へ年始の挨拶。		
		5	勇吉、扱処へ出張。		
		6	勇吉、寺々へ年始の挨拶。		
		7	勇吉、扱処へ出張。		
		16	勇吉、鉱山へ出張して味噌を渡す。		
		28	勇吉、貢米蔵見分のため浦田村・桂瀬村・小又村・吉田村を巡回 (~ 29日)。		
	2	1	勇吉、鉱山へ出張して味噌を渡し、その受領証を扱処の戸長橋本に提出。		
	3	3	勇吉、銀山町倉庫へ貢米上納のため出張。		
	4	5	勇吉、増沢村倉庫へ貢米上納のため出張 (~ 6日)。		
	5	10	勇吉、地籍 (地租) 改正のため荒瀬村・吉田村・桂瀬村・浦田村・下羽立村・前田村・五味堀村・小淵村・水無村・湯口内村などを巡回 (~ 6月22日)。		
10	1	1	勇吉、扱処へ出頭のうえ副区長大和田武助へ年始の挨拶。	602	
		2	勇吉、小沢鉱山へ年始の挨拶。勇吉ら、水無村の火事に駆け付ける。		
		10	勇吉、荒瀬村・戸島内村の雪車 (ソリ) に検印を打つ (~ 12日)。		
		12	勇吉、酒造について書き上げる。勇吉、扱処で伊勢神宮の御神札を拝受。		
		13	勇吉、雪車に検印を打つ。		
		21	勸業係清岡、博覧会関係の業務で来訪 (~ 24日)。		
	2	5	耕田寺にて寄せが開かれる。		
		6	勇吉、小又村・根森田村・幸屋村・比立内村から雪車税を徴収 (~ 9日)。		
		9	勇吉、「馬口労税」の上納を命じる。		
		17	勇吉、民費徴収のため銀山町・水無村へ出張 (~ 18日)。		
		20	勇吉、銀山町から民費を徴収 (~ 3月7日)。		

戸長	3	5 勇吉、雪車に検印を打つ。 8 勇吉、水無村から民費を徴収（～16日）。 18 秋田県権令国司仙吉、勇吉宅への宿泊を依頼。	604	
	5	18 勇吉、扱処から給料を受け取る。 19 勇吉、県庁から勸業掛手当を受け取る。 24 勇吉、萱草橋の普請経費を鉾山側で支出してくれるよう今林〔永太郎〕へ出願。		
	7	28 勇吉、区費催促のため吉田村へ出張。 ? 勇吉、区費・学校費を徴収。		
	8	11 勇吉、扱処から給料と旅費を受け取る。勇吉、〔県庁から〕勸業掛手当を受け取る。 21 勇吉、時計無尽の当選者に銭を渡す。 30 勇吉、小淵村杉林の伐採に立ち会う（～31日）。 31 勇吉、区費不納分の徴収のため吉田村へ出張。		
	9	1 勇吉、第2大区4小区戸長（荒瀬村担当）に任命される。 2 県庁から勇吉を戸長に任命する書付が届く。 3 勇吉、戸長任命に対する請書を県庁に提出。 4 勇吉、戸長就任につき、荒瀬村枝郷村々伍長に挨拶。 5 勇吉、戸長就任を第2大区区務所へ届け出る。 6 勇吉、荒瀬本村への事務所設置を届け出る。高橋慶助・石田勝賢、書記役を拝命。 10 勇吉、旧扱処から給料と巡回日当を受け取る。 11 「支郷村々伍長会議」が開かれる。荒瀬事務所、枝郷旧年番伍長に対して、当分これまでのように務めてくれるよう依頼。 12 根子村の地籍改正入費割と社地除地に関する紛争が内済される。 14 勇吉、首部事務所へ出頭。 22 勇吉、柏木丈助の依頼で測量器を貸与。 29 茅根喜六郎・丹政吉、官林取締のため荒瀬村とその枝郷を巡回（～30日）。 ? 勇吉、副戸長の給料（9月1～2日分の日割）を受け取る。		
	10	2 勇吉、首部会議へ出席。 4 勇吉ら、改租につき大館へ出張（～9日）。 10 土木掛田中立太郎・真崎清之進が来訪し、萱草橋・繫沢道路などを検査（～15日）。 12 寄合が開かれる。 16 本郷と枝郷が熟議。 27 「下松木内村」浅利助左衛門ら、繫沢道路の普請願いに関して来訪（～29日）。 31 地価帳調成方教示掛菊地善助、水無村へ来訪。勇吉ら、同村へ出張（～11月2日）。		
	11	11 荒瀬村学校が開校。 12 勇吉、早瀬沢新道の普請願書への奥印押印を依頼される。勇吉、伍長らと協議のうえ、第1大区神社復興のため金銭を寄付。 23 地理係川崎、鉾山改正地押のため水無村へ巡回。勇吉ら、同村へ出頭（～25日）。 26 勇吉、萱草鉾山地押につき〔書記役〕石田勝賢を派遣。 ? 勇吉、枝郷伍長らと相談。 27 第2大区書記役小田島太郎が来訪。 28 馬の競売にあわせて、伍長らが相談の場をもつ。 30 勇吉ら、〔地理係〕川崎の検査に立ち会う。		
	12	1 勇吉、〔地理係〕川崎の検査立ち会いのため、佐々木剛治を派遣。 5 「支郷寄合」が開かれる。 7 勇吉、〔地理係〕川崎宛の願書を認める。 9 勇吉、〔地理係〕川崎宛の願書を認める。勇吉、第2大区区長斎藤重光から荒瀬村学校資本金として金30円を受け取る。 12 勇吉ら、区内地租金の上納、繫沢道路の普請願いのため県庁へ出張（～1月5日）。		
	11	1 ? 「支村寄合」が開かれる。 15 勇吉、萱草橋入費、書記役の免職願いなどにつき、区長斎藤重光に書状を認める。 5 17 寄合が開かれる。 19 勸業掛米山俊信、来訪（～20日）。第一課西宮、焼失救助の見分に来訪（～22日）。 25 勸業係大友道恒、博覧会関係の業務で来訪。 26 「土木掛か」村尾忠兵衛、鳥坂橋の検査に来訪。〔書記役〕高橋〔慶助〕、私林伐採の極印打ちのため幸屋渡へ出張。 6 17 区長斎藤重光、繫沢道路・早瀬沢道路見分のため来訪（～19日）。 7 2 勇吉、笑内・伏影間の草飼地紛争処理のため両村に説諭。 6 館岡運治・鈴木喜左衛門、上記紛争処理につき事務所へ出頭。旧扱処の公売入札。 8 勸業掛戸嶋巽、萱草・幸屋両村の石炭所見分のため来訪。 16 勇吉、「馬口労税金」を徴収。 9 5 松橋文蔵、種馬借用のため県庁へ出張。		
	11	14 勇吉、吉田村伊右衛門の栗林を見分。 21 勇吉、角館まで出張（～26日）。		614
	12	16 勇吉、根子の林を見分。		
12	5 10 勇吉、佐山沢の炭釜を見分。 11 勇吉、小倉沢の杉林を見分。			

出所) 各公務日記 (湊榮興家文書530・602・604・614) より作成。

注) [] は日記のほかの箇所を参考にして補った部分。? は日付が明記されていない場合。なお、湊勇吉は明治9年3月5日より勸業事務担当を兼務、明治12年2月15日より学区取締補を兼務。

続的に物成の代納分を徴収している。その範囲は、自身が惣代を務める荒瀬川村・根子村・萱草村に留まらず、幸屋村・幸屋渡村にもおよんだ。農閑期とはいえ、徴税業務で枝郷村々を歩き回る戸長の姿を彷彿とさせる。なお、この点に関連して、同年1月2日には前年の「物成取立帳」を仕立てている。

上記のほか、明治7年5月28日には、おそらく地券の書き替えを出願するため、県庁へと出張している。細かい点では、翌2月9日夜には小沢鉦山の火事に駆け付けていることも注目される。

最後に、村政を担ううえで必須であろう、伍長とのコミュニケーションについて言及しておこう。勇吉の日記には、伍長らとの寄合に関する記事が散見するほか、伍長と推測される人物と仕事を分担している例がしばしば認められる。たとえば、明治6年12月6日～17日には、枝郷の伍長と思われる4名が地券調にあたっているし、翌7年2月12日に新堰普請の調査に派遣された慶助なる人物は、伍長を務めていた高橋慶助のことであろう。このほか、日記には記されていなくとも、勇吉と伍長らは円滑な村政遂行のため、寄合の場以外でも頻繁にコミュニケーションをとっていたと思われる。一方、戸長や副戸長とのやりとりは、日記に明示されていない。それは、戸長である父・長左衛門との日常的な会話のなかで、必要な情報が共有されていたためであろう。

4.2 副戸長時代

勇吉が副戸長を務めていたのは、明治7年5月から同10年8月までのことである。同7年5月28日、上記の通り県庁へと出発した勇吉は、途中扱処に立ち寄った際、副戸長に任命され、その場で権令国司仙吉宛ての請書を提出している。ただし、同7年の後半から翌8年にかけては日記を欠くので、ここでは明治9年1月以降の動向をとりあげる。

まず、正月には扱処と小沢鉦山へ挨拶に出掛けしている。特に後者への年始御礼は、鉦山との関わりが深い荒瀬村ならではの慣習として興味深い。また同9年の場合には、寺々への年始御礼も記録されている。正月の行事としては、同10年1月12日に扱処へ出頭して、伊勢神宮の御神札を拝受していることも見落とせない。

副戸長時代の勇吉が最も労力を割いた仕事は、

租税や民費・区費などに関する事柄であった。租税については、明治9年1月28日～29日に浦田村・桂瀬村・小又村・吉田村の貢米蔵を見分し、同年3月3日と4月5日～6日には、貢米上納のために銀山町・増沢村へと出張した。翌5月～6月は、地籍（地租）改正のための廻村調査に忙殺されている。さらに、明治10年1月には課税対象である雪車（ソリ）に検印を打ち、翌2月6日～9日には小又村・根森田村・幸屋村・比立内村で雪車税の徴収に当たっている。この雪車税の存在は、積雪の多い当該地域の輸送において、雪車が重要な役割を担っていたことを改めて感じさせる。また同2月9日には、博労の長四郎と政五郎に対して「馬口労税」の納入を命じている。

民費・区費については、同10年2月～3月に銀山町・水無村へ出張して民費を徴収し、同年7月28日と8月31日には吉田村へ区費の催促に赴いている。また同年7月には、区費とともに学校費を徴収している様子も窺える。

ところで、こうした勇吉の活動範囲に着目してみると、伍長惣代時代には基本的に本郷と枝郷村々に限られていたものが、副戸長時代にはそれをこえて、小区の全域へと広がっていることが指摘できる。この活動範囲の広がりこそが、副戸長時代の大きな特徴といえる。

4.3 戸長時代

勇吉は明治10年9月1日付で、第2大区4小区の戸長（荒瀬村担当）に任命された。翌日、「秋田県」名で発給された辞令書が手元に届くと^(注20)、同3日、勇吉は権令石田英吉へ請書を提出した。4日には、その旨を伍長らに書面で報告し、今後の変わらぬ協力を求めている。5日には、同じく戸長就任を第2大区の区務所に報告し、そのうえで翌6日には、荒瀬本郷への戸長事務所設置を県に届け出た。さらに11日には、荒瀬事務所の名義で旧年番伍長らに従来通りの助力を仰いでいる。

戸長としての活動では、諸役人への応対が、かなりの割合を占めたようである。戸長就任から間もない明治10年9月29日～30日には、官林巡視に訪れた官員2名に宿を提供するとともに、先導役を2名付けている。

また、明治初年の荒瀬村では、橋や道路の普請が積極的に計画・実行されていたため、これにと

もなう諸役人の来訪も多かった。たとえば、同年10月10日には土木掛が来訪し、萱草橋や繫沢道路などについて検査を実施した。翌11年5月26日にも、土木掛とみられる村尾忠兵衛が鳥坂橋を検査している。翌6月17日には、区長の斎藤重光が村を訪れ、繫沢道路と早瀬沢道路について見分している。

さらに、地租改正関係の動向も見逃せない。明治10年10月31日に、地価帳調成（製）方教示掛が水無村に来訪すると、勇吉は同村へ出張し、3日間滞在した。おそらく、地価帳作成の留意点などが伝達されたものと思われる。これに先立ち、10月上旬には大館へ出張し、改租の指示を受けている。

やや特殊な例ではあるが、明治11年5月19日には、第一課官員の西宮が「当村焼失」の実地見分を実施している。この「当村焼失」は、同年に起こった荒瀬村の大火を指すと考えられる^(注21)。残念ながら、日記は1月下旬～5月中旬の記載を欠くため、大火の被害や事後処理について窺うことはできないが、限られた記述によれば、荒瀬事務所から県庁へ「御救助願」が出されたようである。西宮は、その当否の確認に来訪したのであった。

このほか、区内の地租を上納するため、明治10年12月に、勇吉自ら県庁へと出張している点も注目される。この際には、佐藤三左衛門らも同行して、繫沢道路の普請をあわせて出願した。そのためか、年末年始は帰宅できず、久保田で正月を迎えている。

以上のように、勇吉の公務日記からは、大区小区制のもと、地租改正をはじめとする様々な制度改正に忙殺されながらも、住民を代表する伍長らと頻繁にコミュニケーションを取りつつ、村々の着実な発展に尽力する旧肝煎家の姿が浮かびあがる。特に副戸長・戸長時代には、活動範囲が本郷一枝郷村々から小区の全域に広がり、より広域な行政を担うようになった。この点について、「草稿（稿）」末尾の「諸規則書留」には、明治9年3月10日付けの旅費・日当に関する規則とともに、4小区内外の主要な地点間の里程が書き留められている。ここからは、戸長時代の勇吉が公務先として意識していた範囲を窺うことができる。

5. 寄合と村々

5.1 村の意思決定

公務日記に出てくる寄合の記事をまとめると表7ようになる。寄合の記録のなかで注目されるのは、「枝郷伍長寄合」やそれに近い名称で、本郷と枝郷の全体の協議が頻繁にもたれていることである。会場は荒瀬村に設けられた「事務所」であったと思われる。明確な会議の名称はなく、記載のたびに呼び名が違っている。時期をみると、6～8月に開催例がないのは夏の農繁期を避けたものであろうが、それ以外は各月に散見される。また日記の記録によるかぎり定例化していた形跡はない^(注22)。遠路の伍長に配慮してか、何かのついでで開催となることも多い^(注23)。

寄合のなかには、枝郷に関わりのない、荒瀬村一村のものと思われる例も二、三を数える。たとえば明治7年2月15日には、直前に小沢鉦山を火元とした火災が発生し、5戸が延焼したことに応じて火の用心方法の相談がもたれた。「伍長共寄合」の場で火の用心担当をおくことを決め、その経費について、2日後に寺に村の全戸を集めて1戸あたりの負担額を割り付けている（荒瀬村80戸で均等に割り付けており、枝郷は含まれない）。鉦山の麓に立地する荒瀬村独自の防火対応であろう。

このほか明治6年11月23日の「組頭寄合」も、名称からみて荒瀬村一村の組頭を招集したケースである。明治7年4月1日の伍長中との協議事項は、すべて費用の割付であるが、やはり荒瀬村一村規模の伍長の寄合であった可能性が高い^(注24)。長兵衛の私宅を会場とした明治7年2月11日の「五伍寄合」も同様である。さらに日記のなかには耕田寺でもたれる寄合の例があるが、これは荒瀬村一村で全戸を招集したものと推測される（明治10年2月5日）。荒瀬村の地券状を銘々に手渡したときも寺が会場とされている（明治7年3月5日）。

一方、本郷一枝郷をこえた規模の寄合もある。たとえば明治7年5月3日、小区の扱処における寄合に惣代が招集され、荒瀬村からは勇吉ら4名、全体では18名の惣代が出頭している。このときの議題は郷社の祭典費用などで、区内全戸の負担額を申し合わせている。このほか、わずかながら「大区会議」（明治8年10月19日）の記事がある。会場は大館で、3泊4日と少々大掛かりな旅行であるが、勇吉自身が出張したかどうかは不明である。

表7 公務日記にみる村の寄合

月	期日	寄合の名称	会場	議題
明治6年	■11月12日夕	伍長中寄合	不明	徴兵調べ 火の用心の申し渡し 橋普請開始の決定
	□11月23日夕	組頭寄合	不明	境争論の費用割付 橋の入足割付 赤人足の割付 作徳米の取調べ
明治7年	■1月11日	伍長才足	不明	西年前使御届使調 昨年の御物成徴収 実印の書き上げ
	■2月3日	支郷村々伍長 共寄合(支郷 惣代并伍長寄 合とも)	不明	詰歩使米残の割付 小走船守米の割付 橋普請人足の割付 戸籍帳作成費の割付 堤防自普請の書き上げ 本郷歩使費用の規定
	□2月11日夕	伍伍寄合	長兵衛宅	関根留普請の取調
	□2月15日	火の用心方法 の相談のため 伍長共寄合	不明	火の用心方担当の任命 詰歩使の任命
	□2月17日	当村家頭老人 ツ、招き	寺	常夜番の給料の割付
	□4月1日	伍長中へ用向	不明	地価による割付方針 出県費用の割付 区費の割付 五斗米の割付 過去の出県費用の割付 山林書上費用の割付
	●5月3日	惣代衆申し合 わせ	扱処	鎮守祭典 伐木税金の割付 無尽の取合 地券割誤りの訂正 物成・小売米の取合
	●5月3日か	枝郷惣代との 申し合わせ	不明	伐採の税金の割付 枝郷鎮守祭典費用の割付
明治8年	●10月19日	大区会議	大館	議題の記録なし
明治10年	□2月5日	名称なし (荒瀬村の寄 合か)	耕田寺	飢饉備え 貢租の納入期限 学校費に関する告諭
	■9月11日	支郷村々伍長 会議	荒瀬 事務所か	枝郷伍長の留任を依頼
	■10月12日	支郷村々改租 指示のための 寄合	不明	道路の御普請 橋の普請 分校の設立 地価帳調製の費用割付 金詰の者3名の説諭
	■10月16日	本郷枝郷熟議	不明	学校費の割付 橋の御普請 橋3か所御普請の費用割付 事務所派遣態人の食費規定 村の総代人の旅費規定 巡廻官員の接遇費用規定
明治11年	■11月28日	当村羅馬にあ わせて枝郷伍 長共打寄	荒瀬 村か	税金の三分納徴収 地価帳の大至急提出 郷林取調の迷惑の上申 雪車糞礼出頭の説諭 古四王神社献金の割付 惣代人出頭費用の割付 伍長共出頭費用の割付 神職給料・祭典費協議 分校開校日・書籍注文 馬口労働金の説諭 学校費の徴収
	■12月5日	枝郷寄合	不明	違式御達の説諭 金禄公債利子の受け取り 鉦山再測量の立ち合い費用 惣代人による争論取り扱い
	■1月(日欠)	地価帳の読み 合わせのため 支村寄合	不明	御布告配達方法 地券書き換え手続き 分校の教員補充
	■5月17日	名称なし (枝郷寄合か)	不明	地誌の修正提出 猟銃鑑札返上 山林原野の地租改正 道路掃除 村社の秋祭り祭典 富山先生の改正給料 住民1名の呼出 大区への出頭 杉伐採願いの許可 博覧会の出品 五升米の貸付

出所) 各公務日記(湊築興家文書530・602・604・614)より作成。
注) □は荒瀬村一村の寄合、■は本郷一枝郷の寄合、●は本郷一枝郷より
も広域の寄合を示す。なお明治9年には寄合に該当する記載がない。

これらに比べると、枝郷伍長寄合の特徴は、ま
ず頻度の多さにある。またその性格も単なる村の
寄合とはいえず、議題をみるかぎり大区一小区の
下位に設けられた「公的」な会議である。そのひ
とつの表れは、県の布告類の周知が行われている
点である。たとえば明治10年12月5日の「枝郷
寄合」では、「違式御達説諭」が盛り込まれてい
るが、これは当時各県で布達されていた違式註違条
例の周知をはかったものと思われる。

あるいは明治6年11月12日の「伍長中寄合」で
は、勇吉が徴兵調べについて申し渡している。日
記にはこの調べに関する書式が2点写されている
が、ひとつは個々の世帯から戸長あてに報告する
もの、もうひとつは戸長がこれを大区あてに報告
するものである。この集計が枝郷の「担」単位で
集計されたことは先に触れたが、この経緯からみ
ても、大区一小区(戸長一惣代一伍長)という仕
組みのなかで、枝郷伍長寄合は公務を下支えする
場となっていたのである(注25)。

枝郷伍長寄合のもうひとつの役割は、さまざまな
金銭負担の割付である。たとえば11月28日の「枝
郷伍長共打寄」の場では、いくつかの直前の出費を
「わり合」、つまり各枝郷に負担額を割り付けてい
る。この出費は、県社の依頼に応じて主に勇吉の判
断で本郷と枝郷分をまとめて支出した寄付金(明治
10年11月12日)や、地理係巡回荒瀬村の伍長(の
べ18名)が同道した際の出費(明治10年11月23
日)である(注26)。このような臨時支出は、本郷がいっ
たん立て替え、本郷一枝郷の寄合ですみやかに割付
が行われたのである。

費用に関する申し合わせも多岐にわたる。一例
をあげると、明治10年10月16日の「本郷枝郷熟議」
の場では、巡回する官員に対する接遇費用、荒瀬
事務所が派遣する態人(使者)に対する食費、村
全体に関わる案件の総代人に支払う旅費・日当を、
それぞれ一定額とする規定を交わしている。およ
そ荒瀬村の本郷一枝郷間のオリジナルの取り決
めであって、先述の寄付の割付と同様に、その内
容は本郷一枝郷独自の判断によるものであったと
考えられる。

荒瀬村の本郷一枝郷は、近世には「郷勘定」と
よぶ財政をもち、勘定の担当者を中心に、毎年11
月には定期的な割付計算の寄合を開いていた(注27)。
枝郷伍長寄合もこの延長上にあつて、ある部分ま

では県や小区の下請けというより、本郷一枝郷の独自の村入用管理の場となっていたと考えられる。このことは後述する普請の費用割付にもあてはまる。ただ勇吉の記録はおもに臨時支出に限られているため、定期的な支出を含む当時の村の財政の全体像に迫るには、同時代の文書をより広く検討する必要がある。

5.2 暮らしの基盤の整備

この時期の寄合の主要な議題のひとつに、橋や堰（用水路）といった暮らしの基盤の整備がある。たとえば、明治6年11月12日の寄合では、同14日から粕内橋の普請に取り掛かることが決定された。また、翌7年2月3日の寄合では、十歩一大橋の普請人足の割付が話し合われているし^(注28)、同11日の寄合では、佐山堰と粕内堰の普請にともなう調査について相談がなされた。それに基づき、翌12日には、実際に慶助が調査に派遣されている。同じく5月3日の寄合では、橋の普請用材の伐採にかかった税金が議題となった。橋の普請経費という点では、明治10年10月16日の寄合で、菅生橋・比立内橋・鳥坂橋は「組合村々御普請受持」、萱草橋・本郷橋は「本郷・支郷惣持」と決議されていることも見逃せない。ここからも、寄合が本郷一枝郷の独自の村入用管理の場となっていたことが窺える。

さらに同10年10月の寄合では、新たに繫沢道路の整備が課題として持ち上がった。この繫沢道路は、荒瀬村と仙北郡角館町をつなぐ重要な道路であったが、当時は通行上の問題を抱えていた。そこで同年12月、荒瀬村とその枝郷村々は、話し合いの末、同じく繫沢道路沿いの第5大区2小区の村々と連携して、その整備の必要性を県庁へ訴えた。このときの願書の草案とみられる「繫沢道路修繕及道筋切替御普請願」が、同10月下旬の日記に書き留められているので、以下に内容を紹介しておこう。

同願書によると、繫沢道路は近年官員や旅人が頻繁に往来するようになったが、踏み固めただけの悪路であることに加えて、数か所の川越が必要であり、その通行は容易ではなかった。また、手入れをしようにも、人家のない山道ゆえ行き届かないという。こうした状況に対して村々は、道路が整備されれば「山野之物産」を商品として輸出

でき、「永世活計之目途」も立つとして、路面の修繕と道筋の変更を企画した。さらに「公益」という言葉も用いて、出願の妥当性を強調しようとしている。

この出願が、県庁でどのように処理されたのかは、勇吉の日記ではわからない。しかし、その結果はひとまず措くとしても、本事例からは村人たちが道路という暮らしの基盤を整備し、自村を活性化させようと行動する様子が窺える。

5.3 学校と村々

学校の設立と運営は、近代の村々にとって最も重要な課題のひとつである。『秋田県史』によれば^(注29)、秋田県の教育計画は、管内を4中学区・832小学区に分け、1小区内に8校の小学校を設置する意図であった。ただ小学校の設置の財源はあくまでも区民の負担とされたため、学制の定める1小学区1小学校の原則によらず、「まず、各小区内において学費の準備と教員採用の目当てのついた地区より小学校が設置され、それによって小学区の範囲がおのずから決定されるといった、学制の規定とは逆をたどった」という^(注30)。

荒瀬村でも、勇吉が惣代を務める前後から学校資本金の整備が進んでいた。明治7年1月ころの日記に写された「明治六年二月小改帳」には、銀120匁あまりを「学校・病院資本金として献納」したとする内訳が記録されている。また明治11年『草稿（稿）』の末尾に写された「壬申年（明治5年）分小役免除 取調書上控 荒瀬村」の内訳にも、銀4貫266匁あまりの「学校・病院資本金ニ献金」がある。

秋田県全体では、明治7年4月には60校が開校し、その後、明治11年ころまでにはほとんどの小学校が開校したという（455校）。荒瀬村学校が開校にこぎつけたのは明治10年11月11日のこと^(注31)、開校日には副区長の富山武助ら3名のほか、一足先に設立されていた銀山学校から教師手伝2名が駆けつけている。そしてこの開校直前には、寄合の場でも学校をめぐる協議が活発に行われたようである。

たとえば明治10年2月5日の荒瀬村の寄合で勇吉が学校費の「告諭」を行い、同年10月16日の「本郷枝郷熟議」の議題には「学校割、本月分支郷共同一二割合候事」とある。開校後も、明治10年

11月28日の枝郷伍長たちの寄合で、「学校費取立之事」が議題とされている。おなじ寄合では、分校開校日の期限や必要な書籍の注文について協議されているので、本郷と枝郷の総意として、分校の設立にむけた準備が着々と進められたことが窺える。明治11年1月の枝郷寄合では、分校数か所に教員1名では不行届であるとして、追加の教師1名を届け出ることと合意している。

ところで『秋田県史』によれば^(注32)、小学校の設立維持に必要な学費の調達は、区内の民費に組み込まれたために、その取扱い責任者は小区の戸長と定められていた。当時の小区の正副戸長は地券調査や徴兵調などの一般行政事務が繁忙をきわめていた。それに加えて県は、小学校の設置、就学督励、学費調費などを戸長に急がせた。明治10年12月には、区長・区総代の臨時会を召集し、教育費の徴収について討議の末、五か条の徴収原則を布達している。

戸長としての学費調達などの業務は、日記では断片的な記事にとどまるが、明治10年7月には、区費と学校割を滞納していた2名から、督促のすえに納入が得られたことを書き留めている。学校費が「学校割」の名称で戸別に割り付けられ、戸長によって督促・徴収されていたことがわかる^(注33)。また明治10年12月9日付で、戸長の勇吉から大区区長にあてた荒瀬村学校資本金(金30円)の受取証が出されている。多忙を極める戸長によって「学区取締」および「学費調達」が兼務されていたことを窺い知ることができる。

6. 地租改正と村

6.1 壬申地券の発行

地租改正は大区小区制のもとで実施されるが、その実施地域単位は近世以来の町村であった。大蔵省は明治5年7月4日に全ての土地への地券発行を命じ(大蔵省達第83号)、同年9月4日にはその原則、すなわち検地帳をもとにした地券の発行という方針が示される(大蔵省達第126号)。府県や地域ごとの差は大きいものの、この原則に基づく作業が県庁の指導と村役人の協力によって進められ、明治6年から翌7年にかけてその原簿が作成され、地券が発行されていった^(注34)。

明治6年7月27日の「地租改正法」(太政官布告第271号、同月28日同第272号)公布の段階で、

秋田県ではほとんどの町村において壬申地券の「台帳調整済、地券状渡済或は渡方準備を完了していた」という^(注35)。同年8月14日夜の県庁舎の火災で整理・再調査が必要となった町村も出てきたが^(注36)、秋田県では壬申地券の発行は順次進行していった。ただしその反別等には大きな誤謬があったとされる^(注37)。

阿仁地域では明治6年から7年にかけて壬申地券の準備と発行が進められた。日記によれば、明治6年11月21日には県の地券係から荒瀬村村役人にあてて、壬申地券の速やかな発行が促されるとともに県庁へ出向くよう指示があった。12月22日に慶助と三左衛門が出かけているのは、この呼び出しに応じたものであろう。地券取調は、12月6日から16日にかけて、三左衛門、九兵衛、弥右衛門、吉二郎によって断続的に実施されている。多くは枝郷の伍長であったことが確認できる人物である。同月22日・28日、翌7年1月19日・20日、3月6日には、地券用の上半紙を購入している。これと同じ明治7年1月の「癸酉年(明治6年)区内村々戸籍総計」では、戸数・人員のほか反別・代価(地価)・高・貢米が記されている。

地券状の完成は明治7年3月のことで、3月2日に笑内村の者に、翌3日には伏影村の東兵衛に、それぞれ地券状と下調帳の一式が渡され、6日には荒瀬村内の寺で地券状が荒瀬村の銘々に配布された。14日には打当村の伍長と思われる弥右衛門に、やはり地券状と下調帳の一式が渡されている。また同年3月20日には伏影村郷中分の地券状が、林に5枚、野に1枚発行された。郷林や草飼地が公有地として認められたための発行であろう。

以上のように荒瀬村の本郷一枝郷では明治7年3月に壬申地券とその下調帳が各村と村民に配布されたのである。この間、3月12日には「本郷受取総高」として地券状4831枚と記される。本郷一枝郷全体の壬申地券状の数であろう。前稿^(注38)で示したように、荒瀬村とその周辺では江戸時代を通じて新田開発が継続していたが、検地帳もまたそのつど整備されていた。『秋田県史』が指摘するようにその反別に疑義はあるが、壬申地券の円滑な発行が可能になったのは、近世の検地帳によって筆と所有者とが判明したからだと思われる。具体的な地券調査の方法は不明だが、本郷一枝郷それぞれの伍長が中心になって進め、本郷一枝郷の有

力者が全体を取りまとめたのであろう。

これをうけて明治7年4月1日には、勇吉から伍長たちに対し、租税を壬申地券の金高割にするのはもちろん、貢租皆済に関する出県費、区費、五斗米、山林書上なども同様に金額を地券金高中心に戸々に割り付け、徴収することが周知された。例えば明治5年の貢租皆済について山田兵吉の出県費を、合計13円97銭1厘5毛、内6円98銭6厘を戸割、6円98銭6厘を地券割としている。戸数割と地券割との併用によって徴収されているのである。

さかのぼって3月14日には既に、発行された2筆の地券の間違いが発見されており、4月20日からは「地券筆并ニ税金再取調」が実施された。笑内村、荒瀬川村、萱草村、伏影村、根子村がその対象となる。5月10日には荒瀬村でも同様の問題が起こっている。3月に村方持にした12筆が銀山町の山田理左衛門の所有地であったことが判明し、地券の書き替えを勇吉ら伍長惣代から県令に願い出たのである。

6.2 地租改正の実施

以上のように、荒瀬村の本郷一枝郷では壬申地券が明治7年3月に発行され、同年4月からはこれを中心とした様々な経費の徴収が実行された。明治6年7月には地租改正法が施行されていたが、こちらの作業はこの間進行していない。地租改正法は、一般には明治9年3月24日に地租改正事務局が設置されてから本格的に機能しはじめる。正確な地籍調査と地価算定が地租改正の主要な業務となる^(注39)。

秋田県ではそれに先立つ明治8年5月12日に、「管内土地地籍編成」を計画し、7月中に大区ごとに地租改正の正副総代人を選出させた。第2大区では1小区中に地租改正係副戸長3名を置き、各町村は地主惣代とその推薦による2から7名を専任者と定めた。荒瀬村の本郷一枝郷では佐藤三左衛門と鈴木伊左衛門が地主惣代人に任命される。10月の稲収穫後から降雪する9年1月までに地境の判定と反別の測量を終了し、次に村位等級と収穫の調査が進められた^(注40)。

副戸長となっていた勇吉は、明治9年5月10日から6月22日にかけて、地籍（地租）改正のため、派遣されてきた大区の担当者と思われる黒須に随行して荒瀬村・吉田村・桂瀬村・浦田村・前田村・五味堀村・小淵村・水無村など、4小区の全域を巡回している。その後の作業過程に関して日記に記載はないが、明治10年9月に作成された「改正反別壹筆限惣計表」が書き写されている（表8）。ここには荒瀬村の本郷と枝郷のすべてが計上されている。

表のうち旧反別は壬申地券のものであろう。地租改正事業による実測の結果、反別は数倍広くなっている。このうち官有地第三種とあるのは、官民有区分によって官有地化された町村の共有地である^(注41)。壬申地券ではなかった「切替畑」が史料上に始めて登場し、それが民有地と官有地とに分けられた点が注目される。こうした切替畑の実態解明は今後の重要な課題である。

さて、10月には、戸長勇吉と地主惣代の三左衛門・伊左衛門が大館に出張し、同月7日に「改組御差示」があった。その上で表に示した地価・地

表8 荒瀬村本郷一枝郷における地租改正前後の反別

官民区分	地種	改正反別		旧反別	
		町	歩	町	歩
民有地	田	369.51	12	116.88	15
	畑	142.98	13	41.06	13
	宅地	50.47	29	7.56	23
	切替畑	229.13	2		
	合計*	562.97	24		
	荒地 新開試作地	24.18 4.49	29 6	3.85	16
官有地 第三種	田	0.10	12		67
	切替畑	165.05	29		
惣計		985.95	12	169.37	7
地租金合		1487.827			

出所)『日記』(湊築興家文書604)のうち「改正反別壹筆限惣計表」により作成
注) * 合計は上に白紙の貼紙がある。切替畑を除いた合計。

租は検査・修正を経て承服されたため、県所定の雛形によって地価帳を作成し、地主惣代はじめ一同調印の上、県に提出することになった。同10年10月12日には、枝郷村々に改租の指示を周知するため寄合を開き、地価・地租について相談した。地価帳の作成にかかる費用の割付についても調べて差し出すことを申し合わせた。こうして耕宅地の地租改正は終了したが、切替畑以外の林野について、この時点では不明である。

その後、11月24日には荒瀬村の3名から宅地地券の発行について申し入れをし、同月28日にも関連記事を記している。同日28日より荒瀬村の羅馬(せりうま)にあわせ、枝郷伍長たちによるいくつかの相談の場もたれた。そのなかでは、①納税は12月15日までに3回に分けて取り立てる、そのためには②地価帳を大至急作成し、これに沿った改正名寄帳も揃える、③比立内村の郷林のうち、田ノ沢より高倉沢までの分を、官丁(おそらく地理局の官吏)が取り調べに来るのは今後村方にとって迷惑なので、一同協議の上、県官吏の川崎十等属へ上申することになったなど、地租改正や官民有区分について対応が進んでいる。勇吉は12月12日には、「区内地租金上納」のため村を出発、県での所用を済ませ、翌11年1月5日に帰村した。

これらとは別に、11月23日の地理係の巡回に伴う「(小沢) 鉦山改正地押」に、荒瀬村の伍長たちが「同道催促」されて同行し、11月30日には勇吉ほか2名が測量に立ち会い、12月1日には実質的な測量があり、畑や屋敷が地籍として書き出された。12月5日、同7日、同9日にも関連する記録が示されている。

明治11年1月3日には、地価帳に計算違いがあったため、読み合わせのために枝郷が寄り合い相談した。壬申地券の際もそうであったが、広大な地籍を管理する以上、こうした誤りの起こることはしかたないのであろう。

6.3 林野の官民有区分と改租

『秋田県史』をはじめとする従来の研究^(注42)では、秋田藩の山林制度は複雑であったので官と民とに単純に区別できない部分が多いとされる。秋田県では旧藩引継書類を基礎に林野調査が実施され、官有林野の原簿を調整していた。しかし、同6年8月の県庁火災のためこれを焼失してしまい、明治9

年8月作成の「官林帳」は、十分な現地調査をしないまま、秋田県と内務省地理寮の官吏とが藩の旧記を参照して急造したものであった。

この「官林帳」をもとに、明治11年5月～同14年頃までに官民有区分が実施された^(注43)。湊家の日記には、時期的に官民有区分の記事がほとんど含まれていない。同地域では19世紀の林政改革によって、藩営林である銅山掛山全体において炭木山を中心にかなり厳密な番山繰(輪伐計画)が立案され、不足分は郷林・符人林(個人林)からの購入を予定していた^(注44)。このような計画は銅山掛山の境界が確定していないと立案できない。藩営林と郷林・符人林はかなり明確に区別されていたのではなかろうか。そのように仮定すると、荒瀬村の本郷一枝郷では、官民有区分問題は表面化しなかった可能性もある。

関係史料としては、明治11年5月17日に伍長たちの寄合があり、山林原野の改正が議題のひとつとなっている。このほかに、同時期の寄合の議題と思われるメモがあり、「地価名寄帳」、「改正費書上」、「山林原野原由書」などについて話し合われた形跡がある。林野の官民有区分や民地となった林野の改租が浮上していたのであろう。

明治11年11月以降、戸長としての勇吉は、吉田村伊右衛門の栗林の見分(11月14日)、根子吉野林の見分(12月16日、太兵衛を派遣)、小倉沢杉の見分(明治12年5月11日、太兵衛を派遣)などを行っている。山林原野の地租改正に関する調査とも考えられるが、明確にはわからない。

以上、阿仁の荒瀬湊家に残る明治初年から12年にかけての公務日誌を史料に、壬申地券の発行と地租改正について判明する点を提示してきた。明治7年3月に壬申地券とその下調帳が作成され、地租改正は耕宅地については、同10年10月までには地券と地価帳が作成された。近世の貢租に代わる地租も当然これが基本となり、その他地方税や区費、村費もこれを重要な柱として割り振られ、徴収されることになる。官民有区分や民有林野の改組も含めて、これらの問題の解明は今後の課題とする。

7. まとめ

公務日記によって得られる主な知見をまとめることでむすびに代えたい。まず近世に形成された

本郷一枝郷の広域的なネットワークは、明治初年の大区小区制のもとでも維持された。枝郷には伍長や惣代という代表者がおかれ、本郷の代表者と協力して村政運営にあたった。意思決定の場である寄合にも本郷と枝郷が参加し、金銭負担の割付をはじめ、学校の設立、橋や道路の普請といった議題が頻繁に協議されていた。本郷と枝郷の役職者の連携は、地租改正の業務の場面にもみられた。

これを近世段階における本郷一枝郷関係と比較すると、つぎの2つの点が重要な意味をもつ。第一に、近世における枝郷は、本郷に比べて対等な「村」ではない反面、村役人のおかれた村請制の公認の「村」でもあるという多分に曖昧な存在であったが、これが大区小区制のもとでも温存されたことである。すなわち近世の本郷肝煎一枝郷地主の上下関係は、「伍長」の制度を柔軟かつ独自に運用することで、本郷の惣代一枝郷の伍長の上下関係として再現されたのである。

第二に、一時的にはあれ、複数の枝郷からなる「担」を単位に惣代がおかれたことである。近世には枝郷の広い範囲を本郷が統括しており、枝郷がグループ化された形跡は見出せない。伍長惣代の設置という新制度に、やはり独自に応じるかたちで、中間的な役職がおかれたものと評価できる。明治初期においても枝郷の力量は減退したわけではなく、国と県の新しい制度に適応しつつ、ひきつづき村政への関与を強める方向へと進んできたのである。

最後に明治中後期への展望を記しておこう。明治10年の区務改正から明治22年の町村制の施行にかけて、秋田県では小区内の「組合」編成が繰り返される。さきに触れたとおり、この間、荒瀬村とその枝郷村々が一貫して完結した「組合」であり続けたことは注目に値する。近世的な村々の広域ネットワークが長く活動的でありえた条件は何であったのか、またこれは大正～昭和期における部落会・自治会の形成とどう連続・断絶しているのか、さまざまな魅力ある課題が浮上する。

付記

本稿は、2015～2016年度科学研究費補助金（基盤研究(B)）「東北型社会の特質に関する史的研究：地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」（課題番号15H04560、研究代表者加藤衛拡）、2014

～2016年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）「江戸時代における林政の展開と森林資源の管理・経営システムに関する研究」（課題番号26・8649、研究代表者芳賀和樹）、および2016年度滋賀県立琵琶湖博物館専門研究「近江村落における森林資源管理の多層性」（研究代表者渡部圭一）による成果の一部である。

注

- (1) 渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拡（2014）「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』（30）、pp.1-54。同（2015）「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『筑波大学農林社会経済研究』（31）、pp.1-56。芳賀和樹・渡部圭一・加藤衛拡（2016）「阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」『徳川林政史研究所研究紀要』（50）、pp.159-179。
- (2) 荒瀬村の周辺では、幕末に至るまで固定した親郷はおかれず、このため寄郷の名称も用いられていない。以下、秋田県（藩）全域の制度を説明する場合には、便宜的に親郷—寄郷の語を使用する。
- (3) 明治2年6月の『太良山行日記』（湊榮興家文書503）は、鉛の鉱山であった太郎山への旅行日記である。明治3年正月の『幸屋渡村之内岩之目沢金山日記』（同505）は鉱山関係の日記、明治18年9月の『惣内沢鉱山見分日記』（同657）は鉱山の争論調停に関する日記で、鉱山試掘に手を染めつつあった湊家の経営との関連も予想される。あるいは明治12年正月の『懷宝日記』（同615）は、タイトルこそ「日記」とあるが、家の所持土地の書き上げである。
- (4) 日記のなかでも、元日に始まる『公私要用控』や、『草稿（稿）』に合わせ綴じられた明治9年1月1日からの「日記」には、冒頭に正月の年始礼の記事が天候等とともに書き留められるなど、いかにも新年の気分が出ている。
- (5) 小島健司（1988）『明治の時計』校倉書房。
- (6) これ以前の1月21日には勸業係の巡回があり、「博覧会出品解説書目録書并二荷造書」を上申

- したとする記事がみえる。明治11年5月17日にも寄合の議題のひとつに「博覧会出品之事」が挙げられ、直後の5月25日の勸業係の巡回の際、出品についての説諭が行われている。
- (7) 政府に先行する府県の動向、とくに秋田県の初期の大区小区制を紹介したものとして、次の文献がある。亀卦川浩(1955)『明治地方自治制度の成立過程』東京市政調査会。
- (8) 秋田県編(1964)『秋田県史 第5巻 明治編』秋田県、pp.125-126。以下、本書の引用の際は『秋田県史』と略記する。
- (9) 5月2日の令達触示において、肝煎・庄屋等を廃して里正・里長をおき、町村一般行政事務の取り扱いを命じる。8月21日にはその里正、里長の名称をやめ、戸長・手伝と改称している(前掲、『秋田県史』、p.127)。この間、肝煎は各村におかれた手伝に名称を改めたようであるが、湊家の公務日記ではこの過程は明らかではない。
- (10) ほかに、明治6年12月付で、当時伍長惣代であった勇吉による金銀山試掘願が2点写されているが、その差出には「戸長湊長左衛門」とある。
- (11) たとえば、松沢裕作(2013)『町村合併から生まれた日本近代—明治の経験』講談社、pp.57-68。
- (12) 湊家には、年欠ながら、「小人共多人数相催当正月中御役屋迄罷越愁訴」したことについて、5月付で肝煎長左衛門に秋田郡一郡払などの厳しい処罰を申し渡した際の文書が残されている(前掲、「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」、p.7)。月が一致しないので、おなじ事案かどうかはわからないが、枝郷村々の「小間居之者」が郷勘定の負担軽減を求めて「御役屋」に愁訴に及んだ一件である。
- (13) 明治3年正月に「別家弥六」とその親類4名から「御本家湊親方様、同勇吉様」に宛てられた文書がある。これは「去十月中当村小人共心得違を以騒立仕、御役屋御取扱ニ相成候砌」に、小人共の騒動に加担した湊家のベツケ(分家)の1名が本家に詫びを入れたもので、「右一件入料合力頼合支郷村々小人共江懸廻」ったことなどが「不了簡」としてことあげされている。
- (14) 前掲、「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」、p.21。
- (15) 明治7年3月14日、地券の交付にあたり、勇吉は「打当三ヶ村」分の地券状と下調帳を鈴木弥右衛門に渡している。この弥右衛門は当時の「中村纏」の惣代であった可能性が高い。これら枝郷の惣代と、後述する枝郷の伍長との関連は不明であるが、おそらく枝郷の各村の有力伍長のなかから惣代を選任したものであろう。
- (16) ここでいう「月番五長」はその後も機能したようで、明治10年11月12日、古四王神社(現、秋田県秋田市)の寄付依頼があった際には、勇吉は荒瀬村の「伍長月番」2名を相手に協議したとする記事がある。
- (17) このような荒瀬村や吉田村の伍長と組は、おおむね明治6年7月の県の布告どおりの構成を示している。ただしこの布告では、「伍長」を設けて「組頭」の呼称を廃止しているが、荒瀬村ではあえて「組頭」を残している。また「組頭」の全員を「伍長」と読み替えることもしなかったようである。この「組頭」と「伍長」のずれが、ほかの本郷や枝郷でも生じていたかどうかは現時点では不明である。
- (18) 以上、区務改正時点の「組合」の範囲、および組合戸長役場の範囲は、工藤由四郎編・発行(1962)『阿仁合町郷土誌』、pp.49-51による。
- (19) 明治6年11月2日「(伍長惣代辞令書)」(湊榮興家文書33)。
- (20) 湊家文書には、このときの辞令書の原本が遺されている。明治10年9月1日「(戸長辞令書)」(湊榮興家文書33)。
- (21) 前掲、『阿仁合町郷土誌』、p.505に「(明治十一年 荒瀬本村に大火あり)」とみえる。
- (22) ただしすべての寄合が書き留められたわけではない(たとえば明治9年の日記には寄合の記録はほとんど出てこない)ため、記載がないことがすなわち寄合がなかったことを意味するわけではない。
- (23) 御真影拜謁の通達にあわせた場合(明治7年2月3日)、当時は荒瀬村でも開催されていた

- 馬市にあわせた場合（明治10年11月28日）、地価帳の読み合わせのための寄合にあわせた場合（明治11年1月（日欠））などがある。
- (24) このときの日記には明治5年の出県費用の割付計算がメモされているが、荒瀬村以外の具体的な割付額は書かれていない。
- (25) 明治7年5月3日と思われる記事のひとつには、枝郷鎮守祭典をはじめとする費用割付を、枝郷の惣代たちの「申会」によって定めたところがある。伍長寄合との差は不明で、惣代レベルの寄合が定例化していたかどうかは定かではないが、枝郷エリア内の意思決定がいくつかの形態をとっていたことを窺わせる。
- (26) 類例として、明治10年11月28日～12月1日にかけて小沢鉦山と屋敷地3軒の境界の再測量に荒瀬村の伍長が立ち合った際の費用の割付は、12月5日の「枝郷寄合」で協議されている。
- (27) 前掲、「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」、pp.6-7。
- (28) 明治7年1月頃の日記に、本郷—枝郷村々の前年の戸数（「家役免シ」や「家潰れ」の判定を含む）や村高が書き上げられているのも、普請などの負担を本郷—枝郷村々に割り付ける基礎データにするためであったかもしれない。
- (29) 前掲、『秋田県史』、p.927、p.933。
- (30) 前掲、『秋田県史』、p.934。
- (31) ただし、『阿仁合町郷土誌』には、明治8年6月25日に単級仮教室として荒瀬尋常小学校が創立、とあるため、実質的には明治10年よりも早くに学校運営が始まったようである（前掲、『阿仁合町郷土誌』、p.152）。
- (32) 以下の説明は、前掲、『秋田県史』、pp.935-936、p.949。
- (33) なお明治10年8月21日にも、「一月より六月マテ学校費」の9円93銭あまりを小沢村から徴収したとする記事がある。やはり戸長としての業務の一環と思われる。
- (34) 加藤衛弘（2012）「検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割—江戸・東京近郊山村を例に—」『徳川林政史研究所研究紀要』（46）。餅田治之・遠藤日雄編（2015）『林業構造問題研究』日本林業調査会に改訂再録。
- (35) 前掲、『秋田県史』、p.242。
- (36) 前掲、『秋田県史』、pp.242-243。
- (37) 前掲、『秋田県史』、p.245。
- (38) 前掲、「阿仁川上流域における村社会と耕地管理—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」、pp.8-11。
- (39) 前掲、『秋田県史』、p.246。
- (40) 前掲、『秋田県史』、pp.247-254。
- (41) 半田良一編（1990）『林政学』文永堂出版、p.57、図8。
- (42) 秋田県編（1975）『秋田県林業史 下巻』秋田県。能代木材産業史編集委員会編（1979）『能代木材産業史』能代木材産業連合会。その他市町村史。
- (43) 前掲、『秋田県史』、pp.698-727。
- (44) 芳賀和樹（2011）「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画—天保14年炭番山繰を中心に—」『林業経済』64（7）、前掲、「阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗—秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻—」。

（受付2016年10月5日、受理2016年12月21日）

翻刻 秋田藩領荒瀬村肝煎・湊榮興家文書

凡 例

- (1) ここに翻刻するのは、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区に所在する湊榮興家所蔵文書の一部である。
- (2) 文書は年月日順に配列し、[史料1]のように通し番号を付した。
- (3) 文書番号は、筆者らが目録化の際に与えたものによった。
- (4) 漢字は常用漢字を使用した。
- (5) 変体仮名は仮名に改めたが、助詞の「者」「江」「而」「茂」「与」などは残した。
- (6) 適宜読点(、)と中黒(・)を補った。
- (7) 虫喰いや破損によって判読できない文字は、該当する文字数を□で示した。文字数が判断できない場合は[]とした。内容が推定できる場合は()内に注記した。
- (8) 明らかな誤字や当て字は、(ママ)とするか、正しい字を()内に注記した。ただし類出するものは初出箇所に限った。
- (9) 見消やそれに相当する抹消箇所には抹消線を付した(貼紙による修正も同様とした)。文字が完全に塗抹されている箇所は■で示した。抹消後に書き加えられた文字がある場合は、抹消部分の直後に示した。
- (10) 平出、闕字は原文のままとした。改行は原則として再現しなかった。
- (11) 振り仮名は原文のまま再現した。
- (12) 朱書や行間への加筆等は、「 」内にいれて、該当箇所あるいはその付近に示した。
- (13) 読みやすさを考慮し、記事と記事の間に適宜余白を入れた。

[史料1]

文久元(1861)年10月「御用控」

(湊榮興家文書178、横半帳1)

(表紙)

「 文久元年
御 用 控
西十月 」

明治二己巳年

十月廿一日、宅元出立也、倅勇吉、長名兵吉・善左衛門・伊三郎同道、茶屋下より船ニ而罷下り、手元并ニ太一郎、前田村江上り、勇吉・長名とも米内沢御役屋江罷出候

同日、庄司兵五郎殿江罷越候て宿いたし、大ニ取扱ニ相成候

同夜、兩旦那様へ罷出、村方一件之次第品々御咄シ、昼ノ内ニ御酒出候而、夜終罷有、兵五郎殿罷歸り候処、何度ニ而も酒差出、深更ニ臥申候、兩旦那江御里式本宛、兵五郎殿へ式本土産差上候、右代

但し伊三郎買入候ゆへ心得

十月廿二日、前田より船ニ而米内沢へ罷下り、宿福松方へ着致候、勇吉并ニ長名者昨日着、今朝御役屋江罷上り候而、留主ニ付待居候所、昼過御役屋より罷歸り候、又々御役屋江罷出候へ共、御用込ニ而御取扱ニ不相成、暮頃罷歸候

同日暮頃、慶吉罷越、支配より差出候書載之義、小人共彼是申候ニ付、差扣候趣申聞候ニ付、村方も不隠(穩)ニ付、勇吉罷歸、慶吉差置事ニ申会、市五郎市立参り歸り、同様暮六ツ頃勇吉罷歸候

同日暮、御才足ニ而、拙者并ニ長名同道ニ而御役屋江罷出候所、小人共同様御才足ニ而、小人共より差上候ケ条書、為御読聞被下、何れ明日双方御尋有之趣被仰付候

同日、太一郎前田へ片栗代之義ニ付罷出候ゆへ、支配より差上候書付延引ニ相成候得様、庄司様へす(さ)よふ取合遣候、同人勇吉同様暮頃出立罷越候

一、同日暮六ツ頃、荒瀬川地主九兵衛罷越申聞候者、此度支配村々ニ而迷惑も無之処、本郷より御苦柄申上候ニ付、勞煩ニ相成候而ハ、支配村々迷惑ニ相及候ゆへ、地主中書載を以、今日幸屋渡地主名代豊吉并ニ私、書載持參致候事ニ申会罷有候所、今朝本郷小人ともより右書載為見呉候よふ申出、為見候処、新申立候上、若支配小人より壱人ニ而も迷惑申上候もの有之候ハ、如何被成候哉、庄次殿迄申聞候ニ付、早速書載差上候事ニも不相成ニ付、豊吉を以支配地主中、今日相寄相談致候上ニ而書載差上申度ニ付、延日ニ相成候段、親方へも壱通り不申上候へハ不宜候ゆへ、九兵衛罷出候よふ庄次殿申事ニ而、私罷出候趣ニ御座候ゆへ、挨拶致候者、遠方之処、態々御越、御太義千万、且地主中より態々御夜越候段、忝次第御座候、書載之義、猶又寄会入念相談之上、被差上候義御尤ニ御座候ゆへ、此上御入念之上、被仰立よふ仕度趣、挨拶いたし候、九兵衛事、当所長五郎方ニ而一宿致候趣ニ而、翌朝早々出立、罷歸候事

同廿三日朝飯頃、太一郎前田より罷歸り、申聞候者、昨夜兵之助様へ罷出、地主中より差上候書載、延日ニ相成候趣申上候処以之外ニ候、幸屋村庄次子供政五郎參居候ゆへ、具サ承り、庄次江も此上勞煩無之様いたし度趣可申入旨重々申上候、其夜兵五郎殿方へ參、一宿致候所、政五郎居合候ゆへ、村方様子形承り候所、昨夜小人之内兩人、幸屋渡豊吉方へ罷越、此度支配より御役屋へ書載差上候趣承り候、右書載小人共ニ為見呉候よふ申聞候所、豊吉挨拶致候ハ、右書載者拙者処持不致、荒瀬川九兵衛処持罷有候段申聞候而、右ニ付小人共之内兩人荒瀬川へ罷越、九兵衛江申聞候者、右書載為見呉候よふ申候へ共、九兵衛事ハ実ニ処持無之、豊吉持居候と申所、さよふならハ壱宿為致呉候よふ申事ニ而、兩人之小人、荒瀬川ニ而泊り、翌日九兵衛同道ニ而本郷江罷歸候よし、然処豊吉御役屋へ參候て取押ひ候積リニ而、村邊（外）れ江小人共兩人為詰居、豊吉參候を取押ひ、持參書載為見呉よふ申候へとも、豊吉自己ニ而為見事不相成、何れ庄次殿迄參候よふ申聞、小人共同道酒屋江參候処、平八・永太郎、庄次殿へ罷有、小人共同様書載為見呉候よふ申候ニ付、庄次殿讀為聞候処、右文言之内ニ、本郷小人共心得違を以て之文面有

之ニ付、平八・永太郎申候者、小人共心得違ひと之文面、地主中如何之御心得ニ而認メ候哉、全ク心得違ニ無之段懸り合ニ付、庄次殿申候ハ、尤之事故、右文言相除、本郷小人共より御苦柄申上候と認メ直し候よし、然処私共計り見候而も不相成事故、書載かし呉候よふ之事ニ而貸被下候よし、猶又永太郎・平八申候ハ、新地主中より申上候而、万一支配小人壱人たりとも迷惑筋申上候ハ、如何被成候哉と懸ケ合候よし、右ニ付庄次殿申ニハ拙者計り認メ事ニ者無之、一統相談之上認候書載ゆへ、猶又今日地主中為相寄入念相談之上可致と挨拶いたし候よし、然ハ豊吉事、書載処持不致、九兵衛持參いたし候と偽り申聞候義、難心得候ゆへ、豊吉を小人中へ貸呉候よふ申聞候よし、依之其処ハ庄次殿色々取りなだめ、豊吉事ハ只今より支配江相廻し、地主中今日中為相寄候事故、相返ス不申候へハ不相成、九兵衛事ハ書載延日之趣、肝煎殿へも為申聞不申候へハ不相成、直々米内沢へ遣し可申候よし、何れ大勞煩ニ相成、豊吉事大迷惑いたし青くなり候と申事ニ而具サ斷合承りと申聞候

同日朝飯後、手元、善左衛門・兵吉・伊三郎・太一郎とも御役屋へ罷出候所、山方源吾様より御才足ニ而罷出候所、昨日申小人共相尋候上ニ而御才足被成候ゆへ、宿元ニ差扣居可申被仰付罷歸り、終日御才足無之、宜敷罷有候事

同廿四日拙者并ニ長名四人相揃山方様へ罷出候所、昨日者小人共御尋被成候処、寅年庄次より式十五石受取米之義ハ備之分ニ有之候、若さよふニ無之候へハ、私共無調法被仰付候而も無拋趣申上候よし御座候

十二月

久府小川悌輔様石炭出処見分御越、手付之もの、幸屋村へ差遣候歩夫泊り左ニ

四日

一、笑内泊り

歩夫式人、幸屋渡より壱人

五日

一、幸屋村泊り

伏影金之助共兩人

人足式人

六日

一、同村泊り 右兩人
人足三人
七日
一、笑内村泊り 右兩人
歩夫壺人、茅草より壺人
手付候人、根子村へ罷越、金之助計り
(余白・誤りか)
当方へ参候
(余白)
明治元(三)年午正月
司法局より御才足出府覚書
一、土倉取扱一条書付有合持参之事
一、巳六月兵吉出府之節遣候書附、持参之事
一、勤勞書上扣とも三冊持参之事
一、合地六ヶ村焼木方願書并仕上り書上とも持参之事
一、小川悌輔様大行院石炭御忠進申立書付壺枚持参之事
一、御回米御蔵宿尻打取調帳壺冊持参之事
一、右同断願書手扣壺冊
一、五升備蔵普請正懸り帳持参之事
一、土倉村東右衛門・藤右衛門、丑秋中川欠ふしん場口諍取扱内済覚書持参の事
但、支郷村々取扱覚書合冊ニ而
一、鳥坂沢開発之義ニ付、幸屋渡より願出心得之事
但し、絵地面并ニ笑内村・幸屋渡村より書載持参
一、種初願書、父馬代願兩冊持参之事
卯年中出府之節丁金屋へ相頼罷帰候錢左ニ
一、永百七貫三分七厘 野上渡分
但し、預り三百六貫百廿五文
一、九百三十貫文 小太郎分
一、九百三拾貳貫八百文 御帳代長瀬様渡分
ノ
右分兩替直シニ而、正金五兩八百文七分壺厘、勇吉出立之砌相渡参候
一、米四石五斗三合 郡方御物成巳年上納分
一、同貳石九斗三升七合 御開発同断
ノ七石四斗四升

此輕升八石壺斗八升四合
右分代納之事願可申上候
一、三左衛門杉林御売上願書壺冊
正月廿七日
入金子五兩 片栗元
内四兩三步 壺分銀
同壺歩 壺朱四ツ
ノ
同
入貳分金壺兩 木 沢 理 助
同
入壺万四千四百六拾六貫文 片栗元
但、正錢札百八拾貳貫文
此金七兩
但、千六百卅八貫文替
同
一、貳千貳百五貫文 市五郎渡
但、塩買入分ニ而
同
入錢札五百七貫九百文 山田兵吉より
但、貳拾兩向ニ而
廿八日
一、錢札五貫文 わし代掛買入払
正月廿九日
一、庄司兵蔵様より同兵之助様行、左ニ御頼ミ願持参いたし候
一、御状貳通り
一、御状壺通り、兵五郎殿より
一、錢札七百貫文封之俣ニ而兵五郎殿より兵之助様行
合
朔日
一、百五拾貫文 道敷昼食酒代
同
一、金子壺兩 ふちら泊り八人はたこ
此三人酉松・平作・吉松・寅助・万蔵
二日
一、五拾貫文 中茂酒代
同

一、三千五百式十八貫文 但、正錢札五十六貫文	一日市泊り八人はたこ	一、 一、式百貫文 右者庄司様へ土産へ差上候	あんま上下分 まん三十
三日			
一、式千三百六十式貫文 但、正錢札三十七貫五百文	同所逗留五人はたこ	五日 一、千八百五十八貫五百文 那波様・根岸様・福田様・川井様	酒手配壺斗
同		同日	
一、四百式拾八貫四百文 但、正六貫八百文	御酒四升	一、三千式百七十六貫文 但し、石かれ式十枚	肴四通り
同		那波様・根岸様・神沢様・川井様	
一、五十三貫八百五拾文 但、正八百五十文	御酒壺通	同日	
四日		一、六十三貫文	大施五反
一、九拾四貫五百文 但、正壺貫五百文	一日市より蛇川迄人足式人 先生より	同	
同	一日市御役屋	一、 那波様・川井様行	菅原式百目
一、金子壺歩	橋本様御酒代	六日	
同		一、九百四拾五貫文 正拾五貫文	西松帰り使料錢
一、式百五拾式貫七百五拾文 但、正三貫六百五文、先生より	蛇川より湊迄人足三人	朔日	
同		入正錢札五拾貫文 木村喜助殿行、百枚	山要より
一、金子壺歩	追分茶屋東五郎昼食酒代	同	
一、六十三貫文 但、正壺貫文	人足三人之酒代	入四百貫文	勇吉山要内より
同		ひん付買入呉よふ被相頼候	
一、四百七十式貫五百文 但、正七貫五百文	湊より久保田迄人足式人	同	
同		入正錢札百拾貫文 但し、式百式十枚	市五郎
一、六十三貫文 但、正壺文	人足酒代	同	
同		入正錢札拾七貫五百文	勇吉内より三十五枚
一、九百四拾五貫文 但し、正拾五貫文	弥六・寅助・吉五郎帰り、使料渡	同	
同日夕		入四百貫文	同人
一、百貫文	久保田着晩まん十買入	入正錢札拾五貫文 但し、十五枚	叔父より
五日朝		六日	
一、	髮月代四人代	一、金壺朱	丁金屋へ酒代
同日		同	
一、七拾貫文	菓子、川井様へ土産	一、五百三拾五貫五百文 正八貫五百文	保太壺本
同日		右者前田旦那様より	
一、九十四貫五百文	同喰用		
同日			

七日		地廻り・五十目・男鹿	神沢甚五兵衛
一、式百貳拾貫五百文	上切壺斤	川辺・久保田・	
正三貫五百文		湊・山本、当座	安東半助
同		阿仁・比内	川又運藏
一、百三十八貫六百元	上半紙貳丈		青柳忠一
正式貫貳百文		両川辺市町	菅生兵右衛門
同		両山本・能代	岩屋良兵衛
一、拾八貫九百元	赤施壺丈	両街道	安井養之助
正三百文		平鹿	小堀藤四郎
部入式万四千九拾三貫五百文		両北浦	黒沢祐藏
千八百七十壺貫五百文		雄勝	渡辺敬吉
払ノ壺万三千三百拾壺貫文		阿仁・比内	大和田鉄治
五千九百八拾壺貫五百文		地廻り・一日市・男鹿	山方源吾
残り壺万七百八十六貫五百文		両川辺市街	国沢直吉
五千八百九拾貫文		平鹿郡	戸嶋栄吉
		両山本・能代	小野崎直記
明治三年		阿仁・比内	大川橋藏
午十一月出府心得		雄勝郡	橋本規造
一、新組貢米を以御扶持願ノ事		使生心得	山方喜右衛門
但、新組処持高并ニ家内共取調之事		庁当郡村方	佐藤政武政武
一、大学野前伝馬并御賄諸御用状往還御免願之事		使生	石井監物
但、巳十一月より午十一月迄人馬夫高御賄人別		庁掌	石井新藏
逸々取調之事		右者閏十月廿九日被任渡候	
一、荒瀬開発書願之事			
但、御掛山御札御文言并ニ絵地図持参之事		十一月十三日被仰渡承候	
一、郡方御収納之内三拾石代納願之事		申立遠慮	細川官助
一、今年御廻米御賄尻打迷惑形歎願之事		被仰付同断	中川堅藏
一、当御調人数式千七百七廿五人		御政典	会田多仲
但、三百五拾四人七歳以下		御役御免同断	菊地弥市郎
内本郷荒瀬分四百七十壺人		逼塞	鈴木銀四郎
一、当御調馬数七百八疋		鶴形宿 保正太郎	
但、母駄三百七拾五疋		大川村宿 市郎兵衛	
内本郷分六拾四疋			
但し、母駄三十四疋		十三日より十六日昼迄	
一、染屋株札書替願之事		久保田肴町 長井伝三郎	
但、株札持参也			
一、石久より易五郎行書状壺通相届候事		十六日より	
一、御物成銅山為御替願之事		同町 武内	
平鹿	田代定齐	入白金七両貳朱	在所より相達し
仙北両街道	菊地弥一郎	入銭札三両	新組取立ノ分
雄勝 当座	加藤左衛門	入三百七■貫文	在所より
能代			
仙北・南北浦	駒木銀四郎	十二月十三日	

一、八兩五十匁三分九厘 田中屋書出候表払
 内三兩 錢札ニ而相払
 同六兩三歩壹朱五兩九分 白金ニ而
 外ニ
 一、壹分貳毫朱 右白金ノ打金
 同
 一、貳分毫朱 どふもこ代
 入金札貳兩壹歩貳朱 在所より
 同
 一、壹分毫朱 とふもこ代 田中屋へ白金ノ打金分
 入拾八貫五百文 吉川三兩替返り錢ニ而
 一、六貫五百文 田中屋渡 ともこ代不足分

(裏表紙)

「 湊長左衛門 」

[史料2]

明治6(1873)年11月「手扣要書」

(湊榮興家文書 530、横半帳 1)

(表紙)

「 手扣要書

明治六年

酉十一月 」

湊 勇 吉

荒瀬村・荒瀬川村・萱草村・伏影村・根子村・
 笑内村惣代申付候事

明治六年十一月二日 四小区扱所

手元留主中御催促ニ付、名代吉蔵罷出候処、右
 書付ニ而被仰渡候

四十一	天保四癸巳年	四十	天保五甲午年
三十九	同 六乙未年	三十八	同 七丙申年
三十七	同 八丁酉年	三十六	同 九戊戌年
三十五	同 十己亥年	三十四	同十一庚子
三十三	同十二辛丑	三十二	同十三壬寅
三十一	同十四癸卯	三十	弘化元甲辰
二十九	弘化二乙巳	二十八	弘化三丙午
二十七	弘化四丁未	二十六	嘉永元戊申
二十五	嘉永二己酉	二十四	嘉永三庚戌
二十四	同 四辛亥	二十二	同 五壬子
二十一	同 六癸丑	二十	安政元甲寅
十九	安政二乙卯	十八	安政三丙辰

右者当癸酉年迄之年数繰候也

一、十一月十二日夕、徴兵調并ニ火の元要心申渡、
 五長中寄合致候

一、粕内橋、十四日より取掛候事ニ申会候

一、十一月十五日、大野尻村伊勢屋喜七郎と申者、
 右村開田処見分相頼度趣申聞也

松 何男・弟・甥 某義、昨年十七歳ニ相成候間、
 此段御届申上候、以上

何郡所住何職

年号

何某印

月日

戸長何某殿

戸長ハ十一月廿日迄ニ右届書姓名ヲ一纏ニシテ、
 左之通区长届出へし

当何郡・何村ニ於、昨年十七歳ニ相成候者、別冊
 之通幾名御座候、此段御届申上候、以上

何郡処

戸長

年号月日

何某

第何大区

御中

(朱書)

「明年二十歳之もの取調書上

三拾五人

内

荒瀬担

同拾老人

比立内同

同九人

中村同

ノ

明年十七歳之もの取調書上

三十八七人

内十六人

荒瀬担

同十五四人

比立内同

同七人

中村同

大館市庁所轄第二大区中分ケテ為七小区

秋田半郡

鹿角全郡

三百二十四ヶ村町

内百八十八ヶ村

同三十六ヶ町

高七万五千八百八十五石八斗四升
 戸数一万八千二百二十七軒
 人口九万八千三百四十九人
 内五万二千五百九十一人 男
 同四万五千七百五十八人 女
 〃

区長

秋田土族 青木定志
 一小区

大館町 大館中城町
 同三ノ丸 同横町
 同長倉町 同片町
 同裏町 同向町
 同部垂町 同赤館町
 同谷地町 同金坂町
 同上八町 同桜町
 同八幡町 同古川町
 同独鈷町 同川子町
 同巖(岩)町 同足軽町
 沼館村 大茂内村
 雪沢村 茂内村
 松木村 积迦内村
 松嶺村 花岡村
 粕田村 商人留村
 橋桁村 白沢村
 長走村 岩瀬村
 川口村 山田村
 外川原村 根下戸村
 小館花村 片山村
 合四十ヶ村 内二十ヶ村
 同二十ヶ町

石高
 戸数
 人口

副戸長

大館土族 根本三郎右衛門
 戸長
 小立(館)花平民 伊藤九八郎
 大館平民 浜松新助
 花岡村平民 鳥潟市郎左衛門

一、粕内橋十一月十四日より取掛廿二日迄ニ釣木
 掛渡候、此役之義ハ先例ニ而悉皆銅山持也

一、十一月牡牝才馬糶せり

一、牡才才八疋 本郷
 一、牝同 才疋 同
 〃
 一、牡才才四疋 荒瀬川
~~一、牝同 才疋 同~~
 〃
 一、牡才才六疋 茅艸村
 一、牝同 四疋 同
 〃
 一、牡才才四疋 伏影村
 一、牝同 六疋 同
 〃
 一、牡才才拾疋 根子村
 一、牝同 六疋 同
 〃
 一、牡才才六疋 笑内村
 一、牝同 六疋 同
 〃
 五ヶ村合六拾才疋
 内三拾八疋 駒才才
 同二拾四疋 駄才才
 〃
 一、牡才才拾三疋 幸屋渡村
 一、牝同 七疋 同
 〃
 一、牡才才六疋 幸屋村
 一、牝同 五疋 同
 〃
 一、牡才才五疋 比立内村
 一、牡才才拾才疋 戸鳥内村
 一、牝同 拾一疋 同
 〃
 一、牡才才四疋 中村
 一、牝同 八疋 同
 〃
 一、牡才才五疋 打当村
 一、牝同 六疋 同
 六ヶ村合八十才疋
 内四十五疋 牡
 同三十七疋 牝
 〃
 惣合百四十四疋

一、戸長局、十一月廿七日、長十郎宅より引取候

(朱書)

「十一月廿三日夕、組頭寄合之節申聞形左ニ
一、茅草境一件、諸掛わり合勘定ニ見済之事
一、十歩一并ニ小沢大橋人足勘定之事
一、歩人足勘定之事
一、佐山作徳米取調之事」

一、鹿毛駒式才	金	治
此代拾四円拾円 (ママ)		
内六両式歩	同	人 渡
一、鹿毛駒式才	弥	六
此代式拾五円三十五銭		
内拾式両	同	人 渡
丑鹿毛 三才	荒	瀬 川
代式拾五両	九	兵 衛
鹿毛 八才	山	理
代拾式両式歩		
栗毛四才		
代式拾五両	山	利
鹿毛拾壹才	市	五 郎
代拾七両		
一、鹿毛		
一、同駒当才	吉	兵 衛
メ代八両		
栗毛八才	笹	岡 村
駁駒当才	九	兵 衛
メ代式十壹両		

管内牛馬税、旧藩々之仕法ニ而取立参候処、更ニ今年より相廢候事

但、乗馬・馬車馬等ハ定税可納候事
一、昨壬申年牛馬税之義者、爾今未納之向も有是ニ付、其区戸長ニ而取纏致、急納皆可有之事
一、管内ノ式才牝馬共無残、最寄諍場へ差出罷建、馬又ハ元馬と唱候分ハ一旦諍場へ差出、相当之税可相納候事
但、他県より牽入之馬諍場江差出候税ハ、其諍場之入費ニ可致候事
一、馬喰鑑札之義ハ、当式月十五日ヲ限○引換可申出者も問々有之不済事ニ候、就而ハ本月廿八日限り可願出候、若期日ヲ失候而ハ急度当罪可申付候条、此旨可相心得候事

(加筆)

「○可申旨再度相達度候得共、爾今○」

但、藩々之仕法ニ而税則区々ニ付、今年より更ニ税則左之通

一、式才牝馬売払直段江四分ヲ乗シ、是ヲ納税とス、但諍場入費之義ハ総而民費ニ而帳付、雇人給料、筆・墨・紙、小屋掛、其外諸品買上ケ代とも、入費取立方之義ハ、馬数百五十疋以内ハ馬一疋売払代へ壹分五厘ヲ乗ス、是ヲ入費とス、馬数百五十疋以上ハ、馬壹疋ニ付売払候代へ一歩ヲ乗ス、是ヲ入費とし
一、諍場入費之義ハ、右之定ヲ以見計候、年々多少有之候共、諸品料を引、残ヲ御雇人旁々之給料と定メ配当ス
一、牛馬調之義ハ、是迄官員之内より巡回致候得共、爾後戸長ニ而取調一人限帳ヲ以年々四月中可届出事
右之通改正候条、此旨可相心得事
明治六年三月 秋田県

一、三左衛門、十二月六日より地券調江参候
一、九兵衛、八日より参候
一、弥右衛門、十四日ニ参候
一、吉蔵、十四日ニ参候
一、三左衛門・弥右衛門、十六日ニ罷帰候
一、吉蔵、十七日ニ罷帰候
一、九兵衛、同断

書面願之趣、鉾山附之山処伐木取締之儀ハ於銅山ニ心附可申、尤近傍村々戸長共へ不取締無之様布令候条、此段可相 (心) 得事

秋田県権令 平川光伸
秋田県参事 平川光伸

一、半紙三束
壹月廿日 十九日 十九日
一、弥右衛門・九兵衛・吉蔵

三月六日
一、壹両五銭 市五郎より買入
内八十五六銭四厘 上半紙廿七状 (帖)
同十四銭 筆六本、同壹本
同四銭八厘 油半缶
メ

右者地券筆調之節入方

其村地券状出来相成候条、村々券状渡之順序も有
之手後れニ成候而ハ、取締形甚タ不都合相生不輕
次第二付、順次券状可下渡候条、此書状達次第別
紙之通り証印税持参、速ニ出県可有之もの也

十一月廿一日 地券係

秋田郡

荒瀬村

村役人中

証印税式百四拾七円九十六両五厘四毛 荒瀬村

一、十二月廿二日、慶助出県
一、同日、三左衛門出県、手元取立錢百五兩相渡
候

十二月廿二日

一、鶏壺羽 地券立替
代三十錢

同廿四日

一、上半紙十状 地券用
代三拾二兩

一、十二月廿三日、当村藤之助・卯太郎兩人、一
条五長中より申出ニ相成、取扱為相濟候

(朱書)

「 第三大区四小区
秋田郡荒瀬村

字兵治沢之内左衛門の頭

一、金出

右者本年四月中試検願申上、湊勇吉当時試掘罷
有申候

右之通取調候処相違無御座候、以上

第三大区四小区

秋田郡荒瀬村

戸長

明治六年

湊長左衛門

西十二月

秋田県権令一 国 司 仙 吉殿

第三大区

五伍惣代職務

伍長惣代ハ正副戸長を輔ケ、其部内之五長を教
督、正租税其他諸上納等延滞ナカラシメ、諸御布
告及県庁布令之類丁寧教諭するを常務とす、兼而
書記・計算を掌るヘシ

右ハ先般下渡候正・副区戸長職務条へ編入可申
事

西十月廿日

第三大区四小区

秋田郡荒瀬村

字兵治沢之内左衛門の頭

一、金出

右者本年四月中願申上、湊勇吉当時試

幸屋村

西根正助母

かす

癸酉八十八才

戸島内村

高関治左衛門

癸酉八十八才

打当村

鈴木清右衛門母

かす

癸酉八十八才

右之者共大館支庁より御催促ニ而、十二月廿六日
出立、廿八日出頭、廿九日帰村いたし候

但、本人とも老体ニ而雪途歩行致兼候ニ付、長
孫男共名代罷出、年齢御賞金五円ツ、拝領、罷
帰り候

第三大区四小区

秋田郡荒瀬村

字兵治沢左衛門の頭

一、金出

右者本年四月中試検願申上、湊勇吉当時試掘罷
有申候

右之通取調相違無御座候、以上

第三大区四小区

荒瀬村

戸長

明治六年

湊長左衛門

西十二月

秋田県権令一 国 司 仙 吉殿

第三大区四小区
秋田郡荒瀬村

字早瀬沢之内へラカ

一、銀出

右ハ本年五月中試検願申上、湊勇吉当時試掘罷有申候

右之通取調相違無御座候、以上

第五大区四小区
荒瀬村

明治六年 戸長 湊長 左衛門

酉十三月

秋田県権令 国 司 仙 吉殿

一、十二月廿六日、弥右衛門罷歸

十二月廿八日

一、半紙八状 地券用
代壹円 使九兵衛ヲ以買入候

(朱書)

「十二月廿五日、幸屋村正助母かす・戸鳥内村治左衛門・打当村清右衛門母かす

右のもの共、支庁より御才足ニ而、廿六日出立罷越、廿九日罷歸候、年齢御賞五兩ツ、拝領いたし候」

十二月卅日、九兵衛罷歸候

戌一月二日、酉年物成取立帳仕立いたし候

高五拾石八斗三升九合

内壹升七合 佐山起返分
同壹斗壹合 草上地、税付
同貳斗八升七合 元肝煎屋敷物成
同四升五合 郷蔵屋布物成

メ
此貢米三拾四石貳斗貳升五合

但し、口米共の御物成并ニ壹わり三分共
一、壹石七斗壹升壹合

但し、四斗ニ付貳升入越分共

メ三拾五石九斗三升六合
内四石壹斗三升六合 干損

残

手元物成左ニ

内貳石八斗七升 肝煎や布分

当高六石七斗九升九合

一、米四石五斗七升七合

一、同貳斗貳升九合 入越米分

メ四石八斗六合

元米三斗九升三合

内四斗六升三合 干損毛引

残四石三斗四升三合

一、一月三日、四拾兩慶助わたし、内貳拾三円手元より、十七円市五郎より

右ハ石代ニ而

同

一、壹円 太兵衛

右ハ薪代之内へ相渡候

同

一、十銭 若水桶代

一、三円 喜久治かし

一、戌一月七日、三左衛門方へ飛脚忠吉差立候

一、草税小物三拾五円立替遣申候

一、山田久川へ書状并ニ壹円封込遣候

但し、十一月中借用金利足十五銭、残有之分へ遣候

一、繫沢・早瀬沢・仲の又沢三ヶ山、鉾山絵図面遣候

一月十一日、伍長才足、取合用向左

一、酉年歩夫、日帰使取調之事

一、去御物成上納取立向々相払可申事

一、実印書上可申事

酉年御物成代納為替受取覚

十二月十七日 幸屋村

一、米貳斗五升 正 助

同十九日

一、同貳斗五升 同 人

同日

一、同貳斗五升 同 五左衛門

同日

一、同七斗五升 清 蔵

同

一、同貳斗五升 清 之 助

同

一、同式斗五升
同
一、同七斗五升
右ハ当人利足米為替受取申候
廿一日
一、同式斗五升
廿二日
一、同式斗五升
廿四日
一、同式斗五升
廿五日
一、同式斗五升
廿六日
一、同式斗五升
廿八日
一、同式斗五升
十二月三十日
一、米七斗五升
右者大平村五郎入利足、米為替ニ而
同三十一日
一、同式斗五升
同日
一、同式斗五升
一月二日
一、同式斗五升
同 三日
一、同七斗五升
同 六日
一、同式斗五升
同 七日
一、同五斗
同
一、同八斗三升
同 九日
一、式斗五升
メ八石五三斗三升
内五斗
同式斗五升
同五斗
メ壹石式斗五升
残七石三斗三升
一月十四日

五左衛門
五郎八
万兵衛
正助
五左衛門
正助
五左衛門
西蔵
萱艸
藤右衛門
幸や
五郎作
同
六三郎
竹松
五郎作
同
長作
渡り
清治郎
鶴吉
荒瀬川
渡
佐助
慶助渡
弁治渡
市五郎かし

外二五斗
一月十一日
一、米式斗五升
同日
一、同式斗五升
一月廿五日
一、同壹斗壹升七合
メ
一、四石三斗四升三合
一、式斗四合
惣メ拾四石壹斗九升式合三石九斗九升八合

一月十一日、笑内金兵衛・竹五郎、幸屋渡村久兵衛・与五左衛門同道ニ而水無扱処罷出、○区長大和田様江申上、双方御尋問之上、長助より田地永買入之証文、金兵衛預置候ヲ、与五左衛門方へ為相返候、与五左衛門よりハ長助方へ元金九円早々相渡、受留持参御見済ヲ得可申候被仰付候

(加筆)

「長助田地一条御取扱○」

一、御所扱中竹五郎偽(為)申聞、当人より書付左之通為差出候

書付ヲ以願申上候御事

私親類長助、幸屋渡村与五左衛門へ売券田地一条之義ニ付、去十二月十五日御才足ニ而罷出候処、其節御尋之内右田地是まて何方より借耕作いたし候哉、且ツ作徳米之義何方へ相掛居候哉御尋ニ付、金兵衛殿より借作耕作罷有候得共、作徳米之義ハ金兵衛殿江も長助へも相掛不申、無作徳ニ而自油(由)耕作罷有候段御答申上、然処今日区長様江罷出、右作徳米御尋ニ預候砌、偽ヲ以長助方へ年々米式斗五升ツ、渡置候段申上候所、貴公様より申上候と相違之趣ニ而御引合ニ預り、一言申開も無之恐入奉存候、依之奉歎願候間、御憐愍ヲ以区長様向御聞捨ニ相成候様、御配執成御助被成下度奉願上候、以上

笑内村

伊藤竹五郎

明治七年

戌一月十一日

惣代

湊勇吉殿

第三百四十四号

年中祭日祝日等ノ体(休)暇、左ノ通候条、此

旨可相心得候事
 明治六年 大(太)政大官(臣)三 條 実 美
 十月十四日
 元始祭 一月三日
 新年祭 一月五日
 孝明天皇祭 一月三十日
 紀元節 二月十一日
 神武天皇祭 四月三日
 新嘗祭 九月十七日
 天長節 十一月三日
 新嘗祭 十一月廿三日
 大祓 十二月三十一日

一、同 六拾四石八升四合 渡
 (朱書)
 「酉改四拾四石五斗壹升壹合」
 一、同 四拾四石壹升壹合 幸
 (朱書)
 「酉改五十八石六斗四升九合」
 一、同 五拾八石貳斗貳(四)升六合 比
 (朱書)
 「酉改五拾八石六斗壹升六合」
 一、同 五拾八石四斗四八合 戸
 (朱書)
 「酉改三十四石五斗壹升六合」
 一、同 三拾三石九斗八升五合 中
 (朱書)

内四戸家役免シ 三太・浪ノ一・長八・源太庵
 一、八拾六戸 本郷

内壹戸家役免シ ■■■
 一、拾五戸 川

内壹戸同断 勇
 一、貳拾壹戸 茅

一、拾六戸 杖

一、五拾九戸 根

一、拾八戸 笑

一、四拾八七戸 渡

一、貳拾九戸 幸

一、三拾九戸 比

内壹戸家潰れ 無主
 一、四拾五四戸 戸

内壹戸一無主
 一、貳拾壹貳戸 中

一、拾八戸 打

合四百拾四三八戸
 人員貳千八百八十四人
 (朱書)

「酉改五十石八斗三升九合」
 一、当高五拾石九合 本郷

一、同 五石六斗一升六合 川

一、同 貳拾壹石三斗壹升五合 茅

一、同 貳拾壹石壹斗五升六合 伏
 (朱書)
 「酉改六拾貳石貳升七合」
 一、同 六拾貳石三斗八升四合 根

「酉改十八石五六斗九升壹合」
 一、同 拾八石壹斗七升三合 打
 (朱書)
 「酉改四百七十四石六斗貳升九合」
 合四百七拾壹石八斗七升八合

明治六年二月小役銀被仰渡候
 当高拾石ニ付
 一、保銀年間三百廿二匁六分五厘
 右者明治三年庚午以来定額
 内八拾壹匁二分五厘
 右者文久三癸亥之定額ニ立戻り米ニ換上納之事
 残貳百四十壹匁三分九厘 免除分
 内百廿匁六分九厘五毛
 学校・病院資本金として献納之事
 残百廿匁六分九厘五毛 正減税

区内惣高
 一、貳千四百七拾七石三斗九升貳合

同惣戸数
 一、千五百八十七戸

同地券金高
 一、四万四千三百五十七円六十六銭貳厘

戸数九百廿七軒
 人員五千三百六十九人

内二千八百八十四人 知らせ

同千百三十人 銀 山

同千四十九人 水 無

同三百六人 吉 田

ノ					藤 太 郎	文 四 郎
当処月番五長				組頭松岡与右衛門		
十一月より一ヶ月代					茅 藏	長 藏
	松岡与右衛門				五 助	久 八
	佐藤政五郎			組頭佐藤政五郎		
	松岡重助				正 兵 衛	三 之 助
	福島権藏				富 太 郎	伝 十 郎
	石田久藏				長 八	
	合五人			組頭松岡重助		
	佐々木伊三郎				万 九 郎	平 治
	三杉吉藏				仁 兵 衛	利 助
	森田惣五郎			組頭三ツ杉吉藏		
	西根善四郎				喜 助	五 兵 衛
	高橋慶助				文 藏	
	合五人			組頭高橋慶助		
右者当処伍長之内、右一組一ヶ月代り月番申付、					弥 六	市 右 衛 門
郷中差掛候諸事務取扱為致候間、此段可被相心得					酉 松	太 吉
候事				外二 畠町	理 左 衛 門	
明治六年		扱処		根子	三 之 助	五 兵 衛
十一月五日					三 右 衛 門	半 四 郎
				合		
組頭湊長左衛門				組頭石田久藏		
	助 左 衛 門	三 九 郎			善 吉	権 之 助
	正 九 郎	寺			市郎右衛門	吉 太
組頭佐々木伊三郎				組頭福島権兵衛		
	八 助	七 兵 衛			小 市	藏 之 助
	藤 兵 衛	清 太 郎			浪 ノ 一	小 八
組頭佐々木太兵衛				組頭桜田善四郎		
	市 五 郎	定 吉			林 藏	清 助
	岩 藏	彦 四 郎			勘 太	太 郎 助
組頭佐々木重右衛門				組頭森田惣五郎		
	善 左 衛 門	卯 太 郎			三 平	伝 之
	藤 之 助	吉 助			竹 松	平 八
組頭福島長兵衛						
	兵 吉	三 五 郎		一、人足四拾貳人		十 步 一
	金 五 郎	石 五 郎		内三拾六人		荒 瀬 村
組頭加々谷五三郎				同 六人		かや艸村
	慶 之 助	正 助		一、同 百拾人		大 橋
	徳 之 丞	福 松		内 拾貳人		伏 影 村
組頭佐々木作藏				同貳拾四人		幸 屋 村
	金 治	七 五 郎		同 拾貳人		笑 内 村
	三 兵 衛	兵 之 丞		同 拾四人		中 村
組頭松岡巳之松				同 八人		荒 瀬 川
	長 十 郎	丑 松		同 拾貳人		打 当 村

同 拾八人 根子村
 同 拾七人 比立内
 同 九人 かや艸村
 同 三拾人 戸鳥内村
 同 貳拾五人 幸屋渡村
 同 貳拾九人 あらせ村

戊一月廿七日、小沢付方より高付ニ而申参候

二月三日、支郷村々伍長共被仰渡ニ付寄合

詰歩使米残割合之事
 小走・船守米割合之事
 十歩一大橋人足割合
 戸籍帳支庁扣差候様被仰付、水無磐雄江認方相頼、壺戸分紙代并ニ書料共七文ツ、取立可申事水利堤坊自普請書上

明治七年一月七日午前第一時、各区々長庁中御呼出シ

主上御写真拝謁被仰付候

御写真
 御散髪御戒戎服
 椅子江御腰掛

一、令参事御揃演達

今般司法少熊丹羽憲以下官員派出相成候御趣意ハ、昨年中参事議数名辞職相成候ヨリ、都下種々之流言有之浮説ヲ相唱候者トモ有之、夫カ為疑惑ヲ生候哉モ相聞得候、尤右辞職之者ハ其志ノ行レサル辺ヨリ其職ヲ辞シ、各々相安居候ハ勿論ニ候所、無根之流言ヨリ人民朝旨ノ所在ヲ所在ヲ了知セス、蓄ニ疑惑動揺等之義有之候テハ、不濟次第、別テ避区遐陬ハ右様ノ弊害モ可有之筈
 政府ニ於テ深ク御配慮被為有態ニ、各地江官員派出被仰付、人民ノ惑ヲ解
 朝旨一般ニ祥知セシムヘキノ御趣意ニ付、地方官以下区戸長ニ於此分ヲ体、一同江説諭致シ候様注意可致トノ事ニ候
 但、依テ番外御布達御下渡相成候
 此頃頃朝鮮征伐等之流言モ有之候得共
 朝廷ニ於テハ、先ツ内国事務整頓内事整候上、追々外事ニモ可被及、順々ニ付今般新ニ内務省ヲ被置内国事務ヲ専一ニ可被為学義ニ付、右御

趣意ヲ可相心得事

一、内国之事務業第一生産ヲ興シ候ハ、即今之急務、別シテ当管内ハ専ラ養蚕ヲ盛大ニ興起致シ度儀ニ付、一同注意興産相心掛可申、尚追々養蠶世話ヨリモ戸副長江モ熟議ニ可及、相共ニ戮力管内生産隆盛相成候様尽力可致事

一、小区事務扱方、是迄区ヲ四分シテ戸副長各其町村ヲ受持百端シ、事務番皆取扱候ヨリ全小区惣括之取纏ナク一時ノ取調モ各手ニ出、種々ノ取調方ト相成、何分画一二至兼、庶事務之可為渋滞不少候ニ付、自今一小区四分ノ制ヲ廢シ、戸副長全小区ヲ受持、只其事務ヲ四課ニ分テ各々担当任セハ、扱方便宜ハ勿論、諸調等ハ一体裁ニ出職務自貫習ニ至易カラルヘシ、依テ職ヲ分チ課ヲ設ル 左ノ如シ

租税

正租税・雑税、地券証券、印紙

出納

区費計算其他諸請払之事務

戸籍

人口、戸数籍、社寺、牛馬、貫属、家禄、賞典、米

常務

諸願伺届之類、説諭之事件、学校

一、扱所ヨリ遠隔之地ニ任シル戸副長ハ、租税ヲ専務トシテ三課ヲ兼、願伺届ノ類取纏ニ隔日扱処江出頭関涉之課ニ協議スヘシ
 但シ、扱所ヲ歴スシテ、直ニ支庁ニ差出ヲ許サス

区戸長規則追補

第一則

区内之事務ヲ分テ四課トシ、正副戸長各々之ヲ担当綜理シテ事務渋滞ナカラスムルヲ専務トシ

第二則

事四課ニ分ト雖トモ、時宜ニ依甲ノ課閑ニシテ乙ノ課繁ナルトキハ、繁閑相助ケ四課戮力シテ、専ラ区内之事務整頓ナラシムルヲ旨トシ

第三則

四課ニ正条ナキ事件ハ、総テ常務之担当タルヘシ

第四則

担当中之取調書類及願伺届等、各課ニ於テ帳簿ヲ制シ順序

第五則

事ノ異例ニ渉ル者ハ、其担当戸副長事情ヲ推曰窮シ、課中協議之 上議案ヲ作検印シテ、副戸長ニ上達スヘシ

第六則

副戸長ハ一小区ヲ総括シテ四課ヲ担任ス、区内之事務挙ラサルアレハ専ラ其責ニ任ス

第七則

戸長ヨリ上達スル所ノ議案ハ、副戸長之ヲ請、其事ヲ推問討論シテ異論ナルヲ、更ニ見込ヲ添区长江出ス、同論ナルハ検印シテ是之決ヲ取ルヘシ

第八則

区长ハ大区ヲ総括シテ各小区之事務整頓ニ至ラシムルヲ専任トス、小区ノ事挙ラサルアレハ専ラ副区长ヲ督正ス

御伺

一、伍長惣代月給ハ百戸ニ付二円ヲ不踰、人員多寡ハ町村地勢之便宜ニ任セ、壁ハ百戸ニ付二員ニ置ハ一人壹円ツ、一員ヲ置ハ二円ツ、戸数之多寡ニ依リ月給増減有之度事

但シ、費用ハ是マテ之通区費外ニ取立申度事

御附紙

申立之通

一、区戸長旅費・日当、従来区費外其時々更ニ可相課御達ニ御座候所、区长往来之毎ニ更ニ取立候義繁雜ハ不申ニ及、下方ニテハ、四銭五厘外毎々賦課相成候ヲ甚疼(当)惑致候者モ有之ニ付、自今大区或ハ其小区江可相課事柄ニ限り、総テ区費中ヨリ御下金相成様支度、尤、一村町一人別ニ関係之儀ハ勿論、其町村一人別ニ関其町村其人ヨリ取立可、右ハ四大区ヨリ兼テ相候候所、御詮議之次第有之御採用不成、御指令候得共、都合モ有之各々大区協議之上、更ニ奉伺候

御附紙

書面願之趣、当分之所聞届候事

癸酉年区内村々戸籍総計

荒瀬村

戸数 四百拾三戸

人員 貳千八百貳拾九人

反別 貳百七拾貳町七反一畝六歩

代価 一万三千六百二十二円七十四銭

高 千四百六石五斗一升二合

貢米 三百二十壹石二斗八升五合

合

銀山町

戸数 二百二拾二軒

人員 千百三拾三人

反別 二十七町六反七歩

代価 七百九拾九円拾銭

水無村

戸数 百八十三戸

人員 千八十四人

反別 九拾壹町壹反七畝壹歩

代価 千七百拾五円七拾六銭

高 百貳拾八石九斗八升三合

貢米 五拾石三斗三升五合

吉田村

戸数 五拾貳軒

人員 三百拾壹人

反別 貳拾貳町貳反拾九分

代価 千七百円七拾銭三厘

高 百八拾石四斗六升七合

貢米 九拾六石七升五合

小淵村

戸数 貳拾貳軒

人員 百貳拾七人

反別 拾貳町貳反八畝廿四歩

代価 八百四拾四円七拾五銭八厘

高 九拾五石六斗貳升六合

貢米 四拾九石七斗四升貳合

小様村

戸数 四拾七軒

人員 三百廿六人

反別 廿町五反六畝十七歩

代価 六百廿四円九十八銭

高 百六拾石貳斗四升六合

貢米 四拾四石四斗貳升五合

五味堀村
戸数 七拾八軒
人員 四百七拾五人
反別 四拾町貳反八畝八歩
代価 貳千九百六拾九円五拾八錢九厘
高 貳百八拾五石四升貳合
貢米 百四十七石五斗三升四合

根森田村
戸数 六拾七軒
人員 四百三十六人
反別 四拾九町七反貳十貳歩
代価 貳千八百九円八錢七厘
高 三百拾三石九斗七升
貢米 百貳拾四石九合

森吉村
戸数 百五拾軒
人員 千八十六人
反別 八拾四町五反五畝四歩
代価 貳千七百三拾四円五錢九厘
高 三百九十九石九斗九升六合
貢米 百拾四石七斗三升

小又村
戸数 八拾四軒
人員 五百六十人
反別 五拾四町九反七畝壹歩
代価 三千四百卅八円五十四錢
高 四百拾七石六斗六升五合
貢米 貳百拾六石九斗五升八合

前田村
戸数 百貳拾三軒
人員 七百六十人
反別 五拾四町貳反九畝貳十五歩
代価 五千五百廿三円四拾九錢九厘
高 四百拾石八斗四升五合
貢米 貳百廿三石六升一合

桂瀬村
戸数 四拾八軒
人員 三百拾人
反別 三拾六町四反壹畝十三歩

代価 千六百拾壹円三十三錢
高 貳百拾貳石四斗八升五合
貢米 七拾四石貳斗五升三合

浦田村
戸数 九十六軒
人員 五百五拾九人
反別 四拾七町三反四畝八歩
代価 五千九百七拾八円八十九錢
高 三百廿壹石三斗八升三合
貢米 百五拾壹石五斗壹升八合

惣計
村数 拾三ヶ村
戸数 千五百八十七軒
人員 九千九百九十七人
反別 八百拾三町六反五畝十四歩
高 四千三百三拾壹石五斗壹升五合
代価 四万四千三百五拾七円六拾六錢貳厘
貢米 千六百拾六石四斗三合

明治七年一月

第二大区
四小区

一、二月三日、支配惣代并伍長寄合、主上御写
真本県へ御申シニ相成候ニ付、被仰渡候次第有
之、寄合いたし候、其節申会左ニ
一、本郷歩夫定り百人之外相勤候分、今年より壹
人貳錢五厘■之事ニいたし候

二月十一日夕、長兵衛宅へ五伍寄合
佐山堰根留普請取調之事
粕内関同断之事

一、二月九日夜四ツ時、小沢鉾山火出ニ而手元は
しめ駆付候処、儀三郎・祐治・蔵太・四方吉・
良太、右五人焼却いたし候

一、同十日、串郷中より人足十人差遣候

二月十二日、慶助見分遣候

一、粕内堰留より上之普請関、惣間数百式間、内
岩関四十七間、五拾三間、土関深七寸、幅壹尺

一、十三日、堰根留自普請、佐山沢・粕内・根子
又沢・備前之又沢共書上、区内舎へ遣候

明治六年九月

長祢男山田寅之助

妻 リヨ

二月十五日、伍長共寄合、火要心方法相談左ニ
一、万九郎、一ヶ年米三石ヲ以火の要心方申付候
一、同人娘おふつ詰歩夫一ヶ年米三石ニ申付候
右二ヶ条相究候事

右之者本月一日離縁、当農佐藤佐吉方へ送籍仕候
間、此段御届奉申上候

秋田県管下羽後国

秋田郡 荒瀬村

二月十七日、寺におゐて当村家頭壱人ツ、相招き、
御布令為申聞候、附而火の要心取締申会、万九郎
定夜番申付候、給料左ニ取究候

一、三月二日、笑内村地券状貳百壱枚、外ニ下調
帳共、使金兵衛ニ相渡候

一、三拾貳錢 一ヶ月炭油代定り

内十九錢貳厘 油五合代

同十三錢六厘 炭十貫め代

ノ

一、同三日、伏影村東兵衛罷越、地券状貳百廿六
枚、下帳共ニ相渡候

此わり八十戸、一戸四厘ツ、

一、同五日、寺におゐて、当村地券状銘々江相渡
候

一、米三石 年中給与

此わり八十戸、一戸ニ付三合七勺五オツ、毎
月万九郎直取立候事

三月十二日、武田吉右衛門・植杉八郎右衛門、扱
処より御才足ニ而出頭いたし候処、中ヶ田四ヶ村
惣代被仰付候

私義

昨癸酉年馬口旁御鑑札拝領罷有候処、此度返上仕
候間、右御鑑札御書替被仰付被下度奉願上候、尤
御冥加金壱円相添奉上納候、以上

(朱書)

「本郷受取共惣高」

第二大区四小区

一、地券状四千八百三拾壱枚

秋田郡荒瀬村

(朱書)

「三千四百九十七番

官林杉税

私林杉税

壱尺	三錢
壱尺五寸	四錢
貳尺	六錢
二尺五寸	九錢
三尺	拾五錢
三尺五寸	拾七錢五厘
四尺	貳十六錢五厘
四尺五寸	三十貳錢五厘
五尺	四十七錢
五尺五寸	六十貳錢
六尺	七十三錢五厘
六尺五寸	九十七錢
七尺	一円十六錢五厘
七尺五寸	一円四十一錢
八尺廻り	貳円十一錢五厘

壱厘五毛
三厘五毛
四厘五毛
七厘
壱錢貳厘
壱錢四厘
貳錢一厘
貳錢六厘
三錢七厘五毛
四錢九厘五毛
五錢九厘
七錢七厘五毛
九錢四厘
十一錢三厘

一、稗田貳拾四步

三千四百九十六番

一、下々田貳畝廿四步

ノ 貳筆以

右者利助名前之券状御下渡ニ相成候処、伊之助
名前之下帳調ニ有之候ニ付、間違御書替願申上
候事ニ而預置候処、実地引合いたし候処、全く
利助分ニ有之趣、政五郎より書面ヲ以申聞、符
人伊ノ助参候所相渡遣候也

三月十四日

」

一、打当三ヶ村地券状・下調帳、弥右衛門殿より
申参相渡遣候

三月十四日

栗・檜・槻・樺五割増、松ハ杉ノ三ヶ一同上

室屋旧鑑札返上、未タ御下渡不相成分、并ニ新規

願立候分、旧新共癸酉入石書上、云々番号記載致、至急可被差出、支庁より御達ニ相成、如斯相達候、其外一体鑑札処持之者番号相記、当廿二日迄可被申出候、漁業鑑札者記載ニ不及候、右至急割付ヲ以早々廻達可之有候也

三月十七日 扱処
吉田・小渕・小様
荒瀬・銀山・水無
右村々惣代殿

尚々室屋・酒屋・染屋・鍛冶屋・質屋・萱手・銃獵・馬喰・絞油・生糸・木挽・大工・舟師、其外鑑札有之候者ハ委細可申出候

三月廿日

伏影村

一、地券状六枚

郷中分
使 東兵衛

内林五枚
同の壺枚
ノ

三月廿二日、副区長大和田清風様・石田武助殿・庄司友五郎殿、当村廻村ニ而拙宅江引移候て、慶助方ニ而御泊御座候

同廿三日、根子御昼ニ而、右人数拙共廻村、比立内村泊り

同廿四日、中村昼、同処泊

同廿五日、同所出立、萱草村昼ニ而、扱処へ着

四月一日、合地伍長中へ取合可申用向左ニ

- 一、已来地券金高へ割合可申事
 - 一、斎藤久四郎御皆済出県■■■追わり割合之事
 - 一、区費割合之事
 - 一、五斗米割合被成候事
 - 一、山田兵吉殿壬申御皆済出県遣わり被成候事
 - 一、山林書上わり合被成候事
- 癸酉

一、起返り高物成三斗九合之处、租税課ハ間違ニ而、三石九合と御帳書ニ相成、式石七斗間違候ひ之段申立候処、大蔵省申立相済、今更御手段も無之候故、当戌年より捨高御取扱被下候故、

此度村方惣高わり合ヲ以上納可致被仰付候

記

壬申年御皆済

一、拾三円九拾七銭壺厘五毛 山田兵吉出県遣内

一、六円九拾八銭六厘 戸割

但、壺戸ニ付五壺ノ法

内式円拾壺銭 荒瀬村高

一、六円九十八銭六厘 地券割

内式円拾八銭 荒瀬村当

ノ

一、六拾八銭七厘五毛 山林書上わり合

三月三十一日、扱処より慶助持参

四月九日、公債掛官員御三人大学野越ニ而御出、御止宿、十日、米内沢へ御出

但し、御出元中小沢鉾山御見物被成度趣ニ而、勇蔵御案内申付遣候

十日

一、三拾七銭五厘 右御三人はたこ代受取候人足帳写左ニ

記

秋田県十一等出仕 奥 沢 李 成

秋田県少属 羽 生 氏 熟

一、両掛 壺荷

此人足

右者公債証書為下渡、管内出張申付、今十二日県下発途候条、書面人足被達ニ可差出者也

四月十二日、公債掛羽生氏熟様外式人、大学野越ニ而御出、当村昼食ニ而、水無村へ御引移被成候

記

一、壺円拾貳銭五厘 壬申賄代ノ高

一、壺円九拾七銭壺毛 癸酉年区内勘定わり合

一、式円五十銭 壬申年弁治出県わり合

惣ノ五円五拾九銭九厘壺毛

入壺円八拾七銭七厘 安保久作令合引

一、四円五拾銭九厘六毛

右者御負債取調入費わり合不納分

一、壹円六拾貳錢三厘五毛
 右者酉一月より同十二月迄引
 〆六円拾三錢三厘壹毛

一、五拾壹円七拾九錢八厘八毛
 右者壬申十月より癸酉六月迄区費〆高
 入三拾三円九拾壹錢
 右者月給并ニ受取錢〆高
 残り拾七円八拾八錢八厘八毛

一、三円貳拾貳錢
 右者酉七月より十二月迄三部引
 〆貳拾壹円拾錢八厘八毛

一、四月十五日、喜久治銀山町出錢才足ニ相願遣
 候

一、同日、金治下村々へ右同断遣候

一、四月十六日、岩見村長兵衛・当村重助同道

四月十八日
 一、杉七尺回三本
 右者茅艸橋釣木用伐木願
 但し、山神社木ノ内より

四月廿日
 下人竹松二男忠助、四月八日出生御届いたし候

同日
 一、喜久治銀山へ錢才足ニ遣候

同日
 一、金治下村々へ遣候

地券筆并ニ税金再取調

一、貳百拾五筆 笑内村
 内五筆 右辰之助分、同村へ抜
 残貳百拾筆
 草税〆拾円八拾七錢四厘

八百十筆
 入費貳円六拾貳錢五厘
 但し、壹筆ニ付壹錢貳厘五毛
 〆十三円四十九錢九厘

一、百六拾九筆 荒瀬川村
 内貳筆山利分本郷へ抜

残百六拾七筆
 入費貳円八錢八厘
 税金八円四十錢三厘
 〆拾円四十九錢五毛

一、三百三拾筆 萱草村
 此税拾七円貳十六錢八厘
 入費四円拾五錢
 〆貳拾壹円四十一錢八厘
 内貳拾円九十壹錢七厘五毛
 残五拾錢五毛

貳百貳拾三筆 伏影村
 一、拾壹円貳拾九錢貳厘 税
 一、貳円七拾八錢七厘五毛 入費
 〆拾四円七錢九厘五毛
 内拾三円拾七錢五厘 受取
 残九拾錢九厘五毛

四百九十一筆 根子
 税貳拾七円五拾六錢貳厘
 入費六円拾貳錢五厘
 〆三拾三円六十七錢六厘貳毛
 内三拾貳円九十九錢 受取
 残六拾八錢六厘貳毛

貳百九一筆 笑内
 一、拾円七拾九錢四厘 税
 一、貳円六十一錢貳厘五毛 入費
 〆拾三円四十錢六厘五毛
 内拾貳円五十三錢七厘 受取
 残八拾八錢九厘五毛

四月廿八日、出戸祢開発主・長坂開発主共より、
 関筋苦情形申出、見分いたし候人数左ニ
 手元・伊三郎・吉藏名代太助・長兵衛・作藏・五
 三郎・巳之松・重助・与右衛門・権兵衛・政五郎
 関符人正助・竹松・敬之助・喜久治・文左衛門

(沢絵図省略)

五月
 三日、惣代衆申合之事
 一、鎮守御祭典之事
 一、橋伐木税金割合の事
 一、三左衛門へ無尽取合之事
 一、同人へ地券割間違勘定之事
 一、物成并ニ小売米取合之事

記

(余白)

五月三日、扱処より御才足ニ而、惣代手元始メ三左衛門・吉蔵、中村代人嘉市郎罷越候処、郷社祭典入費之義相談ニ而、中考わり左之通り

- | | |
|--------------|------------|
| 一、五拾銭 | 祠官初穂 |
| 一、八拾七銭五厘 | 祠掌七人初穂 |
| 一、三円 | 祠官・祠掌八人はたこ |
| 一、五円 | 神前備物 |
| 一、拾五四円三十三銭三厘 | 森吉山遙拝殿ふしん |
| 内四円七十五銭八厘 | 御室内ふしん入方 |
| 同壹円八十七銭五厘 | 萱吾手拾人 |
| 同三円廿銭 | 茅百メ |
| 同壹円五十銭 | 縄代 |
| 同三円 | 人足三十人 |

メ

メ式十三円七十五銭八厘

外ニ式円廿五銭 惣代十八人有之候
壹人拾式銭五厘ツ、

右之通り扱処におみて惣代立合申合之上、中考いたし候ニ付、区内壹戸ニ付式銭ツ、取立候事ニいたし候

上地杉御払下ケ願

字荒瀬薬師社上地之内

一、杉元木 六尺廻り式本
字茅草村山神社

一、同元木 七尺廻り式本
同

一、同元木 六尺廻り一本
同 上地之内

一、同元木 五尺廻り一本
同

一、同元木 四尺廻り八本
同

一、同元木 三尺廻り拾式本
伏影村八幡社上地之内

一、同元木 六尺廻り三本
笑内村山神上地之内

一、同元木 八尺廻り三本
幸屋渡村熊の社上地之内

一、同元木 七尺廻り式本

戸島内村鳥海社上地之内
一、同元木 五尺廻り壹本
合三拾五本

内八尺廻り三本 六円卅五銭五厘

同七尺廻り四本 四円六拾四銭

同六尺廻り六本 四円四十一銭

同五尺廻り式本 九十四銭

同四尺廻り八本 式円十式銭

同三尺廻り拾式本 壹円八十銭

メ

代価廿円廿六銭五厘

内六円 打当三ヶ村

同三円 比立内三ヶ村

同七円 中ヶ四村

同五円 本郷

メ

右之通り中持わりいたし候也

当分受取鎮守祭典入費わり

一、式円 神前向備物

一、壹円 初穂

内式十銭 井の口様

同式十銭 清水

同六十銭 祠掌六人

メ

一、壹円五十銭 祠官・祠掌八人壹夜分
但し、壹人三朱

一、三円十八銭七厘五毛 本郷・支郷惣代并ニ五長、一ヶ村より一人ツ、都合十七人賄代

メ七円七拾銭

右者壹戸ニ付式銭ツ、取立いたし候事、右之通り三左衛門・吉兵衛・嘉市郎申会相極申候

五月六日

大四円

萱草村

使次兵衛

右者橋釣木伐木願税ニ而、七円わり合之内受取候

同

大三元

同村

右同断、根子より

大五円廿銭

当処

右同断

メ

私義

七日
一、拾壹円六十五銭 大館へ遣候、使正四郎
一、貳十銭 飛脚使料

第二大区四小区副戸長被仰付、謹而奉御請候
明治七年 第二大区四小区
五月 湊 勇 吉
秋田県権令 国司仙吉殿

五月六日
一、四拾銭 吉右衛門出入四日
右者手間代
一、四十五銭 壱夜はたこ代
ノ拾貳円七十銭
残り五十銭立替

一、五月廿八日、第一大区十一小区瀧之下村松橋
藤之助方ニ而一宿

五月六日
入桐苗六十本 山要より
内四拾八本 手 元
内十四本、下ノ板蔵前
同拾貳本 慶 助
ノ

十八日
一、六拾七銭五厘 宿払
内十貳銭五厘 手元分
同五拾五銭 茅蔵・吉松・竹留
ノ
同

同日
小湊村嘉之松・長右衛門・勘太、右三人参植仕（マ
マ）付候也

一、貳銭五厘 玉子五ツ代
同
一、貳銭 太白代
同
一、貳拾銭 大手より大川迄馬代
同

記

本年一月廿二日入牢 羽後国秋田郡 荒瀬村 佐藤友吉
三月九日出牢
一、金壹円六拾壹銭六厘
右之者繫獄中諸入費、如斯ニ候也
度会県

一、貳銭貳厘 大川渡銭
同
一、拾四銭六厘 同処より大久保迄馬銭
同
一、貳銭五厘 茶屋使
同
一、五銭 大久保茶や使
同

明治七年 戸籍掛
四月廿七日
其区内荒瀬村佐藤友吉、過般度会県ニ於テ罪科有
之、入獄中費用別紙写之通り同県より償却之義申
越候ニ付、早々取立上納可致候、此段相達候也

一、貳銭三厘 大手ニ而酒代
同
一、四拾四銭八厘 大久保より湊迄馬貳正代
同
一、四拾三銭貳厘 湊より県下まで馬貳正代
同

明治七年 戸籍掛
五月十九日 第二大区四小区 戸長副中
右之通り、五月十七日扱処より申参、本書写取相
返し候也

一、六銭貳厘五毛 馬士酒代
同
一、拾貳銭五厘 茶屋使
同
一、貳拾六銭三厘 留五郎二日手間代
同

五月廿八日、在所出立出県いたし候、水無扱処へ、
御暇拝領立寄候処、副戸長被仰渡候ニ付、直々左
之通り御請書差上候

一、貳拾六銭三厘 松五郎貳日手間代
同
一、貳円 比内へ酒代

三十日		同	
一、二十五銭	くわし箱式ツ	一、拾貳銭五厘	かれ十枚代
内十二銭	山田行	但し、比内へ持参	
内十三銭	ミのや行	同	
メ		一、貳銭	茶わん壺ツ
同		同	
一、壹円	木綿一反	一、五銭	まんしゆ買入
同		同	
一、七銭五厘	金巾四尺	一、六銭	髮賃
同			
一、十銭	山田へ酒代	廿貳日	
同		一、貳拾銭	吉松
一、六銭貳厘五毛	まんしゆ代	右ハ銭貳百文ニ而相渡候	
同			
一、六十二銭五厘	茶百め	六月一日	
同		一、貳拾五銭	同人帰り、使銭渡
一、壹円九銭	半紙五束、半切式百枚	但し、十二銭ニ而	
メ七円七十六銭貳厘		メ四拾五銭	
入五円五拾銭渡し	百五郎	内八厘	わらんし式足
内八円十九銭	ひん付壺本	同貳銭	一日市渡銭
同貳円	半紙壺メ	同五拾六文	大久保茶や使
同四十八銭	白砂糖三斗	同貳銭	二丁目より亀ノ丁へ案内願候礼
メ四円六十七銭		メ拾銭四厘	
残り二十三銭過		残り三拾四銭六厘	当人持参いたし候
入壹円	寺より	六月一日	
内五十銭	上ニ引授式百廿五屋	一、貳拾五銭	腰卷壺ツ
同三十八銭	二はんわく二百め	同	
メ八十八銭		一、五銭	きせる竹八ツ打
残り十貳銭五厘返り		同	
右之通り吉松ニ算上迄相添遣候		一、拾貳銭	金巾六尺
入壹円	山要	二日	
内	髟(鬢)付廿五本	一、七拾五銭	貰入壺ツ、きせる共
同	針半疋	同	
同木綿いり打代		一、壹銭	菓子箱式ツ
メ		内壺ツ	根本
		同	
		メ	
三十一日		同日	
一、五拾銭	本金へ肴買入	一、貳拾五銭	こんへい糖壺斤
同		同日	
一、八十七銭	まつ高壺関代	一、壹朱	くわし代
同		同	
一、四拾銭	大和向へ鶴壺本代		

入
内貳朱 五枚
同拾錢 一枚
同貳拾錢二枚
ノ

芳蔵より預り置候

印ヲ以此如奉願候

第二大区四小区
戸長 湊長左衛門
副戸長
石田武助
惣代
湊勇吉

三日

一、貳拾五錢

川井様へくわし箱壱ツ

同日

一、貳朱

小鳥籠壱ツ代

六月廿二日、瀬川へ見舞致

誤失致進退伺差出
(余白)

候処、病院医師矢守貫一様へ御口上申受参候処、
診察ヲ得、午後壱時ニ病院へ参り、療治ヲ得申候、
水薬二日分、説薬二日分、膏薬同断申受候、対価
十五錢五厘則上納致し候

明治七年六月廿九日

御伺

入金三拾円也

越後屋八五郎

昨明治六年三月中地券御取調之砌、字法度山之田
畑拾貳筆私心得違ヲ以村方持ニ書上仕候ニ付、地
券証荒瀬村ニ而御下渡ニ相成申候所、段々村方ニ
而吟味仕候処、右箇処之義者同区銀山町山田理左
衛門持地ニ御座候間、何卒午御手数山田利左衛門
名前ニ御書換被成下度奉願上申候、前条取調違ひ
之義ハ畢竟私籠漏より斯間違ニ相至候間、前条次
第如何相心得候而宜候哉、此段奉御伺候、以上
(張紙)

右者竹八郎前金ニ而受取申候

「書面伺之趣、至急地券裏書ヲ以、書替之義可願
出候事

一、六月廿八日、高山斎重殿、牧水江着在所より
書状相返し候

明治七年

秋田県地券係

七月三七月一日

五月十日」

秋田郡荒瀬村

伍長惣代

湊勇吉

同

佐藤三左衛門

一、壱円

男帯一箱

一、九十錢

つ、み壱反

一、壱円

緋巾巾壱疋

一、五十錢

傘貳本

一、壱円七十貳錢

緋浜貳丈

一、四十八錢

白つ、み壱丈六尺貳寸五分尺

一、八十錢

蓆十斗

一、二十五錢

包三斗

一、二十五錢

太白

一、六錢

太白代

一、三拾貳錢五厘

うふたへ

一、壱円廿五錢

いん籠壱ツ

一、十壱錢

蓆代

ノ八円六十五錢

一、貳十五錢

股引壱足

一、貳円五十錢

御たつ、み壱反

一、壱円五十錢

のしめ表壱反

明治七年五月

秋田県令 国司仙吉殿

前書之趣相違無之候、依而奥印仕候

戸長

明治七年五月

湊長左衛門

七月二日

誤失致進退伺指出、御指揮濟之上裏書
先般表書之通書出候処、以後精々取調吟味仕候処、
持主山田理左衛門ニ相違無之、全私不取調ニ付、
如何相心得候而宜御座候哉奉伺候処、御指揮有之
ニ付、御証券御書換被下度、依是戸長・副戸長連

一、壱円

中家八郎右衛門殿

右者山理法度山地券書替願印税見込ニ而相渡候
同日

一、五拾錢 同人へ酒代ニ包候
 一、四拾錢 和多式百め
 一、五拾錢 江戸傘壺本
 一、十錢 半紙買入

七月四日

一、三円五十錢 池宇願

右者参礼ニ遣候

同日

一、六拾錢 同人

右者わた三百匁礼ニ遣候

一、式拾五錢 くわし代
 一、五拾錢 病院へくわし買入遣候
 一、三拾五錢 矢山木兵殿江肴買入遣候
 一、十五錢 同人へくわし遣候
 一、洪くり式斤 同人へ礼ニ遣候
 一、洪くり壺斤 大和田へ土産ニ遣候
 一、洪くり式斤 池宇願へ土産
 一、壺円八十一錢 病院へ薬代

一、七月四日、県下発足

落合村ニ而泊、五日、矢木沢越ニ而帰宅

四日

一、十式錢五厘 県下より湊迄人力車代
 同
 一、式拾錢 同処より大久保迄馬代
 同
 一、式拾錢 大久保より五十の目迄馬代
 同
 一、式拾五錢 五十の目より落合迄馬代
 同
 一、式錢七厘 五十ノ目六二郎江薬代

五日

一、式拾式錢 落合法印はたこ代
 同
 一、式拾五錢 同処より荷背負一人相頼候代
 一、式円 地内ニ而丁内へ振まいの席芸者式人代払
 一、壺円 良叔老洋学書物買入候ニ付立替遣候
 一、壺円五十錢 祭門相振候入費
 一、式朱 露五郎へ呉候分

五月三十一日より

一、煎葉一三駄

六月一日

一、同一三駄

同三日

一、同一三駄

入式拾五円

高山より石炭代ニ而親父受取候由

七月九日

一、式拾五円

市五郎渡

内拾円

手元越後屋より受取候錢より

内十五円

親父石炭代より

ノ

右者和二郎元かしニ遣候

福 松 二男
 敬 之 助 三男
 六 右 衛 門 二男
 半 助 二男
 竹 五 郎 二男
 又 右 衛 門 二男
 丑 五 郎 二男
 太 右 衛 門 長男
 長 三 郎 長孫男
 正 三 郎 長孫
 惣 太 郎 二男
 利 兵 衛 三男
 利 兵 衛 三男
 佐 二 郎 二男
 平 八 二男
 宮 松 二男
 合

松 岡 長 治 郎
 斉 藤 富 藏
 高 関 留 吉
 伊 藤 永 助
 同 三 藏
 細 井 米 松
 松 橋 万 兵 衛
 菊 地 弥 吉
 松 岡 新 藏
 松 橋 与 助
 松 橋 長 之 丈
 佐 藤 茂 吉
 湊 米 三
 松 橋 寅 五 郎
 佐 藤 鉄 三 郎
 同 弥 助

右人員徴兵之義ニ付御用有之候間、荒瀬村之内両
 処江最寄ヲ以呼集メ可差置、尤同村迄派出ニ及
 候ヶ条、荒瀬ハ朝、比立内ハ昼迄ニ、父兄之もの
 同道相詰メ居可申候、尤田畑へ参居罷候ものハ出
 兼、態人ヲ以可被呼戻候、右事態ヲ以申遣候旨、
 今晚中其向ニ相達候、今差支様御取計ひ可被成候、
 以上

七月十六日午後六時

荒瀬村
 惣代衆

二階堂鴻之進

一、七月十七日、佐藤三左衛門出県いたし候、矢
守様へ書状壱通、池田氏へ壱通、山田久川殿へ
金子十一円入書状壱通り相頼遣候

一、印形かし遣候

大属八等

上等七十円、中等六十三円、下 五十七円

権大属九等

上 五十円、中 四十七円、下 四十四円

中属十等

上 四十円、中 三十七円、下 三十四円

権中属十一等

上 三十円、中等・下等二十八円

少属十二等

上 二十五円、下等二十三円

権少属十三等

上 二十円、下等十八円

史生

上 十五円、下等拾三円

府県掌 十五等

等外

一等十五円、二等九円、三等八円、四等七円、五
等六円、六等五円

[史料3]

明治10(1877)年1月「公私要用扣」

(湊榮興家文書602、横半帳1)

(表紙)

「 明治十年

公 私 要 用 扣

丁丑一月吉日 」

酒桶坪数算出ノ法左ニ録ス

十式壱八六

但し、口径と底径と掛合折半ス、夫江深サ掛合、
又十式壱八六掛合、坪数出ル

酒桶地震除ケ口径深サ之内三寸除キ坪数出シ

(酒桶の図省略)

但、地震三寸引残四尺七寸江掛合

此石七石壱升六合

明治十年一月

一日、暖気也、扱処江年始祝詞参致候、副区長富
山武助殿江日勤一同年始致候、生酒三升・塩引壱

本持参致候

二日、小沢鉾山へ年始致候、一條様へ玉子五十、
大嶋様へ玉子貳拾五、今林永太郎殿へ玉子貳拾五・
酒代五銭、木沢へ綿百目・酒代五銭、原田へ綿百
目・酒代五銭、右持参致候

一、今夜九時頃水無村庄司半五郎小属より火出焼
失致申候、手元始メ村内より多勢駆付候

十日、暖気、今日荒瀬村雪車へ検印致候

十一日、同断、雪車へ検印いたし候

十二日、暖気、雨雪少々降、戸島内村市左衛門・
半三郎ノ耕作雪車追願ニ検印いたし候、本郷より
願書為差出可申候

一、屯所建設之事

但、荒瀬村より七円献納之事

一、御扶持拝領之者新年拝賀扱処へ出頭之儀申遣
候事

一、濁酒造込書上之事

一、伊勢御祓拜受、扱処へ出頭之事

十三日、雪少々降

桜田藤之助耕作雪車壱丁(挺)検印致候、是ハ追
願之分也

一月廿一日、勸業係清岡権中属巡廻、廿二日五小
区小沢江御出、廿三日当区へ御帰ニ而清水時造江
止宿ニ而、博覧会出品解説書・目録書并ニ荷造書
とも上申致候、廿四日当区御発足被成候

第二十壱番 第壱号

地租百分ノ式分五厘ト被定置候、明十年一月四日

第二十貳番 第貳号

明治十年ヨリ正租五分ノ壱より民費賦課超過スヘ
カラス

○ランプノ口がとれた時、リウサンカルキ、鶏卵
の白味でよくねツて附ると、大ぢやうぶニなり
ます

一、金拾五円七十五銭、二種民費
 此わり五千百十三銭三分二りん
 但、壹個ニ付三厘〇八糸一
 内
 一、三円七式拾七銭五厘七毛、荒瀬
 一、壹種民費より二三種、并ニ神官給料わり共
 四口メ、壹個ニ付拾銭四厘式毛壹糸
 同五種民費
 二口メ壹個ニ付拾九銭八厘
 惣メ壹ケニ付三拾一銭式厘式毛

二月五日、耕田寺ニおみて寄合
 (朱書)
 「一、凶饑備之コト
 第五百廿五番
 一、貢租式納ノコト
 但、三月十七日より廿二日迄
 一、学校費告諭」

二月六日・七日
 入金貳円四拾五銭 小又村
 右者雪車税ニ而受取候
 内十円 清兵衛払
 同十銭 鮎買入
 同廿銭 蕘壹斤・ほと半斤
 同十銭 油買入
 同十銭 こん
 同廿銭 兎貳羽
 〃

二月八日
 入金四拾銭 雪車税
 内三十銭 小又村
 同十銭 根森田
 〃

同日
 一、金壹円 庄司かし
 右者雪車税之内より三月五日相渡候
 函館第二大区三小区
 弁天町二十一番地
 福嶋文蔵

二月八日 幸や
 一、雪車壹挺 五 助
 同 九日 比立内
 一、同 三挺 佐二右衛門
 此税拾百五銭受取候

一、料理店税
 一、菓子商税
 一、宿や税
 一、洗湯税
 一、質や税
 一、古着・古道具税
 一、小間物
 一、猟業税
 一、市場税
 右者二月・四八月両度共ニ廿五日きり上納

一、長四郎・政五郎、馬口労税上納申付候事

古 着 五十銭
 中 宿 七十五銭
 古 道 具 式十五銭
 下 菓 子 五十銭
 蕎 麦 壹円
 下 料 理 壹円
 劇 場 七円
 下小間物 三十銭
 質 税
 五百円未満 年税五十銭
 五百円以上 壹円
 千円以上五千円未満 貳円
 猟 業 三十銭

二月十七日、銀山町民費取立出張

同十八日、右同断

同十九日、水無・銀山同断

二月廿三日
 一、金壹円 四郎兵衛
 右者区内絵図面認メ入費之内立替いたし奉直候

三月二日

入金貳円五拾銭	近藤先生より	一、同廿六日	同
当座借用、銀山へ相払候せつ		一、同廿七日	吉田・五ノ堀・前田
		一、同廿八日	桂瀬
同三日		一、同廿九日	浦田
一、同貳円五拾銭	同人へ返済	一、同三十日	水無
		一、同三十一日	同
三月五日		六月一日	水無出張
一、佐々木平之丞・佐藤政五郎雪車税検印致候		一、同三日	銀裏畑
同日		一、同六日	水無村
一、幸屋渡村、名前失念いたし候		一、同七日	同村、願書浄書
同日		一、同八日	同
一、梅村新吉酒槽開封致候		一、同九日	同
		一、同十日	水無村
二月廿日より三月七日迄、銀山町之民費取立ニ相かゝり候		一、同十一日	同
		一、同十二日	
三月八日より水無村民費取立出張、三月十六日マテ相かゝり候		一、同十三日	長山明太殿御用打合水無へ参
		一、同十四日	水無村
三月十八日、国司仙吉様、官員方へ御酒御振まい被成候に付、拙宅江宿御依頼ニ相成候		一、同十五日	同断
		一、同十六日	同
(余白)		一、同十七日	同
		一、同十九日	同
		一、同廿日	同
		一、同廿一日	同
		一、同廿二日	同
明治九年		六月五日	
地籍改正ニ付巡廻		入金拾円	水無村
九年		右者区費之内受取、仮受留差出候	
一、五月十日	荒瀬村		
黒須美永殿御巡廻之節		記	
一、同十一日	同	一、民費不納ニ付、村々説諭巡廻	
一、同十二日	同	三月四日	銀山町一泊
一、同十三日	吉田村より、桂瀬ニ而一泊	同 五日	滞在
一、同十五日	浦田村	同 六日	水無村一泊
一、同十六日	同村	同 七日	在滞
一、同十七日	下羽立村・前田村		
一、同十八日	同		
一、同十九日	五味堀村		
一、同廿日	小渕村	私林杉材木税	
一、同廿一日	同村	壹尺	貳厘五毛
一、同廿二日	水無村	尺五寸	三厘五毛
清吉屋敷論地立会		貳尺	四厘五毛
一、同廿三日	水無村	貳尺五寸	七厘
一、同廿四日	同	三尺	壹錢貳厘
一、同廿五日	湯口内	三尺五寸	壹錢四厘

四尺	貳錢一厘	右九人	
四尺五寸	貳錢六厘		
五尺	參錢七厘五毛	依而貳錢向払	
五尺五寸	四錢五厘五毛	伊之松組	加賀佐助
六尺	五錢九厘	吉松組	王藤岩五郎
六尺五寸	七錢七厘五毛	吉田村個数	貳百三十八ケ六厘
七尺	九錢四厘	内九拾九個七部五厘	伍長
七尺五寸	拾一錢三厘	同九個九厘	折渡分
ノ		同六ケ貳部貳厘	長瀬分
		同百貳拾貳ケ一部九厘	吉田小間中
五月一日、新太郎、槽封シ致候		ノ	
		六ケ	十ケ八部
五月五日、新吉酒粕封シ致候		片岡七右衛門	片岡久之助
五月十八日		一、七月三十一日マテニ、早右衛門区費学校わり	
大金壹円五拾錢	扱処より	差出候事ニ申聞、右日限相違ニ相成候節ハ、才	
右者給料之内受取候		促人被付候而も不苦候趣申聞	
同 十九日		一、壹円七十八錢三厘	早右衛門
大金壹円五拾錢		右者区費割合出申候	
右者勸業掛御手当金、本年一月より三月分マテ、		一、九十四錢	同 人
近藤先生出県江依頼仕、受取候也		右者学校わり出分	
一、五月廿四日、今林へ茅草橋ふしん入費、鉾山		ノ貳円六十六錢二厘	
より拝領願之儀ニ罷出候		(加筆)	
		「八月四日	
一、同廿五日、橋本永之助へ掛合状差遣候所、比		内壹円、庄司へ上納」	
立内より帰不申候趣ニ而、空敷書状戻り候		一、貳円三十五錢壹厘	竹五郎
一、七月十八日、竹田兵吉林杉伐木立合		内貳■十三錢壹円五十貳錢壹厘	区費
		同八十三錢	学校
一、七月廿一日、庄司五郎兵衛同断		ノ	
		入六十錢	同 人
			郷中ニ而受取候由
七月廿八日、吉田村へ区費催促日張、惣代吉田伊		残	
右衛門方ニ而止宿、同村伍長人別左ニ		一、八月一日、吉田村より仔馬	
加賀伊之松		一、同四日、嘉成龍助才足状差出候	
桜井吉松			
片岡勘兵衛		八月十一日	
嘉成龍助		入五円四十五錢	扱処より受取候
吉田和吉		内四円	七月分給料
山田五左衛門		同壹円四十五錢	七月分大館行旅費
吉田鶴兵衛		ノ	
原竹五郎		入五十錢	勸業御手当料、山田江御達
森田長右衛門			

八月九日
内十銭 山田より受取
同
同十銭 同
但し、大沢先生かし

「 明治十年
日 記
丑九月 」

(扉)

「 明治十年九月
記 録 」

同十一日
同三十銭 受取候
ノ

明治十年九月一日附二而、区制御布告御達ニ罷成候、手元四小区戸長、荒瀬村担当被仰付候
○荒瀬村支郷村々并ニ里程書上可申事
○雪車税金帳荒瀬村分貸遣候に付、明日持参可申候事

八月廿一日
一、壹円九十銭四厘
内九十六銭貳厘 近藤
同九十六銭貳厘 玉井
ノ
右者時計無尽
七月分鬮落ニ而相渡候

今般区務御改正ニ付、拙者義四小区戸長、荒瀬村担当被仰付、拜命致候間、自今不相替御添意被下度、此段御吹聴申上候也

戸長

十年九月四日 湊 勇 吉
荒瀬村支郷村々
伍長御中

一月より六月マテ学校費
一、九円九十三銭九厘 小渕村

八月三十日、小渕村伐木立合左ニ
俵石
一、杉元木四百五拾本 与左衛門

湊 勇 吉
第二大区四小区戸長申付候、四等月給支給候事
但、荒瀬村担当申付候事

一、同三十一日、伐木立合左ニ
字大谷沢
一、杉元木百五拾本 与左衛門

明治十年九月一日 秋田県
右御書付、九月二日御達ニ相成候

字高畑
一、杉元木八拾本 清 四 郎
字伊勢堂

御請書

第二大区四小区戸長、荒瀬村担当被仰付、謹而御請仕候也

一、同拾本 同 人

第二大区四小区

一、同日、吉田村へ区費不納分取立説諭ニ相廻り候、吉田伊右衛門方ニ而昼食、壹ヶ度賄いたし候、水無岩松方ニ而他一宿いたし候

明治十年九月四三日 湊 勇 吉
秋田県権令石田英吉殿

(裏表紙)

「 湊 貞 泰 」

本郷村堺拾歩一より支郷茅艸村堺マテ里程式十四丁式拾五間三尺
茅草村堺マテヨリ笑内村堺マテ拾丁八間

拜命御届

[史料4]

湊 勇 吉

明治10(1877)年9月「日記」

第二大区四小区戸長申付、四等月給支給候事
但、荒瀬村担当申付候事

(湊榮興家文書604、横半帳1)

(表紙)

明治十年九月一日 秋田県

右之儀御達相成候ニ付、此段御届申上候、以上
第二大区四小区

戸長

明治十年九月五日 湊 勇 吉

第二大区々務所

御中

事務所設置御届

私

担当事務処、荒瀬■■■■本村へ設置仕候間、此段御届申候也

第二大区四小区

戸長

明治十年 湊 勇 吉

九月六日

森田七等属へ差出候

一、九月六日、高橋慶助・石田勝賢、書記役辞令書御達ニ相成、拜命

九月十日

入金六円七拾銭 旧扱処出納方より
内四円 八月分給料ニ而受取候
同貳円七十銭 八月分巡廻日当三回分
ノ

九月十日

一、金壹円 立替
内六拾銭 木の葉石博覧会出品、五十ノ目マテ運賃
同三拾銭 東京博覧会出品取纏之節、そは代立替
同拾銭 右同断之節、餞餅代
ノ

右立替分、庄司友五郎殿へ書付差出候
外ニ 清岡先生へ遣候水片栗遣候分も立替取合置申候

一、九月十二日、根子村忠太地籍改正入費割一条、并ニ社地除地之一件共、吉松・惣兵衛兩人へ説諭、地籍割之義ハ、三ノ一忠太出銭、三ノ貳府人とも出銭之事ニ相極メ候、弥右衛門・三左衛門・政五郎も立合いたし候、以後熟和いたし候ニ付、中直り酒食候事ニ候

一、同十一日支郷村々伍長会議
今般区御改正ニ付、伍長惣代及年番伍長御廢、最

寄町村江事務所被設置、事務取扱候儀ニ候へ共、其地況景ニ寄、一時人民行届カサルヨリ、無益ノ入費等相嵩候而ハ、却而御趣意ニも相戻候儀無之とも難申、随而各々年来一村之主立相勤来候事故、爾後私弁ヲ計り、諸事関係無之事ニ而ハ、僻地之村落、一時人民未開之場合、事務不相成候故、是マテ之心得ヲ以当分伍長ニ主立、人民迷惑相省世話致候様、当事務所ニ於テ御依頼ニ及候也

明治十年九月

荒瀬事務所

荒瀬村支郷

旧年番伍長

藤根九兵衛殿

武田吉蔵殿

上杉八郎右衛門殿

伊藤九郎左衛門殿

佐藤政五郎殿

中嶋金兵衛殿

松橋久兵衛殿

佐藤長治殿

佐藤三左衛門殿

柴田作右衛門殿

鈴木弥右衛門殿

鈴木伊左衛門殿

九月十四日、首部事務所へ出頭、聞合左ニ

一、本年本月上納濁酒税、上納相場之事

一、九月十七日、北村久兵衛、無心親類中へ頼入候趣、銀山武兵衛兄罷越依頼ニ付、手元より金貳円五十銭差出候事ニ挨拶遣候

(朱書)

「一、九月廿二日、柏木丈助より依頼ニ而、測量器械左之通貸遣候

一、繩貳拾三間

一、はた壹枚

但し、竿とも

一、測量器壹ツ

一、同台壹ツ

右之通、安部亀吉使ニ而遣候」

羽立村菊地助松、四拾九番畑地エ分家設立願
但、本人子供二男倉松夫婦也

一、九月廿九日、茅根喜六郎殿・丹政吉殿、官林取締之為当村巡廻、拙宅ニ而一泊、三十日支村々江巡廻致候
但し、本郷担官山巡視之為、惣五郎・貞吉先立致候

九月一日

一、関寅之助殿妹ヨシ、三大区山本郡盛(森)岡村嶋田丈助とのへ縁談、本月五日引越之趣、今日態夫ニ而(挨)拶参候

一、十月二日、首部会議出頭ニ付、用向左ニ
一、金録(禄)公債御下渡証書届書之義、庄司より申来候ニ付聞合之事
一、八月分金人員増減調差出候事

記

一、金貳拾六錢六厘也
右者九月一日より二日マテ兩日日割給料ニ而、正ニ受取候也

第二大区四小区

副戸長

明治十年九月 湊 勇 吉

改正反別壺筆限惣計表

(朱書)
「旧百拾六丁八反八畝十五歩」
一、田反別三百六拾九町五反壺畝拾貳歩
(朱書)
「旧四拾壹丁六畝十三歩」
一、畑百四拾貳町九反八畝十三歩
(朱書)
「旧七丁五反六畝廿三歩」
一、宅地五拾丁四反七畝廿九歩
一、切替畑貳百廿九丁壺反三畝貳歩
合計五百六十貳丁九反七畝廿四歩
(朱書)
「旧十七丁貳反六畝十三歩」
一、荒地反別廿四丁一反八畝廿九歩
(朱書)
「旧三丁八反五畝十六歩」
一、新開試作地 四丁四反九畝六部(歩)
官有地第三種
一、田壺反十貳歩

同

一、切替畑百六十五丁五畝廿九部(歩)
惣計九百八十五丁九反五畝十貳歩
地租金合千四百八十七円八十四錢七厘也

一、十月四日、在所出發、二井田マテ罷越候而一泊、富吉召連候

一、同五日、大館善兵衛へ着、一泊、三左衛門・伊左衛門午後六時着

一、六日、同処滞在

一、七日、改租御差示ニ相成候

一、八日、二井田マテ罷帰候

一、九日、同所出立、帰村

二 管内四区域米・大豆相場書、及ヒ管内平均塩相場書共

一、米 壺石ニ付金二円七十二錢 第一大区・第四大区村々
大豆壺石ニ付金二円五十六錢

一、米 壺石ニ付金二円六拾壹錢 第二大区・第三大区村々
大豆壺石ニ付金二円卅四錢

一、米 壺石ニ付金二円二十錢 第五大区村々
大豆壺石ニ付金二円二十三錢

一、米 壺石ニ付金二円三錢 第六大区・第七大区村々
大豆壺石ニ付金二円廿壹錢

一、塩 壺石ニ付金五十四錢 管内平均之分
右之通

壺

第二百三十三番

改租ニ付、地価検査ニ可相用米・大豆相場之儀ハ、明治三年より同七年マテ五ケ年間平均之成規ニ有之候所、其筋上申之上特別之詮議ヲ以価格割下全管内ヲ四区域ニ分チ、別紙之通確定候條、此旨触候事

明治十年七月三十日 秋田県権令 石田英吉

右者地租御改正ニ付、当村田畑・宅地收穫地価等取調書上置候処、今般御検査場御巡回之上、夫々事理御教諭相受、逐一水解仕候、右者實際至当之価額ニシテ、收穫地価及地租共書面之通更正シ、聊遺憾之儀無之承服仕候、然ル上ハ右之收穫地価ニ拠、兼而御触示之雛形ニ倣ヒ、一筆限り收穫地価等其等級ニ応シ、至当ニ分德地価帳相製シ送返可仕候、因テ地主惣代始メ一同調印御受申上候、

以上

右村
 地主惣代人
 佐藤三左衛門
 鈴木伊左衛門
 戸長
 湊 勇 吉
 右区
 地租改正取調掛
 森川徳五郎
 同事務担当
 富山武助

秋田県権令 石田英吉殿

前書之通相違無之、依而奥印仕候

区長
 斎藤重光
 地租改正惣代人
 岩沢太治兵衛
 同副惣代
 中津山富右衛門

一、十月十日、土木掛田中立太郎・真崎清之進御巡回ニ而、茅艸橋・鳥坂橋御検査ニ相成候、比立内村三左衛門方ニ而一泊

一、十一日、繫沢道路御検査ニ而、上桧内寺村与治兵衛方ニ而一泊

一、十二日、同所出立、比立内村ニ而一泊

一、十三日、拙宅ニ而壹泊

一、十四日、滞在

一、十五日、御出立ニ相成候

十月十二日、支郷村々改租御指示ニ相成候ニ付、収穫盛付之儀ニ付寄合席申談候件々左ニ

- 一、繫沢道路御普請之事
- 一、笑内橋普請之事
- 一、分校設立之事
- 一、地価帳製方入費割合取調御伺差出候事
- 一、忠太・福松・小市、金談説論之事

一、笑内橋釣木流失ニ相成、本郷粕内ニ有之候分申受候儀談候事

一、十月十六日、本郷・支郷熟議形左ニ
 一、学校割、本月分支郷共同ニ割合候事
 一、鳥坂橋御普請入札之事
 (朱書)

「県庁御積江六ヶ村ニ而人足四十人、尻打差出、長之助へ為相任候」

一、菅生橋・比立内橋・鳥坂橋、右三ヶ所如旧組合村々御普請受持之事

但、茅艸橋本郷橋之儀ハ、本郷・支郷惣持之事
 一、事務処より態人遣候節、昼・泊とも各村壹飯三錢五厘之事ニ相定候

一、村方人民一同ニ相係候事件ニ而惣代人トナリ、他出之節ハ、一日三十五錢ニ而、旅費日当皆(返点あり)悉相極候事

一、諸官員村方用ニ而巡廻之節、はたこトテも無之候得ハ、差掛宿も無之、差支候儀も候に付、御壹人一夜金弍十五錢、昼拾弍錢五厘合力致候而、本郷・支郷共割合候事ニいたし候

右件々頗ル熟議之上相定候よし

郵便ヲ以一翰呈上仕候、秋冷之砌ニ御座候所、益御機嫌克御奉務事被遊御座候、銘ニ不斜奉存候、隨而償無費御罷在申候、乍憚御安慮被成下度奉願上候、左て究(九)月中御巡回之節ハ、御一宿被下候処、甚夕御働末而已ニ而、片面之至ニ奉存候、其御依頼之秋田絵図面并ニ下財録、其向之仁へ相頼候処、不図も延日ニ相成、漸々出来ニ付、則相添郵送仕候間、不惣御仁慮被成下度奉願候、右料別紙○金壹円八十錢立替払致置候間、御序御送致被成下度候、秋田諸鉱山記載之一書、何方江紛失候哉見得不申ニ付、追々吟味致、為写差上申度候間、此段御承知被下度奉願候、右申上度拝懸札候、書外重便万喜可申上候、恐惶謹言

(加筆)

「売上証之通り○」

秋田県第二大区四小区

羽後国秋田郡荒瀬村

明治十年十月十一日

湊 勇 吉

東京府

工部省工作局ニ而

中野外志男様

(朱書)

「外ニ五拾六錢、郵便税ニ而立替ニ御座候間、御戻し御返却被下度候」

十月廿七日、浅利勘左衛門殿・寺村之与治兵衛殿、比立内佐太郎・三左衛門、右四名繫沢道路御普請願之義ニ付御出、廿九日罷帰候

(朱書)

「 繫沢道路修繕、及道筋切替御普請願 当区荒瀬村担三等道路字繫沢之儀ハ、第五大区二小区仙北郡角館へ之通路、又仙北郡より阿仁・比内、及青森県・北海道江之通路、頗ル近道之便ナルカ故、近年来御官員始メ、旅人多分之通行有之候処、古来踏初侃之山道ニ而甚々悪路、殊ニ三里間沢敷往来之為数ヶ処之川越、雨降之砌ハ川越差支、旅人危難ニ罹リ候事間々有之、実ニ難忍ニ付、是マテ村方限り処々手入普請等仕候得共、既ニ五里間之山道、人家も無之候ニ付行届不申、迷惑之至ニ奉存候、依之別紙有志之輩、右御普請入費ニ充テ、賄人足献納仕度奉存候間、御検査之上御普請被成下、万民往復差支無之様、御仁恤ヲ以願意御採用相成度、此段奉願候、且ツ当村々之儀ハ山間僻地之村落ニシテ、住民無相応之田地不足ニ付、追々山野之物産相開き、永世活計之目途も有之候得共、悪路未開ニ付、運輸之便ヲ不得ルカ為、物産採集・売捌之手続も無之、前書之道路御普請被成下候得ハ、仙北・阿仁兩郡有無相通シ自然商法も相開ケ、公益不少儀ニも相至り可申奉存候ニ付、第五大区二小区内江も協儀仕、同区よりも突出願有之儀ニ御座候、依之絵図面相添、此段上申仕申候也」

一、反別

此取穫米壹石

内壹斗五升

種肥代老割五歩引

残米八斗五升

此代金貳円廿錢八厘五毛

但、石ニ付貳円六十一錢

内

一、金六十三錢貳厘

地租百分三

(加筆)

「〇五糸貳忽」

一、同式十一錢〇六毛八糸四忽 村費百分一

一、同壹円三拾七錢五厘七毛六糸六厘(ママ) 利子六部五三毛

此地佃金、貳拾一円六錢八厘四毛

十月三十一日、地佃帳調成方教示掛菊地善助殿、水無村へ巡回ニ付出頭、清水時造方へ壹泊

同日、山口岩松同道、同人深更ニ及帰村

十一月一日、右御用ニ付手元滞在、高橋も一寸参候、山口も出頭

同二日、御用相済、帰村致候

十一月十一日、当村学校開校、水無村富山・山口・庄司参候、祝義酒三升持参、銀山学校教師手伝、中村・富山兩名参候

同十二日、戸島内村より、早瀬沢新道切開願書へ奥印願ニ、水無村石田与五郎と申者参候ニ付、本人出頭可致申談遣候

同日、第一大区寺内村県社列社古四王神社御堂零落ニ付、県許寄附依頼ニ而、右祠官荒川代理木内千代助参候ニ付、当村伍長月番山口平八・桜田喜久治へ協議之上、本郷・支郷分共金壹円五十錢立替寄附致候

平鹿郡横手前郷村

大友太郎八

同 市四郎

松川松四郎

右人名羅馬へ参候ハ、報知致呉へく趣、阪上賢隆殿より依頼ニ相成候

私共屋布地之儀、御尋ニ付心得形り上申

私共

屋敷地之儀ハ先年ヨリ居住罷有候処、明治六年地券御発行之際、無税地ト雖トモ勞力居住来り候歩(分)ハ、願出候得者、処有之地券可被下ニ付、願申立、地券御下渡ニ相成、処持罷有申候、尚昨明治九年地租改正之際、現地測量上申、地押御検査済ニ相成申候、私共居住年曆等之儀ハ、愚昧之私共祖先より記載等も無之不詳候、依之心得形り

上申仕候、以上

第二大区四小区

荒瀬村

九十番地

明治十年

湊長五郎

十一月廿四日

九十一番地

小林伝十郎

九十二番地

本間嘉市

工部省阿仁下局

御中

十一月廿三日、地理係川崎十等属、水無村巡回、
鉾山改正地押ニ付、村方ニ相関候鉾山用地心得形
可申聞趣、当村伍長同道催促ニ預リ罷出候、同道
之人数左ニ、金治・政五郎・九兵衛・長作

一、同廿四日、右同断之義ニ付出頭、三右衛門・
金治・久兵衛・九兵衛・仁吉・長作、右同道い
たし候

一、同廿五日、右同断之儀ニ付、三右衛門・仁吉
同道いたし候

一、同廿六日、茅草鉾山地押ニ付、全庄八・文太
郎・重五郎・万吉、右之者とも屋布地々押ニ付
立合可致、川崎畔殿より御掛合有之、石田勝賢
差遣候、伍長鶴吉・長作立合之儀申付遣候

一、十一月廿八日より当村糶馬ニ付、支郷伍長共
打寄可相談件々左ニ
壹条

一、納税十二月十五日マテ三分納、改租ヲ以取立
候事貳条

一、地価帳調成大至急進達之事、但改正名寄帳揃
候事

三条

一、比立内村郷林、田ノ沢より高倉沢マテ之分、
官丁御取調ニ相成候而ハ、已後村方迷惑ニ付、
一同協議之上、川崎十等属へ上申可申候事

四条

一、雪車鑑札出願之儀、説諭可申事

五条

一、寺内村古四王社献金わり合候事

六条

一、金治、区会へ惣代人代理出頭入費割合之事

七条

一、川崎十等属殿より呼出ニ付、伍長共出頭入費
わり合、并ニ福原金助宿銭札之事

八条

祠官掌給料、及諸祭典費協議ニ及候事

九条

分校開校日限届為出候事

但、入用之書籍注文為申出候事

拾条

繫沢道路御普請ニ付、馬口旁より献金之儀説諭之
事

拾壹条

学校費取立之事

廿八日、糶馬、大区より昨日書記役小田嶋太郎廻
村

三十日、小田嶋今日罷帰候、本日濡（漏）地検査
ニ付、川崎十等属殿より立合可致懸合有之、手元
并ニ金治・平八同道罷越候処、鉾山ニ而測量図面
甚々不体裁ニ而、明日双方立合実測可致被申付候、
茶や元敷地之義ハ、昨九年六月中後藤優造殿立合
ニ而取調候通ニ相済候

一、今日国司長官江罷出、廿八日池田嘉八・橋本
永之助・木沢敬太、右三名出張、嘉助・伝十郎・
長五郎、右之者とも、屋布地理不尽ニ測量致候ニ
付、伍長山口平八懸合候得共、承引無之ニ付、巡
査小野寺弥三郎巡廻先江申立、同道延引為致候次
第、内々申上候

十二月一日、小沢鉾山地押ニ付、当村関係之地へ
立合可申、川崎十等属より掛合有之ニ付、書記役
病氣ニ付、代理佐々木敬治立合ニ差遣候所、左之
通受書差出候

豫テ伺置候小沢鉾山人民勞力地、及宅地之ケ所、
本日地押御検査之際、書記役代理として正ニ立合
仕候、御尋之儀も有之候得共、私ニ於テ不覚之ケ
所も候故、明日戸長江承合、右御答可申上候、以
上

荒瀬村

明治十年十二月一日

佐々木慶治

代書
加々谷永三郎

秋田県地理係
御中

一、今日、俊地測量ニ付、手元并ニ金治・平八立
合致候、鉾山より池田嘉八・橋本永之助・木沢
敬太出張致候、外ニ中間亀吉

十二月一日
佐々木敬治、鉾山人民勞力地立合心得左ニ
字長者森

- 一、畑三十四切
- 字高八箇
- 一、櫟畑 五切
- 一、屋布 式切
- 一、畑

字同川向ひ
一、畑五切 内壺切櫟畑也

字木揚場
一、畑五切
但し、鉾山ニ而ハ字極印沢と付候よし

- 一、十二月五日、支郷寄合申談候件々左ニ
- 一、違式御達説諭之事
- 一、金録(禄)公債証書利子御下ケ渡之儀ニ付、
受取方、中村・根子へ申談候事
- 一、鉾山用地立合入費割合之事
- 一、伏影村・笑内村田の沢一件、惣代人立合取扱
候事

十二月五日、山口平八、荒瀬ハて寄人とも同行ニ
而、屋布地之儀ニ付、小沢今林へ願ニ參候

同六日
右同断

同七日
右同断

(朱書)
「乍憚一筆奉呈上候、過刻ハ參上仕、不相替ら懇
意ヲ蒙奉取揃候、其際御内々御伺申上候鉾山ニ軒
寄人三名屋布地之儀、私帰宅、右山口平八并ニ本

人とも直々今林へ差遣、惣々歎願ニ及候得共、不
相替ニ而聞入無之ニ付、当人共長官江御目通いた
し候而も歎願申上度故、御同道被下候而も御救被
下度段驟々申上候所、右昨日マテ御越之都度々々
申上候得共、堅ク不相成御意有之所江、同道も願
申上候とて、迎も御聞届無之候事、此上申上候言
葉無之、明日ハ長官之御印ヲ受申立候との申条之
儀ニ而、困却至極ニ奉存候、此挨拶ニ御座候得ハ、
幾度今林へ願申上候とて、無詮事と奉存候間、長
官へ御内談被下候而可然、御取扱被成下度奉願上
候、私明朝參上願可申上候得共、明日長官之御印
ヲ受申立候趣ニ付、不取敢御内々上申仕候間、貧
窮之小人共憫然と被思召、幾重ニも御取扱被成下
度奉懇願候、謹言

十二月七日 戸長 湊 勇 吉
川 崎 畔様」

昨日得御意候、荒瀬村湊長五郎・今林伝十郎・本
間三之助、右三名屋布地之儀、驟々ニ説諭ニ相及
候所、本人ともニおゐて氷解相成候得共、手回并
ニ親族之者江も一応為申聞、御受書可差上趣ニ付、
懸民とも一時行届不申義も有之ニ付、任其意ニ候
得共、斯相成候上ハ苦情不為申上候間、以後之儀
ハ不相替鉾山へ御取受ケ相成候様御扱被成下度、
於私ニ奉願候也

十年 戸長 湊 勇 吉
十二月九日
川 崎 畔殿

記
一、金三拾円也
右者部内荒瀬村学校資本金、元雑務掛り笹木大
暁江貸付証書ニ而、正ニ受取候也

第二大区四小区
荒瀬村担当
明治十年十二月九日 戸長 湊 勇 吉
第二大区々長
斎 藤 重 光殿

十二月十二日、宅元出発、区内地租金上納ニ付出
県、十三日、県下大工町武田和七方へ午後十時ニ
着いたし候
但、惣代人鈴木弥右衛門・佐藤三左衛門同
道、繫沢道路御普請願いたし候

明治十一年一月

一、一月三日、県下御用相済、県下出発、大久保村ニ而一泊、同四日、落合村ニ而壹泊、同五日、宅元着

地価帳違算ニ付、読合之儀ニ拠、支村寄合申談候用向左ニ

一、御布告配達方法方之事

一、代替地券書替、六ヶ月過願出る時ハ、警察署又ハ分署之所分得候上、書換願可出御達

一、分校数ヶ所ニ付教員一名ニ而行届不申ニ付、石井教師相雇候儀申合候事

幸便ニ付一筆奉啓上候、嚴冬之処益々御機嫌能御奉務被遊御座候段欣喜不斜奉存候、随而私事本月三日県下出発、五日無恙帰区仕候間、乍憚御安慮被成下度奉願上候、然ハ登県中百般御懇命ヲ蒙り、殊ニ毎度参堂種々御馳走被下、御礼紙上ニ難尽、紙上奉万謝候

一、荒瀬村支郷茅艸橋架橋入費六分通御下之義、県庁より御達ニ相成候哉御伺奉申上候、何卒早速御渡ニ相成候様、御取扱被成下度奉願上候

一、書記役石田勝賢免職願、別紙差上候間、宜敷御取扱被成下度奉願候、実ハ当人実兄石田武由と申者、兩三年前登府いたし、家元より数度帰宅之義申遣候得共、如何落受も有之候哉、爾今帰国無之候ニ付、老年之親父共数多之手廻、無家業ニ而困難罷有候ニ付、不得止勝賢迎ニ遣候趣ニ而、私帰宅無之内ニ出発仕、不得止御内々事情申上候間、此段宜敷御指合之御取扱被成下度奉願上候、当人義も出入六十日之内の見込ニ而参候由ニ御座候故、其間之義ハ如何様共事務操(繰)合申度奉存候得共、左様不相成候へハ不得止義ニ付、跡役被仰付被下度、右代り当村山口岩松と申者、御用弁ニ相成候者ニ御座候、此段御内々上申仕候間、可然御取扱被成下度奉懇願候、右旁々申上度、以懸札如此ニ御座候、前重便万謝可申上候、以上、恐惶謹言

戸長

十一年一月十五日 湊 勇 吉

齋 藤 重 光様

七月十八日、区長齋藤巡廻、支村村々歩夫・馬代受取左ニ

一、金三銭
一、同貳錢八厘
一、同三錢五厘
一、同壹錢六厘
一、同拾錢五厘
一、同九厘
一、同拾錢五厘

本 郷
茅 艸
笑 内
渡
比立内
中 村
戸鳥内

十一年

五月十七日、用向左ニ

○地誌編製御付札之分仕直シ送達之事

○銃獵鑑札返上之事

○山林原野改正之事

○道路掃除之事

○村社祭典之事

(朱書)

「但、秋祭之事ニ申合候」

○富山先生より改正給料之儀申参候事

○六之丞呼出之事

○本月廿日、大区へ出頭之事

(朱書)

「但、首部事務所へ頼依いたし候」

○四月廿日出願杉材木願、御掛合御取済之儀御達之事

○博覧会出品之事

○五升米拝借貸附方届ヶ候事

一、五月十九日、勸業掛米山俊信殿御巡回、当村寺ニ而一泊、廿日比立内村へ参り、仙北へ御通行

一、同十九日、第一課等外二等西宮縫殿、当村焼失ニ付、御救助願ニ依り実景御検査御巡回ニ而、当村寺ニおゐて三泊、廿二日御帰被成候

一、同廿五日、勸業掛大友道恒殿御巡回、秋田県博覧会出品之儀御説諭有之候、拙宅ニ而昼飯鮎、御帰被成候

但、栃木県下野国那須郡大山田村産苩種、御配分ヲ得候

一、同廿六日、村尾忠兵衛殿、鳥坂橋出来形御検査之為御出、敬治同道検査相済候、拙宅ニ而昼賄致候

一、五月廿六日、高橋幸屋渡マテ私林伐木極印ニ
参候

一、同日、根子政五郎参り候

一、六月十七日、区長斎藤重光殿、荒瀬村巡回ニ
而比立内村泊

一、同十八日、中村泊
但し、繫沢道路筋見分、長瀬沢より大森山懸越、
早瀬沢道路筋留見分ニ而中村へ泊り

一、十九日、中村出立、小沢鉦山昼ニ而水無村泊
り、但佐山沢通り見分いたし、萱艸鉦山へ出ル、
手元先立巡廻致候

(挟み込み紙片・表)

「字杉ノ又芋袋

開拓所地券御下ケ願書ニ御指令左ニ
前書之通相違無之候、依而奥印仕候也

第一大区一小区西根子や
中丁事務処
戸長代理書記役
松野綱常

書面願之趣聞届候条、受取方第三課地租改正掛
へ可申出候事

六月廿五日」

(挟み込み紙片・裏)

「記

- 一、地価名寄帳之事
- 一、改正費書上之事
- 一、山林原野原由書之事
- 一、精算雇代之事
- 一、地価二分五厘書上之事
- 一、博覧会出品之事
- 一、船川道路入費金賦課之事」

七月二日、笑内・伏影両村草飼処論地説論申出ニ
而、寺におゐて両村説論ニ及候得共、不相分官裁
仰き候事ニに(ママ)て両村罷帰候

但、惣代人并ニ斎藤政五郎立合候、県下佐々木
喜左衛門殿も笑内村より被相頼、代言ニ而参候

一、七月六日、館岡運治・佐々木喜左衛門、笑内
村・伏影村草飼処之儀ニ付、事務所へ出頭いた
し候

一、七月六日、旧扱処建家公売入札いたし候所、
七十壹円拾三銭八厘高札ニ而武田三修へ落札ニ
相成、元新築入費金高百六十四円八銭八厘へ、
壹円ニ付四十三銭三厘五毛の割戻ニ成

一、金拾円六十六銭一厘 荒瀬村

是ハ金ニ而割合差出候分

一、同八円三十銭 同 村

是ハ人足代ニ而差出候

メ拾八円九十六銭一厘

此割返り八円拾九銭七厘

一、七月八日、勸業掛戸嶋巽巡回、茅艸・幸屋両
村之石炭所見分、書記役山口岩松引添いたし候、
幸屋村ニ而一泊いたし候

七月十六日

(角印)入金五拾銭 佐藤長治

是ハ本月納馬口労税金ニ而受取、証書
差出候也

十一年九月五日、官馬種馬トシテ御貸下ニ而、松
橋文蔵出県着致し候、馬六頭之内栗毛壹頭流産之
為牽参不申候、残五頭左ニ御預いたし候

第三十式号

一、牝馬青毛五才 湊 勇 吉

第六号

一、同 鹿毛四才 柴田作右衛門

第九号

一、同 青毛三才 上 杉 鶴 吉

第式十八号

一、同 青毛四才 佐藤三左衛門

第三十五号

一、同 青毛五才 佐藤長治

森田惣五郎企画ニ落札月日扣

明治十一年三月一日 同廿一日

四月十一日 五月一日 同廿一日

六月十一日 七月一日 同廿一日

八月十一日 九月一日 同廿一日

十月十一日 十一月一日 同廿一日

十二月十一日 明治十二年一月一日
 同廿一日 三月十一日 三月一日
 三月廿一日 四月十一日
 五月一日 同廿一日
 六月十一日 七月一日
 右ニ而終り

証

但、炭壹万貫目代価金百九十円之内半額拝借分
 一、金九拾五円也

但、金高百九十円炭壹万貫め、拾貫目ニ付十九銭
 此低（抵）当

字粕内四千四百八十番 持主 湊 勇 吉
 下々田六反五畝拾八歩

此地代金四拾六円

字樋ノ沢四千六百十三番 同 人
 下々田三反四畝拾六歩

此地代金貳拾四円

字粕内四千四百七十九番 同 人
 下々田壹反三畝廿六歩

此地代金拾円

字樋ノ沢四千六百十壹番 同 人
 下々田貳反八畝廿四歩

此地代金貳拾円

字同 四千六百十三番 同 人
 下々田三反六畝拾六歩

此地代金拾四円

字家ノ後四千六百九十四番 同 人
 下々田貳反壹畝拾四歩

此地代金拾五円

字樋ノ沢四千六百拾八番 同 人
 下々田壹反九畝六歩

此地代金十五円

字同 四千六百十七番 同 人
 下々田五畝拾八歩

此地代金三円九十銭

字同 四千六百九番 同 人
 下々田四畝歩

此地代金貳円八拾銭

字樋ノ沢四千六百十九番 同 人
 下々田四畝歩

此地代金貳円八拾銭

字同 四千六百貳拾番 同 人
 下々田貳畝廿歩

此地代金壹円八十銭

合九拾五円三拾銭

右者炭壹万貫目、本年十一月より明治十二年四月迄上納期限ヲ以御請負御採用相成候ニ付、為元入金正ニ拝借仕候、返上之義ハ、連々炭上納代価御下金之内五歩通宛返上可仕候、若期限ヲ失候歟、又ハ御定約炭高上納及兼候節ハ、拝借残金返上之義者不申及、違約ニ付相生候御損失、為償惣高式割之低価ニ引直シ、万壹償金出銭相成兼候節ハ、右低（抵）当ヲ以御所分相成候共、聊も御苦情不申上候、依而抵当之引受証人ニ相立、同印紙貼用、役場奥印相請、証書差上候也

第二大区四小区荒瀬村

抵当主

明治十一年 湊 勇 吉

十月廿五日

借主

湊 伝 治

鉾山阿仁御役処

十一年十二月十日、雄勝郡桑崎村高橋正作・同姓刀藏罷越、辛勞免再願之義ニ付、以前依頼出願手数料三わり六部差出候事ニ言約いたし候所、壹わり四歩相加ひ再願いたし度、猶願筋出来之節、又右出来より五歩差出候事ニ定約依頼いたし遣候、高橋刀藏秋田県より大蔵省へ伺へ之御指令写持参ニ付、左ニ写置候

一、該県辛勞免高之儀ニ付、昨十年八月中当省官員貳名派遣、實際吟味ヲ遂候所、人民願情無余義筋も無之候に付、旧復難聞届候得共、改正高三ヶ年分明治四年穀代相場ヲ以一時手当金として下賜候条、別紙雛形ニ照準調濟之上、金子受取方当省へ可申出、尚願出無之者ハ採用不相成事

大蔵卿

明治十一年 大隈重信

八月十日

（裏表紙）

「湊氏」

【史料5】

明治11（1878）年11月「草稿（稿）」

（湊榮興家文書614、横半帳1）

(表紙)

「 明治十一年

草 稿

十一月

湊 貞 泰 」

十一月十四日、吉田村伊右衛門栗林見分左ニ

一、栗元木四百三拾本

内百三拾本 七寸角

同 七拾本 五六角

同 百拾本 五 寸

ノ

仙北米駄送賃銭取調

一、米貳千石 此俵数六千表(俵)

此運賃金八百七拾七円五拾銭

但、仙北郡大地田村より荒瀬村迄、壹俵ニ
付拾四銭六厘貳毛五糸

此訳

金五百四拾円 米貳千石、此俵数六千俵

是ハ大地田村より比立内村迄牛送賃、壹俵ニ
付九銭

金三百円 前同断

是ハ比立内村より荒瀬村迄舟賃、壹俵ニ付五
銭

金三拾七円五拾銭 人足三百人

内貳拾五円 貳百人、牛道造り

同拾貳円五拾銭 百人、舟道造り

ノ

右之通中考取調仕候、蔵敷并ニ請取渡取扱人諸懸
り之義ハ、従来轄道送之例ニ依而、尤右取調を以
轄道送比較する時ハ、凡壹俵ニ付貳銭貳四厘■五
毛■八糸差違有之候得共、沖廻シ運賃・諸懸り御
照合、格別之御不益不相成候ハ、駄送御執行相
成候而可然奉存候、且ツ沖廻しよりハ米之損害無
之事ハ不少御益と奉存候、依而此如上申仕候也

仙北米轄運送賃銭取調

一、金拾貳銭壹厘六毛七糸 三斗三升三合入壹俵運賃

内拾銭五厘

是ハ大地田村より大学野迄三銭、大学野よ
り比立内村迄三銭、比立内村より荒瀬村迄
四銭五厘運賃

同壹銭五厘

是ハ大地田村・比立内村・荒瀬村、右三ヶ
村道造賃、平均壹俵ニ付五厘

同壹厘六毛七糸

是ハ大学野蔵詰貳人、二十四間之見込ニ而、
壹人賄・給料共一円廿五銭差積ヲ以六千俵
へわり、右壹俵ニ相当分

小以

大地田より比立内村迄、牛送取調

一、牛拾人前

此運送米六千俵

是ハ六月より十月迄五ヶ月間、牛壹人前七頭之
処、欠番なり、六頭之見込ニ当り、壹頭ニ付三
斗入、三斗五升入平均貳俵附、一ヶ月運送往復
廿日之見込

一、金壹円八銭 牛壹人前拾貳俵附駄賃

但、往復二日、一日五拾四銭当

一、金四拾五銭 舟壹艘之賃金

但、貳人乗・九俵積、壹俵五銭、壹人ニ付貳拾
貳銭五厘当り

十一月廿一日午前七時宅元出立、午後六時四拾歩
(分)、下桧木内浅利氏江着、一泊

同廿二日、畑ヶ中村午前六時出立、角館鎌田弥右
衛門へ十一時着、同所ニ而昼食賄いたし、生保内
村畑山佐二右衛門迄罷越、一泊

但、角館より卒田マテ壹里貳十壹丁、同所より
生保内マテ三里十五丁、同所より葉柴(盛岡藩
領橋場)マテ五里

廿一日

一、三拾銭 浅利へ酒代

廿一日

一、四銭 坂元昼酒代

廿二日

一、拾銭 塩轄代

廿二日

一、六拾銭 卒田村より生保内マテ馬貳疋并ニ会船へ茶代共

廿三日

一、四拾錢 生保内村式人はたこ代并ニ茶代

廿三日

一、拾錢 卒田栗代

廿四日

一、八拾錢 石川正三郎払

内貳拾一錢六厘 下松木内山口マテ人足老人会船受留

同三拾四錢 式人一夜

同三錢六厘 酒式本

同拾錢 鮭壺匹代

ノ

同

一、貳拾錢 鎌田弥右衛門茶代

但、高三十錢替候内、佐藤より十錢出し

一、同廿四日、角館出立、畑ヶ中浅利氏ニ而一泊、

同所より鈴木与惣右衛門と申者相雇ひ、比立内村マテ召連候

一、同廿五日、同所滞在

一、同廿六日、同所出立、比立内村マテ罷帰候

十二月十六日、根子太助林、太兵衛見分
字尻川ノ沢

一、林壺ヶ所 太 助

此立木

内杉 六拾本

但、貳尺廻りより四尺廻マテ

同雑木 同三尺薪と見込、貳十棚位

ノ

一、三尺木貳拾棚

此仕上り三十七円七十五錢

但、壺棚壺円八十八錢五厘

内拾貳円 切賃、出方共、壺棚六十錢

同三円七十五錢 根子川口マテ下し方、人足廿五人

但、壺人十五錢

同拾六円 浜元マテ舟賃

但、壺棚八十錢

同四円 山代

同貳円 諸かゝり

ノ三拾七円七十五錢

一、杉元木六十本

此出才八千才

此代

内貳円八十錢

伐方、割賃共

但、百才三錢五厘

同三円

川前出、人足廿人

但、壺人十五錢

同三円

大川下し、人足廿人

同四円五十錢

山代

同壺円

諸かゝり

ノ拾四円三十錢

寸甫貳半上

壺円ニ付七枚丁半

同 本木

右へ六割増

同 四半

壺円ニ付

大節・痛木・尺外除ク、角百才ニ付拾六七錢

右両品代価総計へ半金渡、半金江能代川端届引配之事

右ハ三千円価位も取組いたし度趣申来候

明治十二年五月十日、佐山炭釜見分人数、左ニ

長治・五助・五左衛門・清九郎・正吉・吉松、外釜子

一、孫十郎林境

釜貳筒

一、太郎助家後野場

同壺筒

一、りしなへ

同壺筒

一、観音堂脇

同壺筒

一、佐山沢

同九筒

一、弥治郎沢

同貳筒

ノ十六筒

一、大平五左衛門林

同八筒

一、十一月一日、小倉沢杉見分、太兵衛遣候

一、大平五左衛門林、沢口マテ百七十五間、同所より佐山川マテ千九百間

ノ貳千七十五間

(扉)

「 明治九年

日 記

丙子正月 」

一月

一日、天気由 (ママ)、扱処江年始、森川・玉井
ハ出頭無之候

二日、雪降、小沢鉦山へ年始、一条基緒殿江玉子
三拾五献上、御酒拝領罷歸、今林江白砂糖壹斤・
酒代五錢、木沢江綿壹抱玉子拾五・酒代五錢持參

三日、雪少々降

四日

五日、雪少々降、扱処江出張

六日、天気由、寺々年始

七日、天気吉、扱処江出勤

第六百五拾六番

本庁各課名称、左之通相改候条、為心得此旨触示
候事

- 第壹課 庶務
- 第貳課 勸業
- 第三課 租税
- 第四課 警保
- 第五課 学務
- 第六課 出納

明治八年十二月廿二日

登県御届

私義

第三課へ御用御伺有之、本月何日、居村○荒瀬村
出起、昨何日午前何時登県仕候間、此段御届申
上候、以上

(加筆)

「第二大区四小区○」

第二大区四小区

副戸長

年号月日

誰 印

長官宛

(挟み込み紙片)

「 登県御届

私義

租税第三課へ御伺御用有之、本月何日、居村第

二大区四小区荒瀬村出起、昨何日午前何時登
県仕候間、此段御届申上候、以上

何大区何小区

戸長

年号月日

何ノ某印

長官宛

(手札の図省略)」

一、十六日、向銀山残有味噌、山理預之内四百四
拾貫四百七拾目、立合之上相渡候、向方立合奥
田五郎吉・青山猪太郎

但し、市之又鉦山へ相渡候、昨十五日ハ橋本君
立合ニ而相渡候、鉦山より之立合、山本茂昭・
青山猪太郎之よし

一月廿四日

同五斗

神成

同五斗

大代山

内六斗式升五合

湯口内

一、米壹石六斗式升六合

代五円五拾一錢五厘

但し、亥年石代御相場より式割引ニ而、石ニ付
三円卅九錢貳厘

一月十四日

内壹円

相渡候

同廿四日

同■四円五十一錢五厘

相渡

メ出入なし

一月廿八日、能代湊へ米納之村々左ニ

一、米八拾石壹斗九升壹合

浦 田

一、同七拾四石貳斗五升三合

桂 瀬

一、同貳拾七石三斗

小 又

一、同六石三斗七升壹合

森 吉

一、同拾石貳斗四五升四合

五味堀

一、同拾三石一斗六升一合

吉 田

小以米貳百拾壹石五斗三升

明治九年一月二十八日、貢米蔵入見濟巡廻ノ為、
居村荒瀬村午前九時出起

一月廿八日

荒瀬村出起、浦田村壹泊、六里程、五里何十何

町何十間	渡候也
同廿九日 浦田村出起、桂瀬村支郷上羽立村・下羽立村、 小又村、吉田村巡廻六里程、三里何町何間	明治九年三月、銀山町倉廩江貢米上納之義ニ付、 同三日午前七時、荒瀬村居村出起引添
同日■ 午後何時、吉田村出起、荒瀬村へ帰村 巡廻里程全テ往返十里何十何町何十何間	三月三十日 同 三十一日
一、金五拾錢 是者前里程十里何町、右之巡廻日当二日分 右之通相違無之候、以上	四月一日 同 二日
明治九年一月廿八日、貢米蔵入見済ニ付、居村荒 瀬村出起、浦田村、桂瀬村、同村支郷上羽立村・ 下羽立村、小又村、吉田村巡回	同 五日、増沢村倉廩江貢米上納ニ付、午前六時 居荒瀬村出起
一、里程十里余 但、荒瀬村より浦田村、桂瀬村、同村支郷上羽 立村・下羽立村、小又村、吉田村巡回、荒瀬村 迄	四月五日 荒瀬村より増沢村迄、右里程八里
一、廿八日 滞在	同 六日 増沢村出起荒瀬村迄、右里八里
一、金五拾錢 是者前里程十里余往復二日巡回日当	前 滞在四日 此金壹円
一、同貳拾錢 一是ハ滞在一日分 小以金七十錢 右之通相違無御座候、以上	前 往復里程、合十六里 此金六拾四錢 小以金壹円六十四錢 右之通ニ御座候、以上
第二大区四小区 副戸長 湊 勇 吉	第二大区四小区 副戸長 湊 勇 吉
明治九年 一月	明治九年 四月
二月一日、向銀山残有之ミそ（味噌）、高藤治助 預分改メ高千貳百貳拾七貫三百貳拾目相渡候 立合 鉾山寮支庁より出張 山 本 茂 昭 同下掛 木 沢 元 之 助 右ミそ相渡候受留扱処へ持参、橋本戸長へ直々相	明治八年亥十月、柚子諸材取賃 一、宍料百才 此取賃正錢廿五文 但し、四百才ニ而日雇老人分 一、 百十文也 一、丸太壹本 此取賃光（ママ）錢九文 但し、十貳本ニ而日用老人分百十文也 一、宍料并二角、山取之義ハ木之大小ニ不抱、日

用壺人分拾本、但し壺本拾壺文
 一、杉皮取賃、壺間七文
 一、片木板取賃、壺間十文
 一、コケウ取賃、三抱壺坪ニ而百五拾文
 一、山子より才受取、宍料者片面引、長角ハ面引
 なし

(扉)
 「 諸規則書留
 湊氏 」

明治六酉年、石代御相場
 一、式円卅壺錢八毛四糸
 同七戌年、同断
 一、四円廿三錢七厘七毛八糸
 同八亥年、同断
 一、四円廿四錢壺毛六糸

壬申年分小役免除取調書上控
 荒瀬村
 当高三百九十八石六斗八升六合
 一、保銀五目拾貫六百廿六匁九分八厘 本田
 但、当高拾石ニ付、式百六拾六匁五歩五厘
 当高式拾四石四斗式升
 一、同銀七百八十七匁九分一厘 上知
 但、当高拾石ニ付三百廿式匁六歩五厘
 当高六拾九石四斗九升式合
 一、同銀壺貫百式拾一匁八厘 別水
 但、当高拾石ニ付、百六拾壺匁三歩式厘五毛
 当高合四百九十式石五斗九升式合
 合銀拾式貫五百三拾五匁九分七厘
 但、平均拾石ニ付
 内四貫式匁八分五厘 文三亥ノ定額ニ立戻、拾石ニ付八十一匁式歩六厘上納
 但、是ハ惣当高四百九十式石五斗九升八合江
 平均四七入江壺七掛ノ定額ニ相成候
 残八貫五百三拾三匁壺分式厘 免除
 内四貫式百六十六匁五歩六厘 右半額、半額・概算本金ニ納金

壬申五斗米免除取調
 荒瀬村
 当高四百廿三石壺斗六合
 一、米拾四石八斗九合 本田三斗五升
 当高六十九石四斗九升式合
 一、米式石八升五合 別水■三斗米

ノ拾六石八斗九升四合
 内五石六斗三升壺合 上納
 残拾壺石式斗六升三合 免除

明治八年十月十九日、大区会議御用ニ而秋田郡水
 無村扱処出起、同日大館町着
 十月廿日 滞在
 同廿一日 同
 同廿二日 同
 同廿三日 同
 滞在日数四日
 一、里程片道拾四里余
 但シ、水無村より大館町まで
 一、壺円三拾五錢
 是者前里程十里法ニ而、往復三日分並旅行旅費
 一、壺円
 是者滞在四日分日当、但し壺日廿五錢
 小以金式円卅五錢
 右之通相違無御座候、已上

第二大区四小区
 副区長

明治八年 大和田 清風
 十月

貢米俵拔之規則
 一、俵 長サ式尺
 一、編フ 百五ツ
 一、フ間 六寸六分六毛
 一、簧俵 九百三拾目
 一、豎繩 五尋半、式百十匁
 一、繕繩 拾壺尋半、百七十匁
 一、小口繩 十五尋、百廿匁
 一、棧俵 式百九十匁
 一、菰編フ 百三ツ
 一、フ間 四寸
 一、目方 式百八十匁
 惣ノ式貫めノ目的也

乙第四十壺番
 各区々戸長・伍長総代
 旅費並滞在之日当定額、自今在之通更改候條、本
 月ヨリ施行可致、此旨相違候事
 明治九年三月十日 秋田県権令 石田 英吉

費目	区長	同副	戸長	同副	伍長惣代
並旅行	金五十銭	同	金四十銭	同	同
巡回	金三十五銭	同	金三十銭	同	同
滞在	金三十銭	同	金二十五銭	同	同
免職帰	金三十五銭	同	金三十銭	同	同

水無駅ヨリ本県マテ 三拾里九丁壹間
 大館マテ 拾四里廿四丁

水無駅より荒瀬村へ 貳拾六丁十六間
 吉田村へ 三拾三間四十丁 (ママ)
 小沢山へ 壺里四十四丁八間
 真木山へ 三十三丁六間
 銀山町へ 三丁三十六間
 但、揭示場より同場迄

増沢駅より
 麻生へ 貳十七丁四十間
 木戸石へ 貳十間貳十間

木戸石村より
 増沢村へ 貳十丁貳十丁 (ママ)
 川井村へ 貳十三丁十七間
 李岱村へ 三十一丁貳十間

川井村より
 下杉村へ 貳十四貳丁四十間
 木戸石村へ 貳十三丁十七間

下杉村より
 上杉村へ 六丁十五間

上杉村より
 道城村へ 十貳丁五十四間
 下杉村へ 六丁十五間
 新田目村へ 貳十貳丁卅間
 七日市村へ 壺里十六間十六丁十六間

道城より
 米内沢村へ 貳十四丁卅八間

米内沢村より
 浦田村へ 壺里六丁四十八間
 七日市村へ 貳里
 本城村へ 十八丁

浦田村より
 前田村へ 壺里十六丁四十間

前田村より
 五三堀村へ 十五丁
 小又村へ 十五丁

五三堀村より
 吉田村へ 廿五丁四十間
 小渕村へ 廿七丁
 小様村へ 卅貳丁

吉田村より
 沖田面村へ

荒瀬村より
 萱草村へ 廿九丁廿四間

同村より
 笑内へ 廿五丁四十四間

同所より
 幸や渡村へ 壺里

同所より
 比立内村へ 十六丁廿四間

一、馬喰税一円 毎年二月十五日限、前願分八月と貳度

(朱書)
 「明治六年九月四百七十七番」
 相撲芝居定額
 一、定芝居免許料 (朱書) 「三十円」
 一、寄 〓 其外共定席 同七円
 但、鑑札下渡之節、一度ニ上納可致候事

明七一十三月より同八月
 明七、十二月より同八、十月マテ仮官行ニ而左
 二、此月数十一ヶ月也

一、銅百五拾壹箇欠 小沢
 入鉛三箇過
 一、入銅八拾壹箇過 真木
 入鉛六拾箇過
 一、銅貳百六拾五箇欠 三枚

鉛五拾箇欠

- 一、銅貳百五拾四箇欠
入鉛貳拾六箇過

壹之又

鉾山夫食米村々集米概略取調

- 一、米貳千貳百石位 北比内村々
一、同千百石位 山田村組合
一、同三千貳百石位 六小区内
一、同貳千石位 中比内
一、千三百石位 阿仁分・増沢・寄延
一、米六百石位 小阿仁
一、同七百石位 小猿部
一、同四百石位 上村々
一、同三百石位 米内沢
合計壹万千八百石
一、銅山元敷、石ニ付壹錢壹厘四毛
一、舟かん米、石より三合
一、同増沢より水無村マテ、石ニ付壹升
一、増沢より米内沢マテ舟賃、石ニ付八錢、米内
沢より銀山マテ貳拾壹錢壹厘

証

元第二大区四小区秋田郡
荒瀬村

- 一、金貳拾錢 士族 佐藤 当 元
右者旧知事公より御酒料トシテ拝戴分、正ニ
受取候也

北秋田郡荒瀬村

年号 戸長 誰ノ印

月日

秋山直殿

岡百八殿